

令和8年第2回浅川町議会定例会

議事日程 (第4号)

令和8年3月10日(火曜日) 午前9時開議

日程第 1 議案第14号 令和8年度浅川町一般会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	須藤孝夫君	2番	富永勉君
3番	菅野朝興君	4番	兼子長一君
5番	木田治喜君	6番	岡部宗寿君
7番	須藤浩二君	8番	上野信直君
9番	会田哲男君	10番	水野秀一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	江田文男君	副町長	加藤守君
教育長	真田秀男君	総務課長	生田目源寿君
企画商工課長	我妻悌君	農政課長	関根恵美子君
建設水道課長	生田目聡君	会計管理者兼 税務課長	坂本克幸君
保健福祉課長	佐川建治君	住民課長	高野喜寛君
教育課長	我妻美幸君		

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田子広子 会計年度任用 芳賀純弓

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（水野秀一君） ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（水野秀一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（水野秀一君） 日程第1、議案第14号 令和8年度浅川町一般会計予算を議題とします。

審議の方法であります。歳出から歳入の順に、歳出は款の項ごとに、歳入は款ごとに質疑を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

それでは、歳出は款の項ごとに、歳入は款ごとに質疑を行うことといたします。

初めに、歳出について質疑を行います。

1款1項議会費について、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、2款1項総務管理費について、31ページから41ページ。

3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） 41ページの2款1項11目13節の防犯灯LED照明設備賃借料についてお伺いをしたいということで、10月から実施とのことでしたが、どの地区、何か所ぐらい設置するのかということをお伺いをいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私から答弁させていただきますが、しばしお待ちくださいませ。

それでは、私から改めて答弁させていただきます。

今の菅野議員のご質問ですが、当初説明したとおりなんです、今年度リースで10月1日をめどにLEDのリースを行っていくわけなんです、特定の地区は今は決めておりません。

現在、約520か所がLEDになっていない状況なんです。このうち令和8年度、来年度、半分の約260か所をLED、そしてリース化しようとしております。

なお、詳細を今後、詰めていくことにはなりますけれども、指名競争入札にて業者を決めたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかにありますか。

2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） 今ほどの質問と同じになりますけれども、このリース事業については、私、3年前に提案させていただいた件でありまして、今回、予算化に向かうということでは大変感謝申し上げます。

それで、2款1項4目LED防犯照明設備、それから同じく10目の防犯灯LED事業について、このリース事業の内容について、今現在、分かる範囲で結構でございますけれども、契約先、それから契約内容、これについては補修的なメンテナンスの部分のそういった内容、それから総体的な費用、そして改めてではございませんけれども、期待される効果というところで、ひとつ答弁をお願いしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私から答弁させていただきます。

今ほどのおただしですが、まず、先ほども申しましたとおり、答弁したとおり、業者はまだ決まっておりません。来年度、指名競争入札におきまして業者を選定する予定としております。

当然、業者は、今まで各自自治体でリースの実績のある業者に指名するつもりはしております。

概要ですが、リースなんです、この後の照明器具もそうなんです、10年リースを想定しております。リース会社といろいろと話をしますと10年というのが主流なんだそうですけれども、10年リースをしております。

それと、費用対効果なんですけれども、議員さんおただしのとおり、維持管理、こちらが一番負担がなくなるというのが最大のメリットでもありますし、それと行政区の負担軽減にもなります。

こちらで指名しました、落札した業者が一切合財メンテナンスを含めて見ていただけるということにしたいと考えておりますので、我々は窓口といいますか、簡易的なものについて当然対応しますけれども、今後は、リース形式になれば業者がメインでこの防犯灯の管理をしていただけることとなります。

参考になんですけれども、今現在、光熱費が310万ぐらにかかっているんですけれども、極端に言いますと2分の1、半分削減できまして、180万と試算はしているんです。失礼しました百五、六十万に。これは実際、確かにやってみないと分からないんですけれども、そのように想定はしております。

ただ、リース事業の中で1つ我々町で持たなきゃならないのは、これは電気料金です。

電気料金は町で持ちますけれども、従来の蛍光灯がなくなってLEDになるものですから、こちら大幅に削減されると期待はしております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） ありがとうございます。

ちょっと再質問で、1点だけさせていただきます。

期待されるメリットというところでは多々あると思いますけれども、それは今後、再度次回の機会にも質問できますので、今回は契約を予定する中身の中で、メンテナンスの部分については、実際は今までそういった町の業者さんが維持というところではご協力いただいておりますけれども、契約してその部分の、いわゆるメンテナンスという部分で町の業者を使って、そういったリース会社と契約を結んでやっていくのかというところの今の段階での方向性、分かる範囲でちょっと答弁をお願いしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私から再度答弁させていただきます。

今ほど議員さんからおたがしがあった件なんですけれども、そもそもなんですけど、先ほど議員さんのおっしゃった3年前からということで、我々も他の自治体、先進自治体視察等いろいろお話を聞いてきました。

その中で、この事業に限ってではないんですが、町内には各種様々な業者さんがいらっしゃいます。

当然、町の業者ですので手厚くということはないんですけれども、恩恵を受けたほうがいいかなと思っておりまして、まず確かに議員さんのおっしゃるとおり、町内にも業者さんはいらっしゃいますので、そこは視野に入れてはおります。

それを踏まえての今回、リース契約をしたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。ほかにありませんか。

1番、須藤孝夫君。

○1番（須藤孝夫君） 39ページ、2款1項8目の負担金、助成金についてなんですけれども、春夏秋冬花火開発事業補助金についてなんですけれども、近年の浅川の財政において、春夏秋冬花火の事業の意義について伺います。

費用対効果もですけれども、450万の内訳、春、夏、秋の内訳と、見に行っている観覧者の人数、夜なのでなかなか分からないと思うんですけれども、どれくらいの人が行っているか、お願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 詳細のほうは担当課より説明させていただきますが、この春夏秋冬の花火、夏は当然、浅川町は伝統の花火でございます。春と秋は、これはできて十三、四年だと思います。

これは補助事業でやっておりますが、今、私も引き継いでやっておりますが、今のところ町民からは、やはり浅川町は花火の里だねということをおっしゃっておりますので、私は恐らくこの事業はしばらく続けたいと思っております。

あと、補足説明を担当課で説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） では、私のほうから補足でご説明をさせていただきます。

春夏秋冬花火打上開発事業補助金は、夏以外の春、秋、冬に打ち上げている花火に対する補助となっております。町長が申し上げましたとおり、多くの町民に喜んでいただいております。

以前から本町は、花火の里浅川ということでPRしてまいりました。

現在は地域おこし協力隊の力をお借りしながら、花火の玉詰め体験、それから花火玉キャンドル作りというもので、花火の里浅川を感じていただけるような、そういう体験活動というものを検討しているところです。

花火の里浅川のブランド化を図るには、年4回の打ち上げ花火というものは不可欠であると考えております。

また、年4回、花火を打ち上げることによりまして、移住相談会などで来場者とお話する際に興味を持っていただけるポイントでもありますので、そういった面でも意義があるのかなというふうに考えております。

あとは、来場者の関係なんですけれども、申し訳ないんですけれども、人数は把握はしていないんですけれども、近くの駐車場とかを見ますと車がいっぱい止まっておりますので、それなりの人数は来ているのかなと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 1番、須藤孝夫君。

○1番（須藤孝夫君） 分かりました。

方向性としてなんですけれども、行事というのは、始まっちゃうとなかなかやめるのが、町長をはじめ今後の方向性というか、町長の方向性もあるのですが、始まっちゃうと行事ってなかなかやめられないんですけれども、新たに始まっている行事も多いので、今後はというか、町長の意向もあるんですが、財政もありますし、事業の見直しというのも考えていってほしいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 全くそのとおりです。一度補助をあげると、なかなかやめるのは本当に大変です。

補助を1回出せば、もう段々それが積み重なっていくわけでありますから、財政面のこともあります。

夏は、これは当然やめるわけにはいきませんので、春とか秋、もしも町民の声が多くあれば、やはり検討しなければいけないと思っております。

まだ今のところ、そういう声が上がってきておりませんので、今後、私も今あっちこっちいろんな行事で回って歩いておりますから、そういう機会があればやはり一度お話をしてみたいと思っておりますので、急にやめるわけにはいきませんので、ではあと2年後、3年後、そういうふうになっていくと思いますので、今後の検討課題かなと思っております。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

9番、会田哲男君。

○9番（会田哲男君） 38ページの、今の富永議員のほうからも質問があったんですが、LEDの賃貸借関係、38ページと、あと41ページにもありますLED照明設備賃貸借料。

財産管理費のほうで行きますと、一応、半年予算で886万8,000円、1年だと約1,773万6,000円。

交通安全対策費のほうで行きますと、防犯灯関係ですが、261万6,000円、1年間で523万2,000円。

前LEDの導入について一般質問があったと思うんですが、そのときの回答は、他町村の例を見ると、技術料が高くなっちゃって失敗したみたいな話もちらっと私、覚えているんですが、この辺の1年間1,700万、ト

ータルで2,000万近くいきます。2つで、防犯灯も含めて。これを今後の委託料、入札でやるということですが、この上昇分なんかはどのように考えているんですか。

また、途中でリース会社が、この間、給食センターの話がちらっとあったんですが、保育所の給食の話でも、高くなっちゃって何とかまけてもらったとかそんな話があったんですが、この辺の単価上昇のほうを含めて考えて、どのように今後、考えているかお聞きしたいと思います。

それと、38ページの12節の委託料なんですけど、これ、DX推進アドバイザー業務委託と、おためし地域おこし協力隊と、トータル的に5つの委託で3,832万くらい予算計上しています。これは町づくりの効果をどのように捉えているのか。

あと、この事業費については交付税措置されているんですけども、交付税がどのくらい措置されているのかお聞きしたいと思います。

同じく39ページの18節の負担金、企画費の負担金です、18節の負担金なんですけど、コミュニティ助成事業200万円について、1団体という説明だったんですけど、どこでしょうか。

あと、農産物加工製造販売事業主体運営事業補助金590万円についてですが、これについても、もう11年くらい同じくらいの金額を補助していると思うんですが、この辺の収益率、決算当たりでいくと400万円くらいの売上げだということなんですけど、これ、590万、毎年、10年で5,000万くらい行っています。この効果というのはどのようなものと認識しているかお伺いしたいと思います。

また、私は思うんですけども、駅前農協を借りてやっています。あのお客さんなんかはどのくらいいるんですか。その辺をお聞きしたいと思います。効果です。買物弱者対応ということなのでしょうけれども、この辺の効果もお聞きしたい。

今後の在り方も併せて、町の考え方を伺いしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、行政の委託の業者選定というのは、これは本当に大事ですよ。

1社に任せたら段々お金も上がっていく可能性がありますので、本当にこれは厳しいところだと思っています。

恐らくこのLED関係は、全部が全部、全てやるとは思っておりませんが、まずこれは、質疑がいろんな担当課が交ざっておりますので担当課より説明させていただきますが、私、町長としていろんな、今、行事をやっております。

これは本当に全て町民のために、子どもから高齢者が浅川町に住んでよかったと思うような、そういういろんなイベントを考えておりますので、今後ともいろんなお金がかさんでいくと思われませんが、恐らく補助事業もかなりあると思いますので、各担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私からは1点目の先ほど来、答弁しております防犯灯のリースについて答弁させていただきます。

確かに議員さんのおっしゃるようなこともあるかもしれないんですが、物価上昇等も含めまして。こちらとしましては当然、改めておさらいですけども、蛍光灯が製造中止になりまして、LED化は必須なわけなん

ですけれども、確かに総額経費は割高になるかもしれません。

しかし、今のようなことがございますので、将来に向け、あとカーボンニュートラル、こちらに関連しておりますから、町としましては、改めて申しますが、来年度それぞれをリースとしてしたいんですけれども、費用負担の平準化、こちらは大原則といえますか、リースですから平準化になりまして、凸凹がなくなるのでありますけれども、その上昇分といえますか、そこは10年間リースなので、10年据置きだと10年後がどのようになるかはまだ不明な点がありますけれども、入札を実施するわけですので、そのときの条件、こちら先ほど申しました先進自治体、こちらを参考にして入札の内容は決めたいと思っていますので、半年間据置きといえますか、新年度早々にやるわけではないのは、この準備期間ということで予算が決定していただきましたならば、半年間よく考えまして、10月1日スタートにしたいと思っております。

こちらが今現在、答弁できる内容でございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） では、私のほうから2点目以降、ご説明をさせていただきます。

まず、委託料関係になりますけれども、順を追って説明させていただきます。

まず、DX推進アドバイザー業務委託料508万2,000円につきましては、特別交付税の措置率が70%となっております、本町の負担は30%の150万円程度となっております。

これは、全庁的にDXを推進するために外部専門家による支援、それから助言などを受けるものとなっております。

DXを推進することによりまして、行政手続のオンライン化、窓口の手続の簡素化、それからキャッシュレス化などの町民の負担軽減につながるものと考えております。

次に、地域おこし協力隊募集支援業務委託料264万、地域おこし協力隊設置運営等業務委託料2,400万円、地域力創造アドバイザー業務委託料560万円、おためし地域おこし協力隊業務委託料100万円の4事業につきましては、地域おこし協力隊関係の事業となっております、全て特別交付税の上限の額以内の金額で事業を行っておりますので、本町の負担はございません。

それぞれの事業の中身につきまして、簡単にご説明をさせていただきます。

地域おこし協力隊の募集支援業務委託料につきましては、地域おこし協力隊を募集するもので、今まで町で直接募集していたときにはなかなか協力隊が集まらず、採用することができませんでした。

そこで、委託することによりまして、優秀な協力隊の方に今年度着任していただくことができました。協力隊は3年という任期がございますので、協力隊が途切れることがないように、今後も継続して募集をしていきたいと考えております。

次に、地域おこし協力隊設置運営等業務委託料につきましては、委託の地域おこし協力隊の給料、家賃、車のリース等に対する経費や地域おこし協力隊の日々のサポート、浅川で暮らすサポート、そちらに対する経費となっております。

特別交付税の上限は、1人当たり550万円になっています。そのほかに協力隊の日々のサポートに要する経費として、1団体につき200万円が加算されますので、本町の場合ですと、8年度予算で言いますと550万円が

4名分の2,200万円、それに日々のサポート分といたしまして200万円加算されますので、合計2,400万円となります。

なお、協力隊がさらに増えた場合につきましては、1人につき550万円加算されますので、委託分については町の負担がないということになります。

次に、地域力創造アドバイザー業務委託料につきましては、地域活性化に関するノウハウ等を有する外部専門家に助言を受けるものとなっております、観光地域づくり等についてアドバイスをいただいております。

令和7年度につきましては、一般社団法人つながるの設立や旧米蔵の改修についてもアドバイスをいただいております。

次に、おためし地域おこし協力隊業務委託料につきましては、地域おこし協力隊につきましては、どうしても自分がやりたい仕事と実際の仕事にミスマッチが発生することがございます。それを避けるために数日間、2泊3日程度になりますけれども、お試して地域おこし協力隊として活動をしていただくものとなっております。

これらの地域おこし協力隊関連の事業につきましては、行政ではできないような様々な地域おこしの活動を行っております。これらの活動には、町民の方々にもご協力をいただきながら開催しているものもありまして、一緒に作り上げることによりまして、地域活性化につながるものと考えております。

次に、3点目、コミュニティ助成事業補助金についてになります。

8年度のコミュニティ助成事業につきましては、山白石地区の東部農地組合、農村広場運営委員会への補助となっております。

山白石の多目的研修センターに隣接しております広場を管理するために草刈機を整備するもので、歩行型のハンマーナイフモアを2台の購入を予定してございます。

4点目、加工所関係になります。

一般社団法人元気あさかわ夢工房に対する補助となっております、そちらが決算状況になりますけれども、直近、令和6年度の売上高につきましては1,127万2,233円で、純損失が80万9,237円、令和5年度の売上高につきましては1,108万9,775円で、純損失が57万563円となっております。

6年度と5年度を比較しますと、売上高については18万2,458円増とはなったところですが、純損失については逆に26万8,670円増加ということで、売上よりも損失のほうが増えているという状況になってございます。この辺につきましては、段々年数がたってきて修繕が出てきたりとか、そういったもので経費がかかってきているというところでございます。

あとは、駅前の店舗、マルシェのお客様の状況なんですけれども、令和6年度の実績でいきますと年間で1,245名となっております、毎月大体100名程度のお客様が来ております。売上高といたしましては、121万7,520円となっているところです。7年度につきましては、若干6年度よりは少なくなっているところですが、おおむね月100人ぐらいとなっております。売上につきましても、お客さんの数が若干減っているのですが、4月から2月で107万円程度ということで、おおむね前年並みとなっているところでございます。

それから、効果というところではございますが、マルシェにつきましては、やはり近くに住んでいる高齢者

の方がお買物に来てくださってございまして、ちょっとしたものの補充であったりとか、あと、買物に来たときに話ができるのがうれしいというような話をしておりました。

あとは、移動販売につきましても、近くまで車で来てくれて、自分の財布からお金を出して買物をするというのが楽しいということで、そういったことでも効果的なのかなというふうには感じております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、会田哲男君。

○9番（会田哲男君） LED関係なんですけど、10年間はこの金額、今回、半年分なんですけれども、予算は、10年間固定される金額でいくということでもいいんですね。

それと、今の企画費の中の農産物加工直売所、これ、夢工房ですか。町と農協と商工会ですよ。この店舗は多分、農協が借りているんじゃないかなと思うんですけども、これは3者で負担している考えになるんですか。

賃借料関係、どのくらい支払っているかはちょっと私、分からないんですけども、賃借料はどのくらい払っているんですか。この農協のところを借りている賃貸借料。これ、3者で多分負担していると思うんですけども、農協、町、商工会。立ち上げたときに3つの団体で立ち上げたものですから、当然3つで払っているかと思うんですけども、それはどうなんでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） では、私のほうから2点目のマルシェ、お店の関係について答弁させていただきます。

まず、あちらの場所をお借りしている賃料なんですけれども、年間20万円ということでお借りしております。そちらの負担は誰がしているのかということなんですけれども、夢工房では、補助金とか外部から頂いているのは町からの590万円だけになっていますので、その590万から払っているとすれば、町が負担しているということになりますし、自分たちで稼いだお金で払ったということであれば、夢工房が払っているということになるんですけども、農協、商工会からはお金、頂いていませんので、誰がと言えば町が負担しているという形になるのかと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） 1点目なんですけど、リースの年契約、こちらとしましては、業者見積りなんですけれども、徴したところなんですけれども、10年定額ということで見積りは頂いておりますので、そのように私のほうでは思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 私のほうでは、ちょっと少額ではあるんですけども、2款1項1目12節、ページが33

ページなんです、顧問弁護士委託料ということで36万、新たに出てきました。

顧問弁護士委託料ということで、令和8年度に予算化されたというふうに承知しています。

従来、社協のなんでも法律相談が実施されています。今回、町の顧問弁護士ということで新たな委託をするに至って、社協が支払っていた契約料と町委託では金額の差異はあるのかどうかということをもまず1点目、お伺いしたいと思います。

また、定期的に来庁等の顧問弁護士としての現状想定される業務内容、こちらのほうをお伺いしたいということです。

それからもう一つが、38ページ、ただいまも地域おこし協力隊については、同僚議員が質問しました。

個別にはちょっと理解したところなんです、昨年度も同様の質問をさせていただいています。

それで、あまりにも動きが活発過ぎる。大変喜ばしいことではあるんですけども、活発過ぎてトータルでの理解できないところがありますので、改めてお伺いしたいんですが、地域おこし協力隊の雇用委託別、町が雇用している部分と、それから委託で行っている部分があるかと思うんですが、その別に、歳入歳出金額及びそれに対する国・県・町の負担金額を改めて、トータルで結構なんで、トータルのところの金額を教えてくださいなと思います。その2点、お願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 各担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私からまず1点目の顧問弁護士委託料、こちらについて答弁させていただきます。

実は、議員さん方ご存じのとおり、月1回、袖山の福祉センターでなんでも法律相談、実施しております。

白河の弁護士さんがいらっしゃって、相談、乗っていただいておりますが、こちらは今まで町の一般会計の予算でも支出しておりました。保健課のほうで予算計上を毎年しておりました。

それを実は今回、その弁護士さんといろいろお話ししまして、町では幾多の相談案件、あるんです。実は、今までも相談、若干はしていた部分があったんですけども、改めて話を過日しましたらば、町全般も相談に乗って大丈夫だよということをお言われたものですから、そのような申出があったものですから、では保健福祉課のなんでも法律相談じゃなくて、改めて総務費で計上しようということで、保健福祉課のほうの計上じゃなく総務課で来年度からはしたいと思っております。

内容ですけれども、弁護士さんに来ていただくわけではなく、こちらから白河に出向いて、案件がある都度、伺って相談したいとは考えております。そのような内容となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） では、私のほうから地域おこし協力隊関係についてご説明させていただきます。

先ほども同じような答弁をさせていただいておりましたが、先ほどは委託の部分のみで、今回は町雇用の分も含めてご説明をさせていただきます。

地域おこし協力隊関連の費用につきましては、地域おこし協力隊に関するもののほか、地域力創造アドバイ

ザ一、地域活性化企業人に係るものがございます。

まず、地域力創造アドバイザーにつきましては、地域力創造アドバイザー業務委託料として560万円。

次に、地域活性化企業人につきましては、地域活性化企業人制度負担金として560万円。

次に、地域おこし協力隊につきましては、委託と町採用の2つの方式がございますが、委託につきましては、地域おこし協力隊募集支援業務委託料264万円。地域おこし協力隊設置運営等業務委託料が4名分で2,400万円。

町採用につきましては、給料、超過勤務手当、期末勤勉手当等で400万2,000円。活動に要する経費といたしまして、社会保険料、旅費、活動補助金等で235万8,000円となっております。

そのほか、令和8年度の新規になりますけれども、おためし地域おこし協力隊業務委託料100万円を加えまして、合計で4,520万円となっております。

その費用の財源の内訳につきましては、国が特別交付税として4,296万5,000円。県からの補助金等はございませんので、差引きが町負担となりまして、223万5,000円が令和8年度の当初予算上の町負担となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 地域おこし協力隊については、大体分かりました。

それで、1問目の顧問弁護士委託料ということなのですが、これは初めて総務の顧問弁護士委託料という節です。

予算化されたというふうに承知しているのですが、従来もなんでも法律相談であったということの今の答弁ですけれども、定期的な来庁を含めた顧問弁護士としての業務内容ではないんだということで、難関案件があるたびにそちらの事務所のほうに赴いて相談に乗るとということなのですが、条例規定、規則要綱、契約書を含めて、事業が活性化されればされるほど多岐にわたるということを認識しています。

かねがね、これは個人的見解なんですけれども、町内に、役場の中にホームグループなり何なりの創設が急務だなということのを常々思っていたんですが、昨日の防犯カメラの設置条例なんかも含めてその必要性を新たにしたところなんです、その中で顧問弁護士の委託ということで、最初に聞いたときは、適宜なタイミングだなというふうに心得ていました。

それと、人員配置で窮屈な部分もありますので、なかなか単独でホームグループの設立というのは難しいんだろうと思いますが、外部の力を借りてその辺をやっていくんだということで私は考えていたんですが、非常に最適な選択だなというふうに思っていたんですけれども、今ほどのお話を聞きますと、業務内容を伺いましたが、顧問弁護士として常に契約書のチェックなんかも含めてリーガルチェック、法務確認、そちらのほうをするのかなということも思っていたんですが、行政として一番避けなければいけない法令違反の回避という意味からすれば、いろんな業務の中でその利用をしていただきたいなというふうに思っているんですが、顧問弁護士として、日常的な業務で何か考えていること、今、先ほどの答弁でありましたとおり、何か問題が起きたときに相談に行くという、いわゆる相談という、新たなこの顧問弁護士委託料が本当に名実ともに顧問弁護士委託になっているのかどうか、その辺の業務内容も踏まえて教えていただきたいなというふうに思っているんですが。

例えば、石川管内ですと、古殿と平田に顧問弁護士ということが、細目が出てきます。ですから多分、古殿とか平田は、そういった意味では顧問弁護士との契約がなされているんだろうというふうに思いますけども、中身の問題です。

ということは、逆に言うと、私が考えていることからすれば、顧問弁護士料がちょっと安過ぎるのかなというふうに思っていますので、なんでも法律相談で月3万で掛けることの12で36万という数字がそのまま出てきていますので、そうすると、なんでも法律相談みたいな形での枠から出て行かないと、それ以上のことにはならないということで、いろんな契約だとか何かのあれをチェックしてもらう意味でも、顧問弁護士というのは非常に重要だと私は考えているんですけども、その辺の業務の内容の拡大というのは、どういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（水野秀一君） ちょっと待ってください。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） この顧問弁護士、36万が安いのか高いか、私個人は、今までずっとやっていただいて、相談などしていただいて36万というのは物すごく安いと思っていますよ、これは。

今後とも、私はいろんな面で相談することは多々あるんですよ。そういう中で、何回相談しても36万というのは、本当にこれは物すごく安く感じております。今後もこういう顧問弁護士を使っていきたいと思っています。

その辺は担当課から説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私から補足答弁させていただきます。

先ほど来、申し上げますとおり、今年度、令和7年度までは、歳出予算でいいますと款項目の3、1、1にございました。

同額36万計上をずっとしておりましたが、そちらを改めて総務課に計上した経緯は、先ほど申し上げたとおりなんですけれども、一番の相談は、やはり対相手がございますから、トラブル対応のときなんですけれども、こちらに、我々やはり素人なものですから、法例的に難しいところもあるんです。

その助言をしていただくために弁護士さんをお願いしましたらば、快く受けていただいたので、総務費に計上し直したわけなんですけれども、ただいま木田議員さんからいろいろご提言がございましたが、こちらは視野に入れたいと思います。なるほどと思うところもございますので、今後の検討とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 今、大体、顧問弁護士の相談料、顧問弁護士でなくても弁護士の相談料というのは、おおむね一般的なことで言えば30分5,000円ぐらいです。大体そのくらいかかるはずですよ。どのあれを見ても、大体相談に行くと30分で5,000円ぐらい取られるんだろうというふうに思っています。

これは司法書士さんでも同じぐらいなのかどうかちょっと分かりませんが、それも安いほうなのかもしれないんですけども、確かに今、町長から答弁あったように、いろんな業務を増やしていくにはちょっと安いというふうな感覚を私は持っています。ただ、なんでも法律相談的な相談事であれば、妥当なのかなというふうに思

っています。

ですから、業務内容、どれだけの業務を委託するかということになるんですが、ただ、顧問弁護士委託料という文言を使って顧問弁護士として委託する、町が、浅川町が顧問弁護士委託料ということでその名前を使うのであれば、なんでも法律相談的な話の中ではちょっともったいないなど。本当に合っているのかなという感覚は持っています。

ですから、顧問弁護士委託料という言葉を使うのであれば、逆に、使うのであれば業務内容をもっと広げていただきたいなというものが私の希望でございますので、ぜひともその辺は考えていただきたいなというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） 2点ほどお伺いします。

まず、35ページ、2款1項4目の財産管理費の委託料ですが、前年度、7年度までは旧山白石・旧里白石小学校の管理業務委託料があったんですが、8年度は計上されていないので、その要因をお聞きします。

それから、浄化槽維持管理費と清掃委託料が計上されていますが、多分これ、旧山小・里小の浄化槽かと思いますが、その確認の意味でこの浄化槽の場所をお聞きします。

それから、40ページの2款1項8目企画費の補助金で、地域おこし推進事業補助金が前年度より350万円ほど増えております。その要因をお伺いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私から1点目について答弁させていただきます。

財産管理費、こちらは兼子議員さんおっしゃるとおり、浄化槽のほうから先に答弁させていただきます。

浄化槽は旧里小・山小の校舎の委託料でございます。管理費でございます。

それと、旧里小・山小の管理業務委託料が旧里小分に計上されていない理由は何かということですが、こちらにつきましては、平成31年3月に各小学校、閉校いたしました。その後、地元の方に月に二、三回程度、窓開けをして空気入替えをお願いしていたんですが、山白石はずっと同じ方をお願いしていましたが、里白石なんですけれども、なかなか、お願いする方が辞められましていなくなってしまったんです、実は。

今はどうしていますかといいますと、職員が定期的に行って窓開けをしていますので、予算は落としました。

今後、前から議論されております小学校旧校舎、どうするんだという話も兼ねますけれども、どのようにするかは今後の検討材料なんですけれども、そういうことで里白石はお願いする方がいないので、その分の計上は今回はしませんでした。

以上です。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） 私のほうから2点目につきまして、お答えさせていただきます。

地域おこし推進事業補助金につきましては、地域おこし協力隊が行う事業に対する補助となっております。

令和8年度につきましては、DCの年ということもございますので、DC関連の事業で新しい事業が増えてございます。

開催予定のものにつきましては、駅前での体験型イベント、こちら、新規のイベントになりますけれども、小さな馬ですか、ポニーとか、あと小動物に来てもらってちょっとした動物園みたいなものをやったり、あとは子どもたちがスポーツのようなそういった体験ができるような、そんなイベントを予定しております。

それと、今までどおりものになりますけれども、駅前マーケット、クリスマスマーケットとイルミネーションと、あとは音楽祭と産業まつり、それから今年度から実施しています七福神巡り、さらには健康ふつとばす、あまりお金のかからない事業になりますけれども、健康ふつとばすや謎解きウォーキング等々を予定しております。

健康ふつとばすとか謎解きウォーキング、ウォーキング系のものにつきましては、複数回実施したいと考えております。

増額の理由といたしましては、先程も申しました令和8年度、こちらがDCの年ということもありまして、イベント、新規事業などをやりましてPRしていきたいと考えているところです。

また、令和7年度、今年度につきましては、県の補助金のいうふうな関係で、90周年記念事業のほうにイベントにかかる経費の一部を計上しておりました。

そちらが令和8年度には企画費のほうに計上となったものもございますので、その辺の関係でお金の出し所が変わったというところで、企画費が増えた部分もございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） 1点目のあれですね、浄化槽の件は分かりましたが、その旧里白石小の管理、窓開けとかいろいろを職員がやっているということの答弁でした。なかなか大変ですね。

これ、あれですか、どのくらいの間隔で、1週間に1回とか、月に何回とかという、そういう間隔で行っているんですか。その辺、ちょっと再度お願いします。

2点目の企画費の350万円の増の内容は、いろいろイベントがあって、destinationキャンペーンの絡みでいろいろ盛りだくさんのイベントを予定しているということで、特に駅前では、小動物と触れ合うというんですか、そういうものも予定しているということで、分かりました。いろいろそういう形で地域活性化を進めていただきたいと思います。

では、すみません、1点目の旧里白石小の管理の件、再度お願いします。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私から再度答弁させていただきます。

先ほども答弁したとおりなんですけれども、月に2、3回は職員が出向いて行っております。

機械警備は入っているんです。旧里小、山小につきましては、なので、セキュリティーは入っているんですけれども、やはり空気の入替えは行っております。

ただ、今、議員さんからもご指摘あったとおり、大変じゃないかという話も確かにありますので、今現在は

職員が対応していますけれども、例えば委託も視野には入れておりますけれども、やれるところはやはり職員で対応して、経費の節減には努めたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかにご質問ありませんか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 何点か質問させていただきます。

まず、38ページの婚活報償費に関してなんですけれども、石川郡5町村の婚活事業ということでありますが、今年度はなぜ1回の開催になってしまったのか。

今まではずっと年に2回やられていたと思うんですけれども、今年度は1回になったその理由、それからその結果はどうだったのか。

やはり年に2回に戻すべきではないかというふうに思うんですけれども、その辺についての考えを伺いたいと思います。

2点目ですけれども、地域おこし協力隊に関していろいろとご質問があつて、大体分かりました。

新年度は4人体制で臨みたいということなんですけれども、どういう取組をしてもらうのか、その4人の方々に、その点を伺いたいというふうに思います。

それから、通告からはちょっと漏れたんですけれども、空き家バンク補助金に関して、浅川町には宿泊施設がなくて、これ、勘案事項になっているわけなんですけれども、新年度は、民泊も含めて何か宿泊施設が浅川町にできる見通しはあるのかどうかという点を伺いたいと思います。

それから、民泊をやりたいという方に対しては何らかの補助金があるのか、国や県から。それと、町はそういう補助金をつくる考えがあるかどうか、その点も伺います。

さらに、宿泊施設としてずっと使われないみのわ団地の空き部屋を一時的な宿泊施設にすることは可能かどうか、突然の質問で申し訳ないんですけれども、その点も併せて伺いたいと思います。

それから、この空き家問題に絡んで、いろいろとこれまでもずっと議論されてきた旧浅川座に関してなんですけれども、この件もちょっと整理して伺いたいと思うんですけれども、課税対象となる建物ではなくなってしまうということで、建物には課税していないということでありました。

そうすると、複数人いると言われている地権者の方に町に土地を譲渡してもらって、そして譲渡を受けて、その旧建物の所有者の建物の残り、これも町に譲ってもらって、町が建物を取り壊して整地をして、土地を取得をして、そしてその後、何らかの活用をしていくと、こういうことは可能性としてあるのかどうか、その点を伺いたいと思います。

それから、40ページの高齢者のタクシー補助に関しましてなんですけれども、一般質問で、新年度から配偶者も使えるようにするというようなニュアンスの答弁がありました。具体的にはどういうふうにするのか伺いたいと思います。

それから、新たな補助制度として高齢者の安全運転支援装置補助が設けられました。アクセルとブレーキの踏み間違いによる事故防止の装置です。

これについて伺いたいんですけど、年齢、対象年齢、それから要件、補助を受けるまでの流れ、それから具

体的に補助の受付開始時期をお伺いしたいと思います。

それで、予算上は2万円の3人分の6万円が計上されておりますけれども、申請が多かったならばどう対応するのも併せて伺いたいと思います。

最後に、LEDの賃借料に関して伺いたいと思うんですけれども、町民の方から心配の声が出されたのは、LEDにして適切な明るさにしてもらえればいいんだけど、明る過ぎるようになるようになってしまうと、あちこちから苦情が出るんじゃないかということで、適切な明るさとか照らす向き、こういうものにも気を配らなければならないと思うんですけれども、この点はどのように進めるのか伺いたいと思います。

それから、町の施設と、公共施設と、防犯灯は話題になっておりますけれども、街路灯です。町内の街路灯については既にLED化されているのかどうか、これに対して、LEDでなければどのように対応していくのか伺います。

あと、あわせて、LEDの防犯灯に変えていく交換料と年間の賃借料があると思うんです、1件あたりの。これは幾らぐらいになるのかを伺いたいというふうに思います。

それから、先日の3月補正の審議の中で、コミュニティ助成事業として集会所にエアコン設置、1件は認められて、もう1件は認められなかったということでもありますけれども、そういうものにも認められるのであれば、地域の防犯灯のLED化もこのコミュニティ助成事業を活用してできないのかどうか、突然の質問で申し訳ないんですけれども、その辺についても伺いたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 詳細にわたりますので、各担当課より説明させていただきます。

なお、1点目の婚活事業、間違いなく今年度は1回でありました。

その理由は、実行委員会が今まで何十年とやってきまして、本当にこのままでいいんだろうかということで、今回は婚活事業じゃなくてハレの日恋ごとということをやらせていただきました。そういう中で、今回いろいろ実行委員会が話をした結果、今回1回しかできませんでしたので、次年度からは2回やる予定でございます。

それと、今まで合計18回、約1,700名の方から参加申込みがあり、281名のカップルが誕生しております。

次年度から少しでも、1人でもカップルができるように2回は開催するようにやっていきたいと思っております。

あと、プレーキの補助、3人掛ける2万で6万円、当然、申込みが多かったら、補助事業でお金を足しても皆さんのご希望に添いたいと思っております。

あと、みのわ団地、空きは宿泊にしたらいんじゃないかという前回はこのお話がございました。私もいろいろ検討させていただきました。

なるほどいいアイデアだなと思っておりますが、今度、駅前で蔵を改造して、恐らく民泊ができますから、まずその民泊の状況を見て、もしも本当に足りないようであれば、みのわ団地を本当に早急に検討する必要があると思っております。

私からは以上です。

あとは各担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） 私のほうから、まず地域おこし協力隊関係についてご説明をさせていただきます。

現在の地域おこし協力隊は、町の会計年度任用職員として採用した地域おこし協力隊が1名、委託の地域おこし協力隊が1名、合計2名となっております。

今現在の仕事の内容といたしましては、町採用の協力隊につきましては、駅前マーケット、健康ふっとばす、謎解きウォーキングなどのイベント関係をお願いしております。委託の協力隊につきましては、旧米蔵を活用した町の活性化に取り組んでいただいております。

協力隊の皆さんは民間を経験した方がほとんどですので、民間のアイデアや行動力、そういったものを生かしていただきたいと考えております。

新年度につきましては、4月に1名新たに着任いたします。ですので、8年度のスタートは3名でのスタートとなります。また、6月か7月頃にさらに1名、着任の予定となっております。

旧米蔵を活用した町の活性化に取り組んでいただきたいと考えているところですが、町の今ある資源や、あまり皆さんが知らない資源の掘り起こし、そういったところにも力を入れていただいて、本町のことをPRしていただければと考えているところです。

続きまして、コミュニティ助成事業についてなんですけれども、申し訳ないんですけれども、資料がなくて詳細が今現在、分からないところですので、今後、調べていきたいと思っております。

ただ、コミュニティ助成事業、毎年複数の行政区とか団体から要望がございまして、その中でも、町で申請できるのが1件か2件を選んで申請しなければならないということで、町の事業を優先的にというふうには現在なかなかいっていないような状況ではございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 上野議員、空き家対策については、8款でページの87のときをお願いできれば。

○8番（上野信直君） どこですか、空き家。

○議長（水野秀一君） 8款の、ページが87ページのときに、空き家対策については。

○8番（上野信直君） はい、分かりました。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私からも答弁させていただきます。るるございました。

まず、高齢者のタクシー助成券、こちらですけれども、今議会でそのような答弁がなされておりますが、課内で議論をしております。

多分なんですけれども、限られた方だと思うんです。証明とか、タクシー、相手もあるものですから、こちらとしましては、町の方でもありますし、タクシーを利用する人が仮に配偶者の方だったとすれば、自己申告で申し出ていただいて、それで適用させようかなと、今現在はそうように思っております。

その証明を出してくださいとかそのようなことは、町民の方なのでお互い信頼関係で実施したいと考えておりますので、今現在ではそのような考えを持っております。

なお、この件は、課内で煮詰めましたらば、改めて新年度になりましたらば、今タクシーチケットの該当者、

申請者の方に一齐にチケットを送るものですから、その中に通知はしますし、町広報紙、ホームページでもそのように周知したいと思います。あくまでもそこは臨機応変に対応したいと考えております。

次に、来年度新規のブレーキの装置の補助ですが、こちらは先ほど町長が答弁したとおり、2万円掛ける3人ということで6万の計上をしておりますけれども、こちらは頭打ちはしないように考えております。

要件なんです、他自治体を参考にしながら今、要項をつくってはおりますけれども、今現在の案としましては、申請時におきまして、申請者が3か月以上町に住所を有し、かつ年度内に70歳になる方です。それと、税金滞納がない方。来年度中に取付けが終わる方、そして支払いも終わる方。

受付の開始時期なんです、これは何月ということをおのほうで申したくはないのですが、できるだけ早い時期に、煮詰めましたらば、できるだけ早い時期に開始したいと思っております。

それと、LED防犯灯の関係ですが、なぜ防犯灯をつけますかということですが、各行政区からの要望そして各区長さんに立ち会っていただいて、ここということに電柱につけるか、新規でポールを立ち上げるかによって、ケース・バイ・ケースで立てております。

この明るさなんですけれども、明るさは容量が決まっているはずなので、その器具のメーカーにもよります。明るい、明る過ぎるということの苦情はこちらに来たときはなかったんですけれども、もしもそのようなことがあれば対応しますし、あと照らす向き、こちらも区長さんと場所ばかりじゃなく、どっちに向けますかということも話はしているんですけれども、それでやはりどうしても、夜になってからやはりこうじゃなかったということで、過去に手直しはございました。なので、そこも臨機応変に対応しているつもりです。

ですので、その際には、各区でそのような声がありましたら、班長さん、区長さん経由で総務課に言っていただければ、随時対応は今もしておりますし、そのように言っていただければと思います。

それと、議員さんがおっしゃっております街路灯は、これ、歴史をひもとけば、商工会が設置したものなんです。あれは2年くらい前なんです、町に移管されましたので、今900機、防犯灯があるというのは、街路灯も含めてなんです。

赤抜けたタイプの緑色の柱がそうなんですけれども、そちらも今現在は町管理となっておりますので、こちらとすれば負担が増えたというか、その分も予算計上しているわけなんですけれども、こちら先ほど来、答弁しておりますとおり、リースの対象物件としておりますので、随時こちら、器具がちょっと立派なやつなものですから、そこは器具はもう交換するしかないと思っております。

それと、LEDの器具なんです、単純に申しますと器具交換1回当たりは5万前後で、今現在ですよ、今現在では、既存の蛍光灯の防犯灯から器具だけLEDにした場合には、約5万程度はかかっているのが現状なんです。

私からは以上となります。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 1点だけお願いします。

先ほど1番議員から、39ページの春夏秋冬花火の打ち上げ事業について、事業の見直し、どういう意味合いなのか、やめた方がいいということなのか、予算を下げろという意味なのか、ちょっと理解できなかったんで

すが、私は花火を打ち上げていたど真ん中の青年会にいた側の人間ですので、やはり浅川町から、浅川町は、花火の里浅川町です。こういう春夏秋冬の花火を上げてこそ花火の里であって、もしこれがなかったならば、花火の里という看板を外すようなことだと私は認識しております。

ですから、予算が厳しくても、下げてでもいいから、やはりこういう事業を行って、花火の里という看板を外さないような事業にしていただければと思います。

また最近、地域おこし協力隊の芳賀さんが動画をいっぱい作成しております。先日は浅川の桜に関する動画を作成してユーチューブにアップしておりました。多分、今年は花火をつくるんじゃないかなと、夏の花火をメインとしたプロモーション的なものをつくると思います。

去年は青年会を題材としたテレビで取り上げたもの等もございまして、やはり浅川町といえば花火でございます。ぜひとも花火の事業に関しては特段の配慮をしていただきたいと思いますが、町長、いかがですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 先ほども答弁したように、我が浅川町は花火の里でありますので、この夏の花火は大々的にやっても、今7番議員も言ったとおり予算を下げてでも実行していただきたいという話であります。今この物価高騰で値下げするのは大変なんです。今みんな値上がりです。

特に花火なんかそうじゃないですか。20年前、二尺玉、あれ50万でしょう、今88万ですよ。本当に今88万、二尺玉が、もう物すごい花火が上がっているんですよ。

それで今まで、この春夏秋冬花火は別に多く上げていないんですよ。やはり値段が上がっちゃっているんです。

ですから、今のところ予算も下げる気はありませんし、本当になるべく町民に負担のかからないように協力隊を使って、いろんな形で町民のために少しでもやっつけようと思っております。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） ありがとうございます。

ぜひとも花火の里の看板を外すようなことにならないように、ぜひともよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、2款2項徴税费について、42ページから43ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、2款3項戸籍住民基本台帳費について、44ページから46ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、2款4項選挙費について、47ページから49ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、2款5項統計調査費について、50ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、2款6項監査委員費について、51ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、3款1項社会福祉費について、52ページから57ページ。

3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） すみません、55ページ、3款1項3目12節の緊急通報システムということでお伺いをいたします。

対象者20名とは、どのような方を指すのかお伺いいたします。

そしてもう一つ、民生委員が駆けつけるというようなご説明がありましたが、どのようなことで駆けつけていくということなのかということで、2点お伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） それでは、私のほうから説明させていただきます。

まずは、対象者20名とは、あと、民生委員が駆けつけるとはという2点です。

まず、対象者につきましては、65歳以上のひとり暮らしの高齢者、またはひとり暮らしの重度身体障がい者となっております。

現在利用している方は12名おりますが、その方々と合わせて見込みで20名分の予算を計上しております。

利用の際に緊急通報協力員ということで、地区の民生員の方1名プラス近所の方、もしくは親戚の方の2名の合計3名の登録が必要となっております。

内容としましては、利用者様宅に設置します緊急通報装置というものを設置します。それによって委託会社とつながっておりまして、安否確認を定期的に委託会社の方から行ったり、または利用者側からもこの委託会社のほうに連絡をすることもできます。日々の安否確認、連絡が容易にできるということです。

利用者にもし緊急事態があった場合には、委託会社からこの登録されている3名の方、協力員の方々に連絡をして、近くの方ですので駆けつけてもらうようなシステムの内容となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） 具体的には緊急事態というものの内容については、どのようなものなんでしょうか。お伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） その委託会社が定期的に連絡、安否確認はします。

そのときに反応がないとか、ちょっといつもと違うようなときは、委託会社のほうから直接、救急車とかも呼べるようにはなっていますので、まずは呼べるようになっています。そういうもので、緊急事態の対応と。

その間に協力員の方にも連絡が行くというところでの内容となっています。

以上です。

○議長（水野秀一君） 3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） それで、緊急事態とまず感じるというか、反応がないということで、委託会社が通報するようなこともあると思うんですけども、本人が何か異常を感じたときにも通報できるようなものなのでしょうか。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） 先ほども言いましたように、本人からも委託会社のほうに、緊急通報システムを介して異常の連絡とかはできるシステムになっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） 55ページ、3款1項3目の委託料、敬老会開催についてちょっと質問させていただきます。

委託については、社会福祉協議会に委託ということでありまして、もちろん運営については、町も委託側として一体として取り組むという面で、この開催、前年度は通常開催に近い開催ということでありましたが、ちょっとやっぱり参加者も少なかったということで、前年度の開催の検証を踏まえた中で、今年度、やはりいろいろと課題というところを踏まえて、どういった開催をしていくのか、あとは、その中で一つ、コロナ禍前についてはやはり行政区の支援、協力というところがあったはずなんです。

いわゆる高齢者、一番やっぱり会場に来るまでの移動手段というところは問題なのかなというところでは、そういった行政区の協力ということも含めて、いわゆる地域、内容、今、言った移動手段も含めてちょっと考えをお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきますが、今年度は通常開催ということで、確かに来場者が少なかったと思います。

令和8年度からは本当になるべく参加できるように、いろいろと社協さんとか関係者と話をして、やはり年に1度の楽しみを敬老の方々に楽しんでいただきたいと思います。

いろんな催しは、今後検討させていただきたいと思います。

そのほかは、担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） それでは、私のほうから何点が補足させていただきます。

まずは、議員さんおただしのように、令和元年から6年ぶりに通常的な開催をしました。

当日来られた方は、昨年度は70名ほどと少なかったんですけども、今年度も、開催時期については議会の絡みもありますので、9月の中旬、下旬あたりを考えております。

昨年度、久しぶりに開催してみて、歌や踊りで出演していただいている団体の方々も、この敬老会の場で披露するという機会を、楽しみにしているということを改めて実感しました。

今年度、通常開催するとすれば、2年目と、2回目となりますので、まずは昨年度と同様に、町内の団体の歌や踊りを披露していただく形で、公民館のほうで開催していきたいと考えています。

また、この経過を見て参加者が少ないという場合には、先ほどの町長答弁にもありましたように、いろんな角度から開催について検討していきたいと考えています。

あと、その行政区の移動手段の件ですが、これはコロナ禍前であっても、町のほうでやってくれということではなくて、行政区が主体でやってくれていたものです。

行政区でも、昨年度だと福貴作地区辺りで一応聞いて、参加者がいれば送迎するという話は聞いたんですが、実際はなかったような感じはしますので、その辺はちょっと行政区の主導という部分もありますので、町の動向ということでは、なかなかこれだということは言えないんですが、現状としては、以前は行政区主体でやっていたというところでは、

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。ほかに質問ありませんか。

4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） すみません、では2点ほどお聞きします。

52ページの3款1項1目社会福祉総務費のところ、成年後見人申立業務委託料、これは見込みで11万4,000円の予算計上ですけれども、これはなかなか成年後見制度を利用する方というのは、いろんな事情によって違うわけなんですけど、予算計上においては、何人ぐらいを見込んでいたのかをお聞きしたいと思います。

それから、53ページ、3款1項1目社会福祉総務費のシルバー人材センター運営補助金が7年度より30万円ほど増えております。その要因についてお聞きします。

また、シルバー人材センターの事務所がある箕輪の共同福祉施設です。こちらの利用料を徴収しているのかお聞きします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） それでは、私のほうから答弁いたします。

まず1点目の、成年後見人申立業務委託料11万4,000円です。

こちらは、委託料として11万4,000円については1件分を見込んでいます。

内容としては、認知症や障がい者の方などで、成年後見人制度の利用が必要な状態になった方で、親族がいない場合や親族がその申立てを拒否しているという場合に、町長が成年後見人の申立てを司法書士などに委託するものでございます。1件分の予算ということです。

2点目のシルバー人材センター運営補助金85万円です。

こちらは、初日に若干説明しましたが、増加になった理由ですが、前年度までは55万円の補助でした。

シルバー人材センターのほうから、インボイス制度開始などによって新たにシステムの経費が発生したというところで、その分の経費を補助してほしいとの要望が去年の12月にありました。

そのシステムの経費は大体30万ということでしたので、55万から30万プラスして85万というふうになったところでは、

事務所のある共同福祉の使用料、こちらは企画商工課のほうで年6万ほど徴収しているということです。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） 1点目の成年後見人制度については、家族というのか、最近、私の知り合いの方でもこの制度、利用された方がおまして、今後、こういう成年後見人制度を利用の方が高齢化社会の中で、認知症やらひとり暮らし、身寄りがない方、もろもろで、こういう方が増えてくるのかなという観点から質問させていただきました。

答弁では1件分ということで、あくまでも町が対応しなきゃならない案件、通常はその家族・親族で手続を済ませるんでしょうけれども、それに対して、なかなかその家庭の中でもいかないというのに対して町が間に入るという制度だということで、分かりました。

ただ、そういう案件が今後も増えてくるのかなという感じはいたします。それについての対応を今後もよろしく願いいたします。

2点目のシルバー人材センター運営補助金、30万円増額になったのは、消費税のインボイス制度に伴うシステムの改修費なんですか。それに伴って30万ほど増額してほしいという要望でやっとな。

これは、ずっと今後もこの増額した85万円ですか。ずっとまた来年度、再来年度、9年度、10年度以降もこの金額で、運営補助金ということでいくんでしょうか。

インボイス制度導入に伴うシステムを改修すれば、そのシステムはもう、それは使えるのかなと思うんですが、その辺をちょっと確認させてください。

あと、事務所の使用料は年間6万円ということで、いわゆる町の行政財産を利用するからには、それ相応の対価を払わなきゃならないという、地方自治法にもありますけれども、それで6万円が妥当なのかどうかちょっと分かりませんが、6万円徴収しているということで、分かりました。

今シルバー人材センターに町からも、草刈りやらいろいろ、今度は町民プールの監視員ですか、そういうのも頼むようなんですが、なかなかシルバー人材さんの業務としては、多岐にわたってきているようなのでその辺、通告とはそれるんですけれども、シルバー人材センターとしては、いろんな町からの業務に対応できるんですか。そういう体制、分かればお答えいただきたいんですが。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 成年後見人、これは今後、増えていくかというのが、今までこういうのがたくさんありまして、私も、こういう関係がもう何十年と障がい者関係でやってきておりまして、これから増えるとか、もう実際に20年前から増えているんですよ。本当にこれは。

そういう中で、私達はその成年後見人に、ではどうするんだということで、いろいろ弁護士さんとか関係者にお話をして、今こういう事態になって、今、では町のほうでも今度、業務委託料にしようという、こういうお話も出ております。

要するに、これは本当に目に見えないものが困っているんですよ。ちょっと私、言い方が難しいかもしれませんが、これは本当に、最近、浅川町でも出てきまして、やはり私が心配していたことがこういうふうに出てきております。やはり、こういう成年後見人には、私も影ながら、今後もやっていきたいと思っています。親身になってやっていきたいと思っています。

あとは、担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） それでは、あとの2点、私のほうから補足説明いたします。

まず、その委託料85万円がどうなのかというところですが、これはシステムの改修ではなくて、新たにインボイス制度導入のためにシステムを入れたということで、年間30万円かかるということで、今後も毎年毎年、この30万はかかっていくものだと思いますので、85万円で今後はいくのかなと思っております。

それと、あと対応、いろんな仕事を請け負って対応できるのかというところなんですけれども、これは、仕事を頼むときには見積りをもらうなりして、ご相談はすると思うんですけれども、その対応のタイミングです。時期をずらしたり、シルバー人材の方も、聞くところによると会員数40名くらいで今やっているというところなので、それをフルで、時期が被ると、なかなかこの時期までというのは難しいのかもしれないんですけれども、40人の中でうまく工夫して、組み合わせて対応しているのかなと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 通告にもありますので、1つだけ質問させていただきます。

56ページですか、3款1項の5目12節委託料というところで、700万あります。

社協を指定管理者として委託する費用計上と承知していますが、同僚議員も含めて、6日の議案審議の際に若干お伺いしました。

それに、基本的には社協に対し指定管理者の委託には大賛成なんですけど、ちょっと通告の内容と若干それるかもしれませんが、そもそも町は、指定管理者とはいかなる存在なのか、一般的な認識でよろしいので、それをまず伺ってから質問させていただきたいなというふうに思っています。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課にご説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） それでは、指定管理者の認識というところで、一般論になってしまうんですけども、指定管理者のその企画・アイデアを生かすことで、多様化する住民ニーズに応えやすくなり、従来の自治体にはないサービスを提供することができるというところがメリットなのかなと思っております。

これ、一般論です。

まず、以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） そのとおりなんです。

指定管理者にする以降、制度を使うのは大きく2つあるということで、一つは住民サービスの向上、それから経費の削減。

今回の社協に対する指定管理者制度の採用というのは、その2つにも当てはまらない。

1つ当てはまるとすれば、住民サービスの向上というところがあるのかもしれませんが、経費削減にはなら

ないというふうな感覚だというふうに私は思っています。

ももとは、今、答弁のとおり、指定管理者制度は、住民サービスの経費の削減だったり導入された制度なんですけど、ただし、社協は町と表裏一体の関係性もあります。この辺もあるんだろうと思いますし、町長、会長が同一であるということも特出しています。その辺も認識しています。

それで、もろもろ出てくるんですが、同一であるがための、そんなことは絶対町長はないというふうには思っているんですが、外部から見れば、利益相反云々の対応も必要だよと片側にはあります。

そういう感覚の中でちょっとお伺いしたいというのは、今回の700万の委託料です。

こちらはどのような計算から算出したのかということと、また、社協に対しての補助を含めた歳入歳出。

歳入はないと思うんですが、歳出の項目別詳細を伺うのと及び委託範囲ですね。こういう範囲で委託するんだと。

委託契約書をこれからつくられると思うんですが、その内容に書かれたものの若干でよろしいので、その辺をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より答弁させていただきますが、経費削減ですか、社協さんに経費削減してくれと言うと、これ、なかなかできないんですよ。

せめて電気代とか水を使わないようにとか、少なめにとすることしかできないのでありますが、これ、あくまでも私の考えには、住民サービス、これが一番だと思っています。

今かなりの高齢者が社協さん、利用しております。やはりその利用者さん方が朝に来て、喜んで帰ってもらうのが本当に一番だと思っていますので、本当に利用者さんには柔軟な対応をして、とにかく喜んでいただくことを今後ともやっていきたいと思っています。

700万に関しては、担当課で説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） それでは、私のほうから3点だと思いますので、答弁させていただきます。

まず、1点目の700万の概算というところですけども、初日もちょっとお話ししたんですが、昨年度までの福祉センターの維持管理費、福祉センター費で計上しておりました消耗品費、燃料費、光熱水費、委託料等々をそのままほぼほぼ計上する形で700万というところですよ。

詳細につきましては、まずは消耗品関係が45万円。燃料代、灯油代等ですけども、230万円。光熱費水費、電気水道で220万円。修繕料として、小修繕として4から5件分で45万円を入れております。あと、通信運搬費で20万円。あと、手数料、浄化槽の法定点検などで13万円程度。あと、委託関係で5項目ございまして、建物警備委託料、浄化槽管理委託料、消防用設備点検委託料、清掃業務委託料、草刈り委託料、この5件で大体80万円。

あと、賃借料関係です、電話や防犯カメラ、こちらで2項目で27万円。工事請負費ということで、小さい工事です、2件分程度で20万円を見込んで、合計で大体700万円というところになっています。

2点目の業務の範囲です。

こちらについては、この後、管理運営に関する基本協定書というのは締結したいなと思っております。

その中に、本業務の範囲である福祉センターの設置条例第5条のほうにある指定管理者の業務になるんですが、1つ目として、施設の使用許可に関する業務、2つ目は、施設の設備等の維持管理に関する業務などを明記して行う予定です。

あと、次に、最後、3点目です。社協に関わる経費は幾らなのかという、一般会計の中で申し上げます。

まずは、社会福祉協議会の補助金ということで、これは3名分の事務局人件費ということで約1,600万円。先ほど質問もあった敬老会の開催事業、こちらが250万円。

あとは、デイサービスの利用者さんの昼食代補助です。こちら、社協だけじゃなく、すみれ、さぎそうのほうにもありますが、その中の社協分として250万円。あとは、この福祉センターの管理委託料で700万円で、大体2,800万円程度の一般会計での計上となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ありがとうございます。よく分かりました。

それで、我々常任委員会の中でもこの間、社協の方に調査、見学、なんでしょうね、させていただきました。今、町長からお話があったとおり、皆さん、高齢者の方が非常に生き生きというふうな形で、いろんなレクリエーションも含めてやっている姿を見させていただきました。

大変お忙しい中で対応いただいたことに感謝を申し上げますが、それで、先ほど来からいろんな話、出ています。

この積算というのは、非常に指定管理者制度を使用するに当たって、委託料の積算をすることは非常に重要なことで、今ある、管理業務、運営業務の項目別にいろいろお話を伺いましたので、こちらのほうはよくなされているんだろうなというふうな形であります。

1つ、その中で人件費、これも直接経費として、いわゆる指定管理者の中に組み込まれる項目だと思うんですが、なぜ今回1,600万何がしの今、説明があった人件費分を委託料の中に組み込まなかったのか。その辺はどうなのでしょう、お伺いします。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） 人件費の部分は、基本的にはこの維持管理という部分では、その3名分の1,600万円という部分の中にも多少は入っているのかなと思う部分もありますが、先ほど言った700万円のうちで、どれくらい社協のほうで指定管理者として節約できるかという部分で、この700万円の積算というのは、あくまでもざっくりと去年ベースで計上したものですけれども、その中でやっていくうちに、大体どのくらい節減できて、実際どのくらいになるのかというのは、今年度、大体見えてくる部分もあるのかなと思いますので、その700万円の中での協議の中で、ちょっとそういう人件費分の委託料も出せばなどは思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ぜひ今年始め、来年度ですか、次年度が始まってこういった形でしていくんでしょうから、その経験、知見を積み重ねていって、ぜひこの辺のところも、人件費も直接経費という位置づけでしよう

から、ぜひともその辺のところを組み入れられるのかどうか検討していただきたいなというふうに思います。

それで、幾らかかったという項目を含めて、今後もそのデータを取って、いわゆる社協の方に少なからず、逆に指定管理者にしたがために迷惑みたいなのがかからないように、維持管理にはきちんと、町の対応ですよ、その辺も含めてやっていただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（水野秀一君） ここで、11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

○議長（水野秀一君） 再開いたします。

3款1項社会福祉費について、52ページから57ページ。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 先日、デイサービスすみれを視察をさせていただきました。文教厚生常任委員会でね。

大変、働いている皆さんが熱意を持って取り組んでおられて、ああ、これだったら確かに増床になるなというぐらいの、すごく快適な環境でした。ただ、お話を聞いていると、やはり経済的にはなかなか容易でないということでもあります。

以前、臨時交付金が出たときに、社協に対しては町の大切な老人福祉のための施設なので支援をしたいということでありましたけれども、やはり同じように、このすみれに対しても、今後は社協にやるのであれば、併せてすみれもというふうに取り組んでいく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺の考えを伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） これは、すみれさん、本当に町の高齢者を預かっていただき、本当に大変感謝しているところであります。

そしてまた、民間であります、かなりの利用者さんもおいでになっております。

そしてまた、今8番議員が言ったとおり、職員が本当に熱意を込めて、真心を込めて、気持ちを込めて、一生懸命やっているんですよ。そういう中で、本当になかなか反響もよく、すばらしいすみれだなと思っております。

以前、臨時交付金で確かにお金は差上げました。本当に社協もそうではありますが、ああいう施設はなかなか黒字を出すのは大変だと思っております。あの民間のすみれでさえ、あれだけの人数、利用者いても大変楽しいのは知っております。やはりこれ一番、本当に物価高なんですよ。どういう機械1つ買おうか、洗面道具買おうか、物すごくああいう施設のは上がっているんですね。

そういう中で、苦しいなと思っておりますが、今すぐすみれさんに経営が楽でないから補助金を出すとは、今のところは考えておりません。

今後、本当に近い将来、社協同様、出す可能性が出てきますが、今のところはちょっと考えておりません。
以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 今すぐに出せということではなくて、社協に対してそういう補助金が出す機会があれば、ぜひすみれさんのほうにも心配りをいただきたいなというふうに思ったんです。その点、再度伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） その方向でいきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 先ほど同僚議員から質問あった件なのですが、53ページのシルバー人材センター運営補助金のその30万円のインボイスに関わるシステム料ということですが、答弁では毎年かかるよということで、推測するのは、インボイスの会計ソフトの2万5,000円掛ける12か月のリース料と考えてよろしいでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） それでは、私のほうから答弁いたします。

議員さんおただしのとおり、導入した結果による毎年のリース料、利用料、そちらが30万円程度、毎年かかっていくというところの理解でよろしいです。

お願いします。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） そうしますと、インボイスを行っているということは年間の事業売上自体が、もう1,000万円を超えているということでもよろしいんですかね。もし詳しい数字分かれば、大体どのくらいですと、事業で得ている収益幾らぐらいか教えてください。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） 申し訳ないです。そこまでちょっと今、把握しておりませんので、ちょっと回答はできない状況でございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○7番（須藤浩二君） はい。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、3款2項児童福祉費について、58ページから60ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、3款3項災害救助費について、61ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、4款1項保健衛生費について、62ページから67ページ。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 4款1項、63ページの環境衛生費に関してなんですけれども、町長の行政報告の中で、汚染状況重点調査地域の指定解除について手続を進めるというお話がありまして、資料も1枚頂きました。

指定が解除されると具体的にどうなるのか。指定解除はどういう意味を持つのか、まず1件目として伺いたいと思います。

町内各所には、空間線量を測る測定器が設置されているわけなんですけれども、この空間線量は問題ないんだからということで、あれが廃止になるのかどうか。

それから、浅川町はまだコシアブラそれから自然のキノコの出荷制限が続いているわけなんですけれども、これが解除になるのかどうか。

それで、町内の放射能汚染は続いているわけなんですけれども、事故を起こした原発の廃炉作業中であり、放射能汚染が終わったとするかのようなことは、私は慎重に対応すべきではないかというふうに思うのですが、その点を伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 住民課長、高野喜寛君。

○住民課長（高野喜寛君） それでは、何点が質問がございましたので、私のほうより答弁させていただきます。

まずは、汚染状況重点調査地域につきましては、東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質によって汚染され、放射線量が1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上の地域として平成23年12月に環境大臣より指定されたところであり、平成24年2月までに浅川町を含め、福島県内ですと41市町村が指定されているところでございます。

法的根拠といたしましては、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法と、ちょっと長い法律なんですけど、いわゆる放射性物質汚染対処特措法というふうに言われておりますが、これに基づく環境大臣の指定となっております。

その指定を受けまして、町では浅川町除染実施計画というものを作成した上で、各公共施設等の除染を進めてまいりました。小学校であったり保育所であったり、そういったところですね。

平成27年8月には、そういった除染したものの一時仮置きしていた汚染土壌等も含めまして、中間貯蔵施設へ搬出し、除染作業が完了したといったところでございます。

その後は、皆さんもご存じのとおりであります各公共施設に設置されています空間線量測定器、モニタリングポストであったり、リアルタイム線量測定器。モニタリングポストというのは学校なんかにある白い、こういう建物の、建物というか測定器のもので、リアルタイム線量の測定器というのは役場の前にあるようなフェンスで囲ってあるものですね。こういったものの測定器が設置されて、それで線量が確認されているところでございます。

そのほかに、福島県原子力防災課によりまして毎年環境放射線モニタリングが実施されておりまして、現在

まで指定の基準となる放射線量が1時間当たり、先ほど申し上げましたとおり0.23マイクロシーベルトを超えるといった数字は確認されておりません。

このような経過を踏まえまして、今回、冒頭に町長のほうから行政報告、それから住民課資料1ということで提出させていただいたとおり、改めて指定解除モニタリングを実施した結果、1時間当たりの平均ですと浅川町は平均0.08マイクロシーベルトということであり、指定解除の要件である0.23マイクロシーベルト未満であるということが確認されたことから、汚染状況重点調査地域の指定を解除するために手続を進める判断に至ったというところでございます。

指定解除に当たりまして、具体的に何かが変わるというものでは、特にありませんで、浅川町それから浅川町民の皆様にはマイナスとなる影響もございません。

指定解除の意味といたしましては、根拠法令となる、先ほど申し上げました特措法令におきましては、指定地域は事故由来の放射性物質による環境汚染の状況について、重点的に調査、測定をすることが必要な地域というように定義されていることから、指定が解除されることによって当該汚染が、そういったおそれが低いというような説明ができるものというふうと考えております。

他方で、指定地域がある状況が継続しているといった場合には、当該汚染が解消されていないというふうに見られる可能性もございます。

あと、宅建関係ですね。宅地建物取引等に係る業界団体が作成している重要事項説明書というものがございませぬけれども、そういったところの参考資料の中では指定地域に係る説明が例示されているということも承知しておりますので、その指定地域の説明、そういったものが、指定解除によって土地の取引に係る指定地域に係る説明例示がなくなり、当該汚染のおそれが低い地域でありますよといった土地であるという説明ができるものでありますので、宅地建物取引等におけるメリットになるものというふうにも考えてございます。

それから、町内各所にある空間線量の測定器が廃止になるのかということですが、測定器は原子力規制庁が設置したものでありますので、今回、指定解除に伴って廃止されるということはありません。

ただし、あの測定器自体が設置後10年以上経過しておりますので、経年劣化等によりまして部品調達、そういったものが困難になった場合には廃止になる可能性もございます。

それから、コシアブラとか自然のキノコ関係出荷制限、そういったところの解除なんかの話につきましては、汚染状況重点調査地域の指定はあくまでも放射性物質汚染対処特措法に基づく指定でございますので、出荷制限につきましては食品衛生法及び原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限という形になっておりますので、空間線量による今回の汚染状況重点調査地域の指定関係と放射性物質を含む食品の摂取に係る出荷制限、こちらとは別の内容となりますので、コシアブラそれからキノコの出荷制限につきましては、放射性セシウムの値が1キログラム当たり100ベクレルを超えるという場合には出荷制限となり、解除されるものではございません。ですので、今回の指定と食品衛生関係のこの出荷制限とは、また別物という形になります。

放射性物質の影響に係る処置につきましては、様々な法律や規制によって多岐にわたっております。今回の放射性物質を含む食品摂取に係る出荷制限、そういったところの以前制限もあったということもありまして、現在まで空間線量における汚染状況重点調査地域の指定解除も慎重に検討をしまいたるところでございませぬが、除染の対応から10年以上経過し、空間線量も指定解除の基準となる1時間当たり0.23マイクロシーベルト

以下が継続して確認されているということ、そういったところから汚染状況重点調査地域の指定を解除することで、復興が進んだことや風評被害の払拭を県内、県外へアピールすることができ、そのことが浅川町にとって有意義であると判断いたしましたので、今回の行政報告であったとおり、指定解除に向け手続を進めるということに至ったところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 空間線量が落ち着いてきたということを踏まえての対応だということで、それ以上のものではないということかと思います。分かりました。

今の話の中でちょっと出てきたモニタリングポストとかの撤去の話なんですけれども、廃止の話なんですけれども、確かに補整しなくちゃならないというのはあって、お金がかかる、古くなっていれば交換もということで、これは撤去される可能性があるというふうに私も思うんですけれども、ただ、今、原発が廃炉作業中でいつ何があるか分からないような状況の下で、モニタリングポストを私は撤去すべきではないというふうに思っているんです。

最近の廃炉の作業中の調査でも、原発の土台部分の台座が今、鉄筋だけになっていてコンクリートがどこかに行っちゃっていて、大きな地震が来たら倒れたり潰れたりする危険性があるというのが分かったというふうな、最近報道されておりますけれども、そういう状況であれば、いつ起きるか分からない大きな地震によって再度大規模に放射能が振りまかれるということもあり得るわけでありますから、私はモニタリングポストとかそういったものの撤去については、これは慎重にやっていただきたいなというふうに思うんですけれども、その点について町長の認識を伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 全く、私も同感であります。

空間線量とまた別ですから、このモニタリングポスト撤去するという事で決まっておりますので、当然これはあるべきだと思っておりますので、残したいと思っております。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○8番（上野信直君） はい、いいです。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、4款2項清掃費について、68ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、5款1項労働諸費について、69ページ、70ページ。

7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 労働諸費、69ページ共同福祉施設費の委託料、樹木剪定委託料49万5,000円でございますが、45万円に消費税という形ですね。

委託先は、去年もやっていると思うんですけれども、シルバー人材センターでよろしかったでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） 共同福祉施設の剪定でございますけれども、こちらにつきましては、町内のスポーツ少年団にお願いをして実施していただいております。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、6款1項農業費について、71ページから76ページ。

3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） 73ページ、6款1項3目7節の緊急銃猟報償金というようなものが今回出ておりまして、説明では熊対応、ツキノワグマということで、どのような経緯でこのような報償金ということのできたのかということで、経緯についてお伺いいたします。

そして、通告にはなかったですけども、このほか、ツキノワグマに対しての危険看板というような設置はしていないのかということをお伺いをいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきますが、熊の看板は浅川町、本町においては、今のところは考えておりません。

そしてまた、熊出たというのもまだ町内では、本町では聞いておりませんので、もしそういう熊が出たのであれば、今後、ちょっと検討させていただきたいと思います。

そのほか、担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 農政課長、関根恵美子君。

○農政課長（関根恵美子君） それでは、私のほうからお答えいたします。

この緊急銃猟の経緯についてですけれども、令和7年4月に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、いわゆる改正保護管理法が改正されたことによりまして、9月1日より市町村長の判断により危険鳥獣の捕獲を捕獲者に実施させることができる緊急銃猟が可能になったところでございます。

これらを受けまして浅川町におきましても、万が一、熊などの危険鳥獣が出た際は、従来同様、住民の安全に配慮しながら捕獲することになりますが、4点ございまして、熊等の危険鳥獣が人の日常生活圏に侵入し、人の生命、身体への危害を防止する措置が緊急的に必要で、銃猟以外の方法では危険鳥獣の捕獲が困難であり、避難などにより地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合には、次の段階として緊急銃猟を発令し、危険鳥獣を銃猟で捕獲することになることとなります。

2点目につきましては、熊の看板設置につきましては、今のところ出没等がございませんので設置は考えてございませんが、目撃情報が熊であることが確認されるようになった場合には、設置につきましても、看板でございますので考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君）　そうですね。看板の設置は今のところ考えていないということでございましたが、一応これは猟友会のほうには、出る可能性も考慮して動いてもらいますというようなことで通達をするということによろしいのでしょうか。

○議長（水野秀一君）　農政課長、関根恵美子君。

○農政課長（関根恵美子君）　私のほうからお答えさせていただきます。

昨年度、その法律が改正になったことに伴いまして、9月1日より町長の判断で緊急銃猟できることになってございますので、猟友会の皆さんといたしますか、実施隊の方々には隊長を含めまして、そのようなことがあった場合にはお願いしたいということを事前にお話ししております。

以上です。

○議長（水野秀一君）　ほかに質疑ありませんか。

1番、須藤孝夫君。

○1番（須藤孝夫君）　73ページ、6款1項3目の負担金、補助及び交付金ですけれども、農業担い手育成支援事業補助金800万円と。その後にある浅川の優味米取組助成金とかありますけれども、あと漢方資材助成金ですね。

この担い手育成事業、もうこれは認定農業者なんですね。認定農業者。後は、漢方に取り組んでいる農家。さきの一般質問で町長言っていましたけれども、小さい農家が大事なんですよと言っていましたよね。小さい農家またはある程度やっつけていても認定農業者にも何にもなっていない、そんなのちょっと分からないよという農家さんが、農家さんの中ではほとんどと言ってはちょっと語弊があるんですけども、認定農業者にもなっていない、漢方も取り組んでいない、真面目に、真面目にというか普通にやっている農家さんがほとんどの面積を占めているように思います。

なので、そういう小さい農家さん、ある程度やっている農家さんを町として支援していけないかということ、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（水野秀一君）　町長、江田文男君。

○町長（江田文男君）　一般質問でも答弁しておりますが、当然この小さい農家が、里山そして水資源を守っているのは、私、この小さな農家だと思っております。

そういう中で、本当に小さい農家、これを助けるということありませんが、何らかの補助をして、本当にこの里山、自分の人家の周り、そういうのを守っていただければうれしく思っておりますので。

何ができるか、これは今後考えていきたいと思っておりますが、担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君）　農政課長、関根恵美子君。

○農政課長（関根恵美子君）　それでは、私のほうからお答えいたします。

今、議員さんお質しのように、認定農業者以外の小規模農家さんに何か支援できないかというお話でしたが、確かに本町では一般的に大規模農家さんと言われるような農家さんにつきましては、認定農業者の中でも1割程度でありまして、少ない経営体数であるというふうに認識しております。

現在、浅川町では町の単独メニューとしましていろいろメニュー、農地の集積や担い手育成支援、それから水田作物振興や園芸作物の振興、それから畜産の振興への支援のほうも行ってございます。間接的には中山間

の直払いや、それから多面的支払い事業への取組も町も4分の1補助しておりますので、そういうところでは幅広く行っているところであり、こちらは認定農業者とか新規就農者関係なく、小規模農家さんへの支援にもなっているのではないかなという部分があるというふうに認識しております。

議員さんお質しの直接的な小規模農家さんへの支援については、現在行っている支援以外には難しいというふうに考えてございますが、国が令和9年度から見直すこととしています水田活用の直接支払交付金や、それから農業者が自ら行う簡易的な基盤整備を支援する農地の大区画化等加速化支援事業なども、8年度から事業が開始されます。

町におきましても、町単独事業として今まで行ってきました水田に特化したこの水田作物振興補助金や、それから集積だけを目的としてきました農地流動化推進助成事業なども、国の流れによって見直す必要があるのかなというふうにも考えてございます。

今後につきましては、農業者の方々や、それから認定農業者推進協議会などの皆さんをはじめとしまして、農業者との意見交換会などもございますので様々な方の意見をお聞きしながら、限りある予算の中ではありますが、どのような支援ができるか検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○1番（須藤孝夫君） よいです。

○議長（水野秀一君） ほかに。

2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） 先ほど質問ありました緊急銃猟の件で、関連して質問させていただきたいと思います。

73ページ、6款1項ですけれども、この事業の適用条件というところで、これ出動した場合の報償なのか、捕獲した場合の報償なのかというところで、ちょっと質問させていただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 農政課長、関根恵美子君。

○農政課長（関根恵美子君） それでは、私のほうから答弁させていただきます。

適用の条件につきましては、先ほど申し上げたとおりの4点の要件がございますが、報償費につきましては、出動した場合の報償費となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 73ページの農業振興補助金に関連してなんですけれども、今年の米価高騰の反動で、今年は大幅下落が懸念されておりますけれども、そうなった場合に、米作農家の救済のために迅速な支援策を取る考えがあるかどうか、その点をまず1点目として伺います。

それから、2点目として74ページの安産祈願米に関して伺います。

安産祈願米として贈呈している量はどのくらいなのかが1つと、それから、この安産祈願米の贈呈って全く

話題に上らないんですね。思い切って30キロとか1俵とかを贈呈して、贈呈の様子をテレビなどを呼んで、これ放送してもらって町のPRに生かすべきじゃないかと、以前にも申し上げたことがあるんですけども、その考えがあるかどうか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 各担当課より説明させていただきますが、確かに米は、今年度は物すごい値上がりいたしました。本当に米農家さんも、少しは一段落したかなと思ってはおりますが、恐らく令和8年度、令和9年度、下がる可能性はあると思っております。

そういう中で、どれだけ大幅下落するんだが分かりませんが、そのときは農家さんのほうから恐らく、いろいろ補助してくれというお話が来ると思っておりますので、そのときは担当課あるいは米農家さんらとお話をしながら、少しでも何かできることを対応していきたいと思っております。

そのほか、各担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 農政課長、関根恵美子君。

○農政課長（関根恵美子君） それでは、私のほうから補足答弁させていただきます。

今般の米価高騰につきましては、生産量の見通しに対しまして、精米の歩留りの低下やインバウンドの需要それから1人当たりの消費量の増加などの要因によりまして民間在庫を取り崩し、需要に見合う供給をしてきたことによる米不足の不安から価格高騰につながったものだと考えております。

令和7年産の米価の高騰につきましては、農林水産省が公表しています1月の速報値で、中通りのコシヒカリは137%の上昇率となっております。

今後につきましては、費用を下回る価格での取引を抑止します食料システム法が4月1日に施行されましたので、それに基づき作成されるコスト指標を参考に、産地と買手の価格交渉などが行われるものであると認識しております。

確かに町長答弁にありましており下落はあるかもしれませんが、そこまでの大幅な下落になるということを抑止するために、国のほうではそのコスト指標を公表していくこととなっております。

収入減少を補償それから補填する制度としましては、収入保険制度それからナラシ対策などがございまして、こちらにつきましては、引き続き関係機関などと連携しながら周知を図っていききたいというふうに考えております。

安産祈願米についてなんですが、安産祈願米につきましては、まず贈呈する量と、それから全く話題に上らないというお話がございました。

浅川町では、新しい命の出産を迎える方に対しまして地域全体で応援し、無事出産を祈ることを祈願して、特別栽培米である漢方資材米、今でいいますと浅川の優味米を平成29年度から1升贈呈しております。現在は2合入りのキューブ型5個にお守りをつけて贈呈しております。

議員さんお質しの、贈呈する量を増やしてはどうかということにつきましては、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

また、贈呈の様子を広めていくということに関してですが、以前は保健センターを会場に贈呈式を行いまして、新聞社や農協さんの取材を受けたり、町の広報紙のほうにも記事を掲載してまいりました。しかし、贈呈

式の出席人数の減少と、それからコロナ禍また妊娠におきましてはデリケートな面もあることから配慮し、現在は保健センターで行う妊婦交流会において、包括的な子育て支援の一環としてお米を贈呈しております。

今後につきましても、現在のような形で贈呈したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 米価の下落に対しては、国があんまり下がらないようなシステムを構築するということ、そんなに下がらないんじゃないかというお話だったように思うんですけども、国の農政でそのとおりにいったという、うまくいったなんていうのはほとんどないわけでありまして、私はその点は違う結果が出てくるのかなというふうに懸念しております。

ただ町長が、そうやって農家の方々とかからぜひ補助が欲しいという場合は、前向きに検討したいという答弁がありましたので、ぜひそうしていただきたいなというふうに思います。

それから、2点目の安産祈願米なんですけれども、今、浅川町は子育て支援に力を入れている町ですよということでPRしているわけですね。これ、私は格好の材料になると思うんですよ、優味米を贈るというのは。ただ、1升だとテレビ局は来ないと思うんですね。1袋とか1俵だったら、これは呼べば来ると思うんです。

ですから、そういう点を考慮して浅川町の子育て支援のPRという観点からも、ぜひ1升なんていうけちなことは言わないで、増やしていただきたい。

せっかくやっている事業なんで、もっともっと効果があるような内容にしていきたいなというふうに思うんですけども、その検討について見通しを再度伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） この安産祈願米については、以前もこの話がありました。それで、これ、そのときも30キロの話が出たと思っております。そういう中で、もうこれ大分前ですけども、コロナ前だと思います、たしかこの話は。

それで、私、そのお話をしたら、農家の方々がたまたま安産祈願米で、米は要らないと言われたんですよ、農家の方は。そうしたら、何がと思ったら、やはりこれからお金がかかると言うんです。これはもう本当の話ですから。農家の方は、やはり米は恐らくうれしくないと思います。

だから、そういう中で、本当にじゃ、現金でいいのか、あるいは品物でいいのかという、私検討したことあるんです。だが、品物だとやはり自分で買いたいと思うんですよ。ですから、これも途中でこの話途切れたんですけれども、今後、本当にマスコミが飛びつくような、そういうことを考えていきたいと思います。

もし、何かいいアイデアがあれば、そういう方向でいきますので、よろしく願いいたします。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 確かに現金のほうが使い勝手はいいでしょうけれども、合格祈願の現金贈呈とか、そういうのでは何かこう、味気ない。浅川町は、やはり優味米というおいしいお米があって、しかも十余人しか生まれないわけですから、年間。その方々に浅川町の特産品であるお米を贈って、その安産を祈願すると、こういう姿勢を表すというのは、私は現金では、これはちょっとできないのではないかなというふうに思うんですよ。

ぜひ検討していただきたい。浅川町をPRする、これはいい材料になると思うんですね。あんまりお金もかからないわけですから。もらう方が農家の方であっても、ほかに譲るということはできるわけですから、その辺はあんまり考えないで、ぜひ取り組んでいただきたいなというふうに思うんです。

答弁は結構……、では、よろしく申し上げます、じゃ。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 関係者と、ちょっと相談させていただきたいと思います。

そして、本当マスコミを、いかにPRするかなんですよ。ちっちゃなことが、必ず芽が出ることがあるんですよ。ですから、そういう方向で検討させていただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

9番、会田哲男君。

○9番（会田哲男君） 75ページの、6款1項6目農地費の中の、14節工事請負費5,700万円ですけれども、前の概要説明の中で、平田水路4,000万円、あと、区からの要望の農業土木850万円、滝ノ下農道拡幅ということだったんですが、850万円。この滝ノ下地区についてもうちちょっと工法等を、あるいは延長等を教えていただければと思います。

それと、18節負担金、補助及び交付金なんですけれども、一般農業土木事業負担金、今回600万円上がっていますけれども、これは毎年、何か違うんですね。1地区当たり6年度は60万円、7年度は30万円、8年度は50万円ということで、予算計上だそうなんですけれども、これ毎年こう変動するというのはちょっとね。どういふようなあれかなと思います。その理由をお聞かせ願いたい。

また、実際にコンクリート舗装なんかやった農道、コンクリート舗装なんかやったところあるんですが、例えば100メートルやったところが、その補助金の額によって5メートル残っちゃった、10メートル残っちゃったというような状況があるようでございます。

総額でこれ600万円ですね。今年の決算どのようになるか分かりませんが、この600万円の総額の中で、要望箇所、一応今回は12地区ということなんですけれども、その中で多少の予算が残る見込みがあれば、それを回して5メートル、10メートル残さないような形での対応はできないでしょうか。

そういうふうな、臨機応変な対応といったら、あれなんですけれども、その辺はどのように考えているかお伺いしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 農政課長、関根恵美子君。

○農政課長（関根恵美子君） それでは、私のほうから答弁させていただきます。

1点目の山白石滝ノ下地内の農道につきましては、説明の中でもお話しさせていただいたとおり、川側への転落等を防ぎたいため、道幅と勾配の解消を図りたいというふうに考えております。具体的には、農地側のほうにL型の擁壁を入れまして道幅を広くし、延長約50メートルぐらいを考えております。

今、多分ここ10年ぐらいで2回ぐらい補修されていると思うんですけれども、勾配等は変えておりませんので、舗装全体をやり替えるというふうに考えております。

また、一部ガードレールの設置などしたいというふうに考えております。

それと、2点目の一般農業土木事業負担金につきましては、6年度から上限額が上下している、増減しているというお話ですが、予算につきましては、前年に行政区要望をいただいた内容と前年度の実績を基に予算を計上しておりますが、町単独事業となっていることから、ほぼ定額の予算額となっているのが現状でございます。

それで、令和5年度までは1地区当たりの上限額を、実は設けずに実施してまいりましたが、補助額に、地区によって大きな差が、20万円で補助しているところもあれば、極端な話なんですけれども、180万円で補助している地区とかがございました。そのような偏りが生じてきたことから、令和6年度からは上限額を設けて補助しているところでございます。

昨年度につきましては、予算の関係から上限額が低くなってしまった経緯がございますが、上限額が低過ぎて必要とする整備や補修に活用できないというお声もいただいておりますので、令和8年度につきましては、上限額を少し上げて補助することにしてございます。

今後につきましては、議員さんおただしとおおり、上限額をなるべく一定額にできるようなことも検討しながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

50メートルか10メートル残ったという話をちょっと聞いていなかったもので、ちょっと承知していなかったんですが、そのようなことがないような形で施工していただきたいというふうに考えておりますので、そこは柔軟に対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、会田哲男君。

○9番（会田哲男君） 滝ノ下50メートル、幅はどのくらいですか。L字使うんでしょうけれども。

それと、今言った一般農業土木事業負担金600万円、これ本当に、その辺の融通性を利かせて総枠の中で、こちらが例えば50万円だけれども、40万円で済むとか、あるいはこっち側は60万円かかってきますという場合、今言ったように、課長答弁のように、何かうまく融通利かせて、総枠的に、最終的に予算、この600万円が残らない形でのやりくりをぜひよろしくお願ひしたいと思ひますが、よろしくお願ひします。

終わります。

○議長（水野秀一君） 農政課長、関根恵美子君。

○農政課長（関根恵美子君） まず、滝ノ下の農道につきましては、道幅ですけれども、入口と、それからカーブのところ、その後の先のところで、ちょっと道幅がいろいろありまして、実際は4メートル近くあるところもございまして、できるだけ4メートルを確保できるような形で、用地買収を伴わない形で拡幅を考えてございまして、大体4メートル確保できるような形で整備したいというふうには考えてはございまして。

2点目の一般農業土木事業につきましては、総体的な予算の中でということなんです、そのような形で今年度も施行させていただきまして、実は思ったより説明会に来た、行政区要望で上げてきたよりも申請数が少なかったもので、第2回目の要望のほうを取らせていただきまして、今現在、この予算が余らないような形で施工していただいているところであります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、会田哲男君。

○9番（会田哲男君） 予算余って、第2回目ということは、私聞いていますよ。

だから、ただ、片一方ではそのように50メートルやりたいところを42、3メートルしかできなかったとか、そんな形があるわけですから、その辺をうまく、予算余った中で、要望取る前にその辺の調整をぜひやっていただければと思いますので、要望しておきます。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 簡単に2点お伺いしようと思います。

まず、73ページの報酬のところですね。実施隊の報酬ということで、現在の実施隊の人数を教えてください。2点目ですが、74ページの上段でございます。

補助金の中で、浅川の優味米推進補助金150万円。説明ではパッケージということでございましたが、その補助金の中身、再度お尋ねいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 各担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 農政課長、関根恵美子君。

○農政課長（関根恵美子君） それでは、私のほうから答弁させていただきます。

1点目の実施隊の人数につきましては、現在8名となっております。

2点目の優味米の取組の150万円の内容につきましては、昨年度までと同様の内容でいいますと、2合型のキューブのほうを作成してもらってございましたが、そのほかに、もう少し多い量での購入もしたいというお声がございますので、2キロとか、それから5キロの袋入りのほうのパッケージのほうの作成も考えてございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 隊員が8名もおるといって、びっくりしました。

実際、頭の中では3名ぐらいしか思いつかなかったんですけども、8名もいると。

今後、実施隊の人数確保のためにも、他町村では狩猟免許ですか、いわゆる鉄砲の免許に対する補助とかもやっているところもあると聞いておりますので、浅川町でも、やはり隊員の減少等を、あと、一定の確保というものを考えるのであれば、今後そのような対策もしていくのがいいのかなと思うんですが、その辺は町長、いかがかということ。

あと、優味米の補助でございますが、昨年行っていた、ちょっとこのお金でやっていたのかどうか定かじゃないんですけども、飲食店の優味米の関係は、このお金は使わないということなんですかね。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 恐らく、これ熊対策の狩猟免許だと思っております。

今、ご存じのとおり、県内は熊対策が本当に大変でございます。

そういう中で、その狩猟免許の補助は今のところは出しておりません。今後、本当に熊が来た、何々の鳥獣被害が来たということになれば、それは本当に今後の検討課題だと思っております。

それでまた、他町村の動向を見ながら、やっていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 農政課長、関根恵美子君。

○農政課長（関根恵美子君） 私のほうから補足答弁させていただきます。

1点目の狩猟免許につきましては、県のほうの補助もございますので、免許取りたいという方がいる場合ににつきましては、事前にお知らせしたりなんかもしているところでございます。

それから、2点目の、すみません。優味米の取組の補助金の150万円の中には、昨年度も行いました新米キャンペーンのチラシ作成などの費用も入ってございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 県の補助があるということで、安心しました。ぜひとも、町内での、その一定数の確保はするべきと思います。

あと、こういう話も伺いました。緊急銃猟に関してなんですけれども、鳥を撃つ銃では熊は撃てないということでございます。

実際、浅川町のこの実施隊の中で、万が一のときですけれども、熊を撃てるライフルをお持ちなのか、もし分かればいいです。もし、そういう万が一のとき、もしなければ他町村からの応援とかももらえるのだと思いますが、その辺もあらかじめ想定の範囲で考えておいてもいいのかなと思います。

あと、その優味米の関係ですが、実際、実施された飲食店の方が言われていました。「一方通行なんだよね。こういうのやるからお願いします。やるから賛同してくれませんかということで、やった後の反省会というか、やってどうでしたということ、やはり、その実施した飲食店と生産者と町と、三位で1回会議を持っていただきたい。そうして、翌年度、よりいい事業にしてもらいたいんだけどね」ということを言われておりました。

非常に、浅川町の米を大々的にPRはするのでいいんですよ、町の飲食店にとっても。

ただ、渡された米だけでは、あるところでは1日で消費してしまう、2日で消費してしまうと。次の日に来て、お客さんに「いや、ごめんなさい。浅川の米じゃないんだ。優味米じゃないんだ」と言うのが本当に切ない。そしてその、何ていうんですか、ポスターも剥がさなきゃなくなっちゃう。「何だ、やっていねえのかい」と言われるときもあるということで、やはり、その事業に当たって説明会なりその反省会はぜひとも実施する方向で考えていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきますが、恐らくこれ、優味米、1日で消費はないと思います。恐らくその期間は必ずあるはずだと思いますので。

なお、担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 農政課長、関根恵美子君。

○農政課長（関根恵美子君） それでは、お答えさせていただきます。

1点目の実施隊の中にライフル銃の所持者がいるかどうかということですが、こちらにつきましては、8名の中に、町内にはライフルを所持している方は、現在はございません。

万が一のときには、緊急銃猟になった場合には、他町村からの応援のほうも考えてございますので、こちらにつきましては、管内で農政担当課長会議を開催しておりまして、その中でも申合せといいますか、話し合っているところでございます。

2点目の新米キャンペーン実施事業、実施後の反省会とか、事前の説明会とかにつきましては、今後、そのようなことを検討してまいりたいというふうに考えます。

令和6年度に初年度でして、今年度2年目となりましたが、今年度につきましては、ちょっと昨年度の反省から、飲食店にお願いしましてアンケートなどを取っていただきまして、感想なども集めてありますので、そういうことも飲食店の皆様ですとか、それから部会の皆様と情報共有できたらいいのかなというふうに考えますので、そのようなことも検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

〔「あれは。1日の消費でなくなったというのは」の声あり〕

○農政課長（関根恵美子君） すみません。

お米につきましては、部会のほうから、多分5キロだったと思うんですが、各飲食店さんのほうに配付させていただきまして、新米キャンペーンに利用していただいているところでございます。

こちらにつきましては、飲食店にもよるんですが、5キロで足りるところと、また5キロ以上消費し、部会から新たに買っていただくというところがございます。

確かに、ずっと年間通してあればいいのかもしれませんが、そういうところも今後の検討していく材料だというふうに考えておりますので、部会の皆さんと今後話し合っていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） そうなんです。町長、5キロしかもらえないんですよ。5キロ、米5キロ。

そうして、本当に1日、2日で炊き切っちゃって、その後、実はその店主は優味米の生産者に言ったそうです、「買うから、ちょっと譲ってくんねえか」と。そうしたら、「もうないよ」と言われたそうです。キャンペーン期間、あれだけの期間あるのに、もう2日でなくなってしまったと。その後、俺には「どういうふうにすれば」という内容でございました。

ぜひとも、反省会等を開いて、実施に向けていい方向つけていただければと思います。答弁はいいです。よろしく申し上げます。

○議長（水野秀一君） ほかに。

1番、須藤孝夫君。

○1番（須藤孝夫君） 75ページの一般農業土木事業負担金、農道コンクリ舗装の件なんですけれども、これ始まって、もう何十年ですよ。

ちょっと言われたんですけれども、農道コンクリ舗装なんで、路盤も砂利敷いたぐらいでやっけて、もう

30年ぐらい経って、30年というか、古いのはあるんですけども、もうがたがたのところあるんですよね。

その1回やったところを、もう1回申請してできないかというような要望がありましたんですけども、どうでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 農政課長、関根恵美子君。

○農政課長（関根恵美子君） それでは、私のほうから答弁させていただきます。

一般農業土木事業負担金につきましては、農道のコンクリート舗装事業の中には、1回やったところの補修のほうもお願いしてございますので、申請していただいて、施工していただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○1番（須藤孝夫君） はい。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） ここで、先ほどの5款1項2目共同福祉施設費、12節樹木剪定委託料について訂正がございますので、企画商工課長より答弁させます。

企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） それでは、先ほど須藤浩二議員からおただございました共同福祉施設の樹木剪定委託に対しまして、私、スポーツ少年団へ委託ということで申し上げましたけれども、正しくは、共同福祉施設の樹木剪定委託料につきましてはシルバー人材センターへの委託となっております、スポーツ少年団には勤労者体育センター周辺の管理委託料20万円ということで、勤労者体育センター周りの草刈りをお願いしているところです。

訂正いたしまして、おわびを申し上げます。

○議長（水野秀一君） ここで、1時まで昼食のため休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6款2項林業費について、77ページ。

2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） 77ページの6款2項1目、委託料3つ目に記載されています委託料でありますけれども、森林経営管理制度意向調査準備業務委託料。

これ、新たな事業かと思われませうけれども、目的、委託先、財源等について説明いただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 農政課長、関根恵美子君。

○農政課長（関根恵美子君） それでは、私のほうから答弁させていただきます。

初めに、目的といいますか、森林経営管理制度の事業概要についてですが、森林経営管理制度は平成31年4月1日に施行されました森林経営管理法によりまして、森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合、市町村が森林の経営管理の委託を受け、林業経営者に再委託または市町村が自ら管理を実施する制度となっております。この法律の中で森林所有者による森林の経営管理責務を明確にしておりますが、森林所有者に今後、森林経営について意向調査を実施し、森林の経営を市町村に委託希望した森林に対して、集積計画を策定し、林業経営に適した森林については、林業経営者に再委託するという制度になります。

森林経営管理制度の意向調査を実施する前段として、令和8年度につきましては、森林所有者情報や森林の資源情報の整備を行い、林野台帳地図を作成し、林野台帳データベースの作成を行っていきたいというふうに考えております。

委託先につきましてはまだ決めてございませんが、県内におきまして実績のある業者で検討してまいりたいというふうに考えてございます。

財源につきましては、森林環境譲与税を活用いたします。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○2番（富永 勉君） はい。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、7款1項商工費について、78ページから80ページ。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 幾つか伺います。

7款1項の観光費の報償費に関連してなんですけれども、前年度あった弘法山の刈払い謝礼がなくなりました。手入れはどうするのか伺います。

それから、同じところでフォトコンテスト関係の予算もなくなりました。新年度も今年度と同じように、県のコンテストに浅川町賞という形で参加する考えなのかどうか、伺いたいと思います。

それから、今年度の浅川町賞の応募者数それと応募点数は何点だったのか、併せて伺います。

それと、79ページに関連してなんですけれども、即身仏のPR、これはやりがいのある課題だというふうに思うんですけれども、これ関連の予算はどういうふうになっているのか、ちょっと見当たらないので、伺います。

それから、一番のネックは拝観に手間がかかるという問題ですけれども、これに対して何か対策があるのかどうか伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） では、私のほうからご説明させていただきます。

まず、1点目の弘法山関係でございますけれども、弘法山の刈払いにつきましては、甲子講の方々に毎年お願いしておりました。お願いしておりましたけれども、高齢化等によりまして今後の対応は難しいと、そのようなお話がございましたので、令和8年度からはシルバー人材センターに刈払いを年4回程度お願いしたいと考えております。令和8年度の予算につきましては、観光費の12節委託料に弘法山草刈り・除草剤散布業務委託料13万3,000円として計上させていただいたところです。

続きまして、2点目、フォトコンテスト関係になります。

このフォトコンテストにつきましては、令和5年度と令和6年度に町単独で実施したところでございます。フォトコンテストは、同じような写真が集まる傾向があるという専門家の方にアドバイスをいただいておりますので、数年間、間を空けて実施したいと考えております。

令和7年度は県のコンテストに市町村賞として参加したところですが、県のコンテストにつきましては、令和8年度がDCの年ということもありまして、町のポスターを作成するためにコンテストに参加したのとなっております。ですので、このコンテストへの参加は令和7年度のみで、令和8年度の参加は予定しておりません。

応募者数と応募点数についてでございますが、県のコンテストの応募総数が3,094点となっております。応募者数や部門ごとの応募点数につきましては公表されていないというところで、県にも問合せはしたんですけれども、公表しないということでしたので、申し訳ありませんが総数のみのご報告とさせていただきます。

続きまして、即身仏関係になります。即身仏のPR関係の予算につきましては、即身仏に特化した予算の計上はございません。

ですが、これから着任する地域おこし協力隊に、今までPRしてきた資源や今はまだ眠っている資源についてPRをお願いしたいと考えております。

続きまして、拝観に手間がかかる問題への対策でございますけれども、即身仏の拝観につきましては、基本的には保存会の皆さんにお願いをしているところです。

しかし、予約せずに来町してしまった際や、農作業の時期など保存会で対応できない時期、ゴールデンウィークとかもそうなんですけれども、そういったときは町で対応をしているところです。

予約の受付につきましては保存会の役員さんの自宅に電話をしていただく必要があるため、拝観希望者にはまず一旦役場にお電話をいただきまして、そこで保存会の役員さんの電話番号を4名分お伝えしまして、その後、役員さんに拝観希望者が電話をして予約をするという、そういうちょっと手間のかかる流れになっておりまして、拝観希望者にはお手間を取らせているのが現状となっております。

それらにつきましては、保存会の会長さんとはお話はさせていただいておりますが、なかなか解決策が見いだせない状況となっております。拝観日をもう固定してしまうとか、いろいろ話が出るんですけれども、なかなかこれだという案が出ないのが現状でございます。

ですが、引き続き多角的な視点から、今後も検討してまいりたいとは考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、8款1項土木管理費について、81ページ、82ページ。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 82ページで急傾斜地崩壊防止対策事業負担金に関して伺います。

急傾斜地崩壊防止対策で、対策がまだ終わっていない急傾斜地って何か所あって、主なところはどこののか伺います。

それから、城山地内の城山入り口付近の急傾斜地対策、上がっていくとピンクのリボンが挿してあるところが随分あるんですけども、県のほうで何か具体的に動き出しているのかどうか。どのような工事がなされて、いつ完了するのか伺いたいと思います。

それから、ちょっと通告はなかったんですけども、令和2年のハザードマップ策定後、対策工事がなされたのは何か所あるのか、これも併せて伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、お答えいたします。

8款1項1目土木総務費の負担金、補助及び交付金の急傾斜地崩壊防止対策事業負担金についてのご質問でございます。

この急傾斜地なんですけれども、急傾斜地崩壊危険区域という区域がございます。これが指定になっていきますのが、町内に15か所あります。そのうち8か所が対策工事未実施となっている状況でございます。この未実施8か所ですけれども、まずは里白石の高梨沢地区、それから福貴作の松山地区、それから中里の下堀地区、それから松野入の余郷根地区、それから山白石の曲屋地区、畑田の花畑地区、同じく畑田の美谷田地区、それから大字浅川の城山地区というふうに8か所が未実施となっております。

それから、城山地内の入り口付近の急傾斜地対策で、山の中にピンクのリボンかなんかがあるという、印がついているというところがございますけれども、こちらにつきましては、城山地区につきましては、今ほど申し上げましたとおり、城山地区の中でも急傾斜地崩壊危険区域という場所と、もう一か所土石流危険溪流という箇所がございます。それで、それらを含めてまたさらに土砂災害警戒区域なんていう指定もあったり、いろいろ、いろんなものが交ざり合ったりしているところもあるわけなんですけれども、今回城山のほうでピンクのリボンがあって、測量といいいますか調査を行った箇所につきましては、土石流危険溪流の対策工事のための調査ということで、こちら実施主体につきましては、福島県が実施主体となります。

こちらにつきましては土石流危険溪流ということで、影響範囲が大きいだろうということで、町でもちょっと要望していた経過はあるんですけども、民家も含め、それからその下の県道浅川古殿線、一たび土石流が発生しますとそこから県道を突っ切って殿川のほうまで土石流が流れていくということで影響が大きいという

ことで、まずは県のほうで、令和7年度に調査に入ったところでございます。

それで、今年度調査を実施いたしました、ちょっとはつきりこれから先の予定については、まだ県から連絡が来ておりません。ただし、今後順調に進めば、県において年次計画で設計それから対策工事が順次行われるものと思っておりますが、完成時期等についてはまだ分かっておりません。

それで、この土石流対策工事につきましては、県のほうで事業費を全て負担しますので、町の負担はないことになっております。

ちなみに、急傾斜地対策につきましては、町負担が10%あるというところでございます。

それから、令和2年度にハザードマップを改正しまして、その後の工事済みの箇所ですけれども、令和2年あたりから実際工事していたところもあるんですけれども、急傾斜地の崩壊危険区域でいいますと、山白石の西今田地区、それから同じく山白石の東今田地区、そして今年度調査実施して来年度から設計入る予定で染の追越地区、こちらがその後工事中もしくは進捗完了、これから予定というような箇所になってございます。

以上となります。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 大体分かりました。

城山のところの土石流対策の工事、これ大体どういうことがなされるのかというのは、県のほうからは何か来ているんですか。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

城山地区の土石流の対策工事ですけれども、砂防施設ということで、こちらにつきましては浅川の町内そのほか、ちょっと山間部のほうにはあるんですけれども、砂防指定地になりまして、砂防堰堤という土砂を留めるようなコンクリートの構造物のようなものは設置されるのではないかとということで、そのようなお話がありました。ただ、これも今、調査段階ですので、どのように設計してどういう規模になるかというのはまだ分かっていない状況でございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） 83ページの8款2項1目道路維持費の中で、立木伐採とか側溝清掃作業委託、それから町道などの……。

〔「今8款1項」の声あり〕

○4番（兼子長一君） ああ、すみません。

○議長（水野秀一君） この後です。

○4番（兼子長一君） すみません。失礼しました。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、8款2項道路橋りょう費について、83ページ、84ページ。

4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） すみません。

83ページ、立木伐採・側溝清掃作業委託料と、それから町道等除草業務委託料を合わせた予算額が、前年度と比べるとちょっと減っておるんですが、その要因についてちょっとお伺いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

道路維持費の委託料の立木伐採・側溝清掃作業委託それから町道等除草業務の委託料を合わせた予算額が前年度比較減となっている理由でございます。

こちらの理由につきましては、この2つの予算合計では前年度対比で32万9,000円の減となっております。

これにつきましては、令和7年度の除草業務委託、今年度の除草業務委託におきまして、広域農道の除草業務なんですけれども、これは除草剤散布で実施しようということで、年3回で見込んでおりました、広域農道です。

7年度中に実際除草剤散布をどの時期に実施すれば効果があるかということでやったところ、散布時期によっては2回の実施で十分効果があるということが判明いたしました。このため、令和8年度につきましては、除草剤散布の委託を2回としたために、減額になったものが主な要因となっております。

ちなみに、この除草剤散布につきましては令和6年度から実施しまして、令和6年度は試みに1回の実施で行って、令和7年度は3回の予定だったところが2回で十分効果があったということで、令和8年度予算からはそのような形で減額したところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） 分かりました。

ちょっと私心配したのは、その予算が減ったことによって立ち木伐採とか、あるいはこの草刈り、そういったものがちょっと行き届かないというんですか、そういうのが発生すると困るかなと思って、この質問をしたんですけれども、今の説明ですと除草剤の散布回数を3回から2回でも、減らしても大丈夫だということで、それは分かりました。

引き続き、この立ち木伐採いわゆる支障木、そういったものの対応をよろしくお願いします。

あと、東北電力とかN T Tのほうで、そういう線に接触した立ち木、枝とか、そういうのを東北電力とかN T Tのほうで伐採しているケースもあるんですけれども、そういうものの町との連携というのはどのようになっていますか。その辺ちょっとお聞きします。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

町道沿いにおきまして、東北電力やN T Tの電柱もしくは電線に立ち木がかかっている場合ということでございますけれども、その電力や通信事業者と特段何か協定とかを結んでいるわけではございませんが、これま

でもそういった箇所につきましては、町作業員もしくは町内の工事業者等でも危険で手出しができないということがございますので、その都度連絡をして、そういった箇所につきましては東北電力で実施していただいているというケースもかなりございます。

具体的には、ちょっと強風によりまして倒木がありました。倒れているんですけども、電柱にかかって斜めにこうなって、下を通るのはとても、大変危険な状態というところがありまして、緊急ですということで連絡をしてすぐに対応していただいたケースや、それから過日、湿った雪が降った際に、浅川町だけではないんですけども、浅川町においても、町内各所において大変な倒木がありました。県道も一時通行止めになり、町道も一時3か所ぐらい通行止めになったところもございます。それで、どうしてもそういった中で、電柱に寄りかかったり、電線が大分垂れ下がって、一部の地区においてはテレビが見られない、停電もございました。

そういったところにつきましても、国、県道それから町道等を問わず、そういった箇所が発見したときには町から東北電力なり、それからNTTなり、それから共同アンテナの管理会社のほうに連絡をして対応していただいているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（水野秀一君） 4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） よく分かりました。

私も一般質問等で以前から、この日陰対策とかそういうのを言っているんですけども、そういう、やはりなかなか町だけでは対応できない、そういったものについて東北電力とNTTとの連携をして、そういう日陰対策も含めて今後やっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに。

3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） 84ページの8款2項2目、14節工事請負費ということで、里白石木和田塚線のほうに予算がつくというようなお話でありまして、3点ほどお伺いをいたします。

予算はどれくらいつくのかということ。

そしてもう一つが、進捗状況はどれくらいですかと。

そして最後、もう一点が、完成はいつになるのかということ、3点ほどお伺いをいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、お答えいたします。

予算の状況ですけども、これはどれくらいつくのかということにつきましては、国の予算で交付金事業として行っていますので、国の予算と、町の予算も含めてなんだと思うんですが、国に要望しています事業費としては約4,000万円を要望しております。国費ではなくて、総事業費で4,000万円を要望しております。

これにつきましては、今国のほうでまさに審議しているのではないかというふうに思っておりますが、まだ決定はしておりません。実際には、国の予算決まりましたらば、国の交付金の事業費の範囲内での発注となる

と思っております。

それから、進捗状況でございますけれども、今年度末時点では、進捗率は全体の約20%となる見込みとなっております。

これまで行った工事としましては、橋梁の架け替え工事、それから今現在は、その橋梁架け替え工事に伴います河川の護岸工事を実施している状況でございます。

今現在はちょっと事業費がかかるような内容の、これまでは工事でしたが、今後、道路改良工事の本体のほうなんですけれども、あまり大きな構造物もない、田んぼの中の道路ですから大幅な盛土等もなく、ある程度、今後は順調に進むのかなというふう思っております。

完成の見込みにつきましては、いろいろ用地交渉等の関係で、若干当初の見込みよりは遅れておりますけれども、現段階においては、令和9年度末の完成を目標としております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） そうですね。多少遅れがあるような感じではあるけれども、令和9年度末には完成する方向でということになっておまして、地元の方々の期待も多分にありますので、前進させていっていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 道路工事費に関してなんですけれども、一般質問で取り上げました東大畑行人坊地内の交差点の鋭角解消工事、これはなされるのかどうか伺いたいのが1点目です。

2点目として、城山下のデイサービスすみれに行く間の道路の整備計画、これはどういうふうになっているのか伺いたいと思います。

それから、もう一点、通告にはなかったんですけれども、公共工事の入札における最低制限価格の設定について、この場でお聞きをしたいと思うんですね。昨年12月議会では、5,000万円以上の建築とか土木工事には最低制限価格は設定しませんということでしたけれども、それでは年に1件あるかないかであって、もっとこの5,000万円を引き下げるべきだということを申し上げました。

その結果、指名委員会で再度協議をするというお答えをいただきましたけれども、その後どういうふうになっているのか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

まず、道路新設改良費の工事請負費の、一般質問でもありました行人坊地内、町道路線名でいきますと城山再見形線、こちらの鋭角な交差点の部分ですけれども、こちらの工事の予算につきましては、令和8年度のこの予算に、工事請負費に含まれております。令和8年度に完了を見込んでおります。約20メートル程度を予定

しています。

それから、2点目。城山下の城山団地線、こちらにつきましても、この新設改良費の工事請負費に含まれております。こちら令和8年度には完成したいと考えております。延長につきましては、200メートル程度で考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、3点目につきましては、私から答弁させていただきます。

確かに議員さんおただしのことがございまして、メンバーで継続で協議はしておりますが、結論はまだ出ておりませんが、新年度になりましたらば、また改めて委員会開きまして、その時点で決定したいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） まず、1点目の行人坊のところなんですけれども、建設課の資料で工事予定箇所というのが配られましたけれども、あそこの中に入っていなかったの、どうなのかなというふうに思ったんですけれども、工事が小さいために、あそこにわざわざ書かなかったということなんですか、伺います。

それから、デイサービスすみれに行くところの道路の整備計画なんですけれども、南側から上ると、昔の老人憩の家の方から来る部分と、両方あると思うんですけれども、これ両方とも整備をするということで理解してよろしいでしょうか。

3点目は分かりました。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

確かに工事発注一覧表のほうには記載ございませんでした。

それで、この工事費と、それから今ほどありました城山団地線の工事がちょっと一緒になって掲載されていたものですから、1本の工事になっちゃっていたんですけれども、実際には2つ分けて、当然発注する予定でございます。

それから、城山団地線ですけれども、主にこの幅員が狭いところは、議員さんから今お話あった南側の部分に当たるんだと思うんですね。もともと、南側でも旧商店さんがあったところから右に上がっていくと石碑があるところがあるんですけれども、あそこよりちょっと上までは過去に改良工事やっけて、幅員がちょっと広いんです。そこから、幅員狭くなる場所からスタートしまして、老人憩の家があったところまで、その辺までを予定しています。

そこから先の、城山第2団地のほうにつきましては、若干幅員が広がっておりますので、通行にはそれほど支障ないのかなというふうなところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、8款3項河川費について、85ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、8款4項都市計画費に……。

8款3項ですか。85ページ。

〔「河川費です」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 以前、1回この質問しているんですが、委託料、河川水門等管理委託料17万円になって
いますが、以前はこれ15万円でしたよね。違いましたか。違ったらば、質問取り消します。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） こちらの経費につきましては、石川土木事務所から町に委託がありまして、
それで、町からさらに河川の水門の管理者のほうに再委託するという形で、費用のほうは土木事務所のほうで
算定したものをそのまま水門の管理者に交付しているところでございまして、8年度につきましては、17万円
で、合計で予算を計上しております。予算の見直しが行われまして、若干増額になってございます。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、8款4項都市計画費について、86ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、8款5項住宅費について、87ページ、88ページ。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 幾つかあります。

まず、荒町団地1棟2戸の壁、屋根の工事費1,300万円が計上されておりますけれども、これは高過ぎない
かというのが、見る人の大体の人が思うんじゃないかと思うんですね。

アスベストの除去が入っているので高いということなのかなというふうに思うんですけども、このアスベ
スト除去が必要な状況というのは、どういう状況なのか伺いたいと思います。

それから、ほかにもアスベストの問題で対応しなければならない町営住宅というのはあるのかどうか伺いた
いと思います。

それから、さらに、みのわ団地の工事費で風呂釜交換10戸分の費用というふうにあったと思うんですけれど
も、残る70戸もこれは順次交換していくということなんですか。伺います。

それから、関連して、公営住宅法の適用がある町営住宅に関しての風呂釜、これは基本的には入居者が自分
で持ってきて備え付けるんだということになっているんだというふうに思うんですけれども、今もずっとそう
なんですか。その点を伺います。

そして最後に、先ほど申し上げました浅川座の件なんですけれども、ここで質問するのが正しいんだという
ご指摘がありまして質問しますけれども、所有者から土地を町が寄贈を受けて、建物の残りのものも所有者か

ら寄贈を受けて、町があそこを整地をして、そして町の土地にして利活用する、こういうことは可能なのかどうなのかわかるといいます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、お答えいたします。

工事請負費、荒町団地1棟2戸の工事費の件でございます。1,300万円ということだったんですけれども、これ、荒町団地1棟2戸の外壁とそれから屋根の工事費となります。こちらにつきましては、工事費がさらに、実際高くて2,500万円の予算でございまして、一般財源分を見ますと1,300万円というふうに、多分当初予算の主な内容のほうに記載されているものだと思うんですけれども。

それで、こちらの費用の算出なんですけれども、現段階ではちょっと、当初予算策定段階でちょっと間に合いませんで、概算というところで、今現在も設計の作業中なんです。ある程度、今現在でいいますと精査はできてきております。ちょっと今回の予算につきましては、予算策定時の概算費用で作成したものとなっております。

それで、予算策定段階では、こちらの住宅は瓦屋根だったんですね。この瓦屋根が、当時の瓦屋根ってセメント瓦という瓦でして、これまでちょっと瓦屋根が割れるということがありまして、今までずっと補修で対応してきたんです。そういったことから、長寿命化修繕計画に基づいて修繕が必要だということなんですけれども、やっぱりどうしても、セメント瓦ですので雨を含んで凍結、融解を繰り返して割れるという状況があったものですから、最初はこのセメント瓦を陶器瓦に更新ということで概算で出したり、それから外壁も更新ということで最初は検討していたため、実際にはちょっと割高で算出されておりました。

その後の調査によりまして、セメント瓦から陶器瓦に替えるのではなくて、結局、躯体の構造の問題もありまして、長くもたせるのであれば、屋根だけを考えるとやっぱり陶器瓦のほうが長くもつんだと思うんですけれども、躯体のこと考えますと重さがこれからもずっとかかってきますので、トタン屋根ではないんですけれども、トタン屋根のようなガルバリウム鋼板というトタン屋根よりは耐久性のあるものに変更を設計したりで考えたり、それから、外壁についての調査の結果、再塗装をすれば今後も長く使えるだろうというところで、今現在ではそういうところで設計を進めているところなものですから、実際もうちょっと安く工事が発注できるのかなというふうには思っております。

それから、2点目なんですけれども、アスベストの件でございます。

荒町団地の設計時ですね。今年度アスベストの含有調査を実施しております。それでその結果、一部アスベストが含まれる製品を使用しておりますので、撤去及び処分に費用がかかることとなります。その分も含まれて、工事費の中には、おります。

ただ、そのアスベストが使用されている部分というのが屋根の下といいますか、軒天の部分なんです。それで、処分費等がかかりますので、通常よりはその分高くはなるとは思いますが、このアスベスト処理によって、格段にこの部分で工事費が多くなったというものではございません。0.5立方メートルぐらいの数量でございます。

実際には飛散しないように湿潤って、水をちょっとかけて取り外して、なるべく粉々に壊すのは一番よくないので、そういう壊し方じゃなくて、きれいに飛散しないように水をかけて取り外して運搬して、アスベストを処分するという内容ですけれども、こちらにつきましては、そんなに突出して大きな金額ではないと思っております。

それから、3点目なんですけれども、ほかの施設にもあるかどうかということなんですけれども、過去に城山第2団地という白山比咩神社の下のところの住宅なんですけれども、そこも長寿命化修繕計画において改修を行いました。同様にやっぱり軒天にアスベストが含まれておりました。

それから、今年度、今現在、背戸谷地第3団地、長屋、1棟6戸の解体工事をしております。この第3団地は、以前にも別な1棟を解体しております。その際、両方とも、今年度も、前回のときも軒天にアスベストが含まれておりました。どちらも対策をしながら工事をしております。

それから、それ以外の公営住宅についても、ちょっと目で見て分かるような、通常の生活をして被害があるようなアスベストはございませんが、いわゆる改修工事をやったり解体したりするときに含まれているというものは、ある可能性は当然あります。ただし、そういった際には、同様に対策を行った上で工事することが必要になると思われれます。

次に、風呂釜の件ですね。公営住宅法に基づく公営住宅の風呂釜、今も持込みなのかどうかということなんですけれども、これにつきましては、従来と変わらず、風呂釜は持込みということで変更はございません。

続いて、浅川座の件ですね。続いて、浅川座の空き屋関係のお話になります。

浅川座の土地所有者から寄附を受けてというお話がございました。

土地の所有者が、まず共有でございます。そして、10名までいるかどうかあれですけれども、それに近い共有になっているのかもしれませんが。さらには、共有名義になっていますけれども、まだ相続が終わっていない方もいるかもしれません。そういった中で、これまでは、代表者と思われる方とは1度、町でお話をしたことがあります。

今議会におきましても、5番議員から同様の趣旨の一般質問がございまして、私、今後土地の所有者の方ともちょっとお話ししてみたいというお話をしたと思うんですけれども、そういったことも含めて、代表者の方としかまだお話ししていませんので、それ以外の相続人の方とかの意向をまずは一度聞いてみるというのも一つかなと思ひまして、土地所有者の方で解決するというだけでなく、いろいろ土地所有者の方の意向も確認しながら進めるというのも必要なというふうに思っているところでございます。

それとは別に、先ほど再利用のお話があったんですけれども、ほかの事例、他町村等の事例においては、そういった町が土地を取得して、それから例えば売却をしてその解体費用に充てるというようなこともやっているところもございます。それから、町がその土地を所有して、それを利用するというところもやっているところもあると思ひます。

ただし、解体費用は解体費用として、町が解体すればかかりますので、それはそれで代執行なりやった費用につきましては、その建物の所有者、相続人複数いるかもしれませんが、平等に請求といたしますか、お金を請求しなければならないという形になるんだと思っております。

そういった問題が解決できれば、空き家対策総合支援事業などの国の補助金等を活用した上で、利活用も可

能なところはあるのではないかなというふうに思っておりますけれども、一つ一ついろんな問題を解決しながら検討していきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 荒町団地の件なんですけれども、なるほど、見てみましたらば2,500万円でした。2,500万円といったらば、うち建ちますよね。屋根と壁直すのにそんなにかかるというのは、これはさすがに公共事業だなというふうに思うんですけれども、これを今後設計なんかを通して抑えていくという方向なんです。

それ以上は言っても、解体費用の単価が高過ぎるなんて言ったって、町としては何ともしようがない問題ですので、それ以上言えませんけれども、前にも町営住宅を建設したときに、町民の中から、「あれ、高過ぎるっぺ」、「幾ら何でも高過ぎるっぺ」、「坪幾らなんだ」という話よく出ていました。やっぱり、そういうお金の使い方をしていて、本当に町民が苦勞して納めた税金が適正に使われているのかどうかという話にもなるので、この辺はよくよく注意をして、さっきのあれとつながっちゃうんですけれども、最低制限価格の話もつながってしまうんですけれども、よく注意をしていただきたいなというふうに思います。

アスベストはそれほど大きな問題ではないというふうな趣旨は分かりました。

それから、2点目のみのわ団地の風呂釜の交換なんですけれども、今回は10戸分というふうに説明があったかなというふうに思うんです。残る70戸、みんな80戸ありますので、残る70戸は、順次計画的にやっていくんですかという質問の答弁が抜けておりましたので、お願いをしたいと思います。

それから、浅川座の件に関しては、やはり、風が強く吹いた後はいろいろ飛んでいて、くぎが刺さった板が飛んでいたり何だりということで、周辺の皆さんに大変ご迷惑をかけている現状です。

こういう建物に対して、最近幾つかの自治体では、特定空家に指定して公費でもって解体をするというような対応を取るところもあるんですけれども、本当にそういうことをやっていいのかなというふうなのが一つあるんですよ。

というのは、町が公費でもって解体したその費用は、所有者に請求するということになるんでしょうけれども、所有者はそのお金がないために解体できないでいるわけですからね。結局、取れないということになってしまうと、税金で空き家の解体を自治体がやってあげたということになってしまいます。

税金でやってくれるんだったら、うちの空き家も取り壊してもらいたいと思っているような方の空き家って町内にたくさんあると思うんですよ。ですから、その関係で、どこで線を引くのかということ、これは不公平な対応になりかねないということで、私はなるべくだったらば、可能であれば土地はもらって建物を除去すると、これが町に一番損失がないやり方なのかなというふうに思って提言をしたわけです。

そういう可能性をぜひ探っていただきたいなというふうに思うんですけれども、再度伺います。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、みのわ団地の風呂釜10戸分の費用の予算でございますけれども、残る70戸も順次更新するのでしょうかというおただしですが、こちらにつきましては、この予算につきましては、基本的に風呂釜が壊れた際の交換というのも入っております、それから今現在入居していないところは、基本的に退去したまま、そのままに風呂釜なっているんですけれども、それで、年数経過して、新し

く入る方、せっかく使ったんだけど、すぐに壊れてしまうというおそれもあるので、ちょっと使用年数の長いものについては、そういった際には、新しいものに交換していますので、そういった予算として、まず10戸を確保してあります。実際に住んでいる方が壊れた場合、それから新しく入居する部屋で古いもの。

それで、それでも若干余る場合があります。そういった場合につきましては、古いものから順次交換、入居している方についても交換したりしております。というのは、古い風呂釜ですと、ちょっとシャワーがついていない風呂釜がありまして、新しく入る人はついているんですけども、古い方は壊れない限りずっとそのまま、シャワーがない風呂釜ということがありましたので、そういった予算の状況を見ながら、順次古いものは交換していくと、おおむね15年程度はもつというふうにはなっているんですけども。

それで、今後も残り15戸分ぐらい、ちょっとこれ古いなというのはありますので、少しずつ、毎回10軒分も壊れたりしませんから、入居中の方の古い、壊れそうだったり、一旦壊れますと、1日ちょっと、2日使えませんなんていうのはちょっと迷惑かけますので、そういったところでは計画的に新しいものに交換しているような状況でございます。

以上です。

〔「浅川座の件」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） すみません。浅川座の件が漏れておりました。

確かに町でこういった公費で事業を行う場合に、議員さんおたのしみとおおり、不公平であるという部分が一番、どう整理していいかということが、一番考えるといいますか、ネックになるところだと思っております。

それで、ほかの事例、他町村の事例で、行政代執行やら略式、略式はちょっと所有者が確知できないので、これはまた別なんですけれども、行政代執行とかする際にも、やはり回収可能性というところもある程度視野に入れて、例えば白河市の例ですと、たしか所有者が郡山市のほうにいて、再三の指導、勧告にも応じなかったというところもあったかと思っております。

それから、いろんな各種財産管理制度なんかを活用しまして、土地、建物が同様の所有者である場合には、建物を公費で解体して、土地は町が売って、それで費用を回収するなんていう方法もありまして、そういったものであれば、町の負担ですか、負担はそこから回収できる、解体費用を回収できるなんていう方法もありますので、一番大きな判断は、ある程度費用回収見込みというところが、一番決断しやすいところなのかなというふうには思っております。

今回の浅川町の件につきましては、土地と建物の所有者が別ということで、建物は建物で代執行した場合には請求しなければならない。それから、これ行政代執行に基づく債権につきましては、地方税法の滞納処分の例によって、強制徴収も可能となるものですから、そういうところも踏まえていろいろ判断していかなければならないのかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 今の8番議員の空き家の、浅川座の問題について、もうちょっとお聞きしたいことがあ

りますので、何点かご質問したいと思います。

まず、一般質問で、多分5番議員に答弁したので、その固定資産税の問題で、屋根が抜けた段階で固定資産税は請求していないんだという話もありましたよね。

ということは、もう十何年前から建物の所有者には税金を払ってくださいというアクションは全然起こしていないということでしょうか、まず1点目。

そして、2点目ですけれども、除却に対して8番議員がいろいろ、るる質問しましたがけれども、その中で、地権者が10人程度いる。あと、相続もされているかどうかも分からない。課長、そういう曖昧な答弁を今する時期じゃないでしょう、もう。これだけ時間かけて、いろいろ、私も動いているいろいろやったんですから。

もう、地権者は何名です。そして、代表者の方にその固定資産税の請求を行っています。ただ、納付はされていないと思います。

ただ、代表者の方じゃなくて、私はもう調べて、誰が所有者か全部分かります。個別に請求出せるはずですよ。ここの筆は誰々、誰々、誰々と、全部現存していますよ、人は。相続もちゃんとされています。それを確認していないのですか、課長。

私は、現存するその所有者の方とも話しましたよ。ただ、私の立場じゃそれ以上はしゃべれないから何とも言えないですけれども、という話で最後は終わりましたけれども、やはりもう、町を交えて対面でいろいろお話をして、解決に向ける時期じゃないですかね。

土地所有者の1人の方は、こう言っていました。「もう何十年も何の請求も、何の役場からのアクションもないよ」と。「ただ、台帳調べますとあなたが所有者ですよ」と言ったら、「うん、そうね。うちの旦那が所
有だったけど、私になっていて、まあ、私はそんな土地要らないから」、私に「浩ちゃん、好きなようにしていいよ」と。「土地は、町のために協力するよ」と。

もう一人の方も同じこと言っていました。もう、町がアクションを起こせば、何も拒否することはないと、協力するよということを行っています。

ただ、あるもう一人の方に接触したときは、こう言われました。「何も言われねえんだもん。俺だって何にもできねえべ」と。そう言われてしまいました。

ですから、その地権者はもう分かるわけですから、もう一堂に集まっていただいて、先ほど顧問弁護士という方が今度4月からできるそうですから、顧問弁護士の方も交えて、話を進めようじゃありませんか。いかがですか、町長。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） この浅川座は、もう何十年もやっているんですよ。

それで、一時、7番議員、解体するような何か約束したとか、議会で言っておりましたよね。その後、どうなったんだか分かりませんが。

そして今、言ったのが、全員生存しているということを言いましたよね。そして、請求もしていないとも、今言いましたよね。

これはもう早急に確認して、そうしたらこれ本当に、中に入っただけであれば、もっと解決早いですよ、本当にこれは。そうでしょう。

〔「入っているんだけども。もう既に入っているんですけども」の声あり〕

○町長（江田文男君） じゃ、分かりました。

これはもう、皆さんも聞いておりますから、かなり早く進むと、話がそのとおりであれば、進むと思います。
まずは、担当課にまずお話しさせて、第1点目の税務課のほうは、先に税務課をお願いいたします。

○議長（水野秀一君） 税務課長、坂本克幸君。

○会計管理者兼税務課長（坂本克幸君） それでは、浅川座の家屋の件についてお答えいたします。

屋根が抜けたのを完全に確認して、家屋として扱わないということに決めましたのは数年前ですので、それまでは家屋分の固定資産税は送付しておりました。

以上です。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

ちょっと手元に資料がなかったものですから、ちょっと歯切れの悪い答弁でしたけれども、土地の所有者なんです、10人以内であったというふうに思っております。ということで、ちょっと調べればもう少し正確なことは分かるかもしれませんが、ちょっと今の段階ではそのような形で表現させていただきたいと思います。

それで、私のちょっと記憶ですと、ちょっと相続も終わっていない方もいたのかなというふうに思ったものですから、共有なんでね。

浅川町に、例えばいる方が、自分のところは全て相続終わっていますよと言っても、部分的に抜けているものあるかもしれないですね。共有の部分だけはちょっと抜けてしまったとかということもあるかもしれませんので、そうなってくると、枝分かれしていきますので、権利者につきましては。

そうしますと、人数ははっきりしないというところという意味も含めまして、ちょっと、そのようにまず一旦捉えていただければなというふうに思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 町長、できれば8年度内に決着できるように、私も最大限努力しますので。

1人の方は、現在住まわれているのが東京在住の方でございます。その方には、もう何度も電話でもしゃべっていますし面識のある方なので、訪問してすぐ、その書類の取付け等もできる状態でありますので。

一番遠い方がその方です。あとはもう、地元の方ばかりですので、協議をしていただいて、すぐ取りかかるような状況をつくりますので、何とか町長、それ、町側としても最大限の協力をさせていただいて、解決に結びつけたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） そうですね。お金のかからないようにぜひ取り計らっていただきたいと思います。

そして、今の言葉信じて、これ令和8年度、本当に決着つければこんないいことはありませんから、もう何十年と、これかかって、もう四苦八苦、四苦八苦して、いまだに何度言ってもできなかったわけですから、ぜひこれを機会にやりたいと思っておりますので、お願いいたします。

それと、もう一度確認いたします。

これ、皆さん生存しているということで、みんな確認はしているんですね、間違いなく。

そして、もう了承をもらっていると言っておりますので、ぜひそのところだけ、もう一度お願いいたします。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 私、明日、その調べた書類持っていきます。そして、その中に、現在の登記の方の名前も全部載っております。

それで、1人の方だけが、複数の筆を持っている方がおられまして、その経歴も全部載っているんですけども、何とその中には、吉田富三博士も入っているんですね、名前の中に。

〔「ちょっと分かりませんよ」の声あり〕

○7番（須藤浩二君） いや、本当に、本当に。

でも、過去には吉田富三先生も、その土地の地主であったという経歴が残っているんですよ。その方が何年に譲渡して、譲渡して、譲渡してというのがありまして、それで、現在の所有者という方は全て、その当時もらった資料では、全て生存しております。

その中で登記されていないというのは、私の中ではないですね。全部きちっと登記されていて、現存している方が皆さん、恐らく6筆だったと思います。最終的に6筆ぐらいだったですね、それでありまして。

明日、資料をお持ちしますので、後で町長にはお見せしますので、よろしく申し上げます。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、9款1項消防費について、89ページから91ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、10款1項教育総務費について、92ページから96ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、10款2項浅川小学校費について、97ページ、98ページ。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 10款2項浅川小学校費ね。

小学校体育館の暑さ対策に関する予算がちょっと見当たらないのですけれども、どういうふうに対応をするのか伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 教育課長より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） それでは、お答えさせていただきます。

浅川小学校の暑さ対策につきましては、8年度につきましては、総務課のほうで購入されます移動式エアコンのほうを、ちょっとお貸ししてもいいですということでしたので、小学校につきましてはそちらのほうをお借りして暑さ対策として対応をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） すみません。何を、どこから借りるんですったけか。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） お答えいたします。

総務課のほうで、移動式エアコンを買うことになっておりますので、そちらのほうをお借りしたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 総務課のほうで買う予定の移動式エアコンを小学校では借りたいと。

でもこれ、防災対策のものですよね。何か災害があったときは、そこで使うわけでしょう。災害があったときに小学校が避難所になって、そこで使うから特に問題はないと、こういうことなんですかね。

これ、その防災対策のその移動式のエアコンって、何基。どのくらいのあれを冷やす効果があるんですったけか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私のほうから答弁させていただきます。

いわゆる国の防災交付金で継続的に年次計画で導入を予定しておりますが、6年度の繰越し、あと今年度の繰越しとございますが、平時と災害時で分けての使用となりますが、今教育課長が述べておるのは、あくまでも私どものほうで、総務課で購入、導入したものを平時扱いで小学校に貸与する形を取っております。

非常時には、当然必要とされる施設に持っていくと、持って行って使用すると。ですから、改めて固定じゃなくて暫定式といいますか、暑い期間、3か月でしょうか、その期間をそれでしのご、対応するということで。

ただ物理的に、今の小学校体育館、築60年なんです。それが、まるっきり冷えるかといいましたらば、そうでは、確かに、ないと思うんですけども、機械を十二分に発揮しまして、職員もほかの施設で実演会するとき見学しております。それで、これがいいということで今回導入するものですから、まずはそれで対応したいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） これまでの学校体育館の暑さ対策の議論の結論的なものは、何か冷風扇、巨大な大きな冷風扇、これが効果的なんじゃないかということだったんですけども、それは方針を転換して、総務課で買うこの移動式のエアコンを置いて対応するんだと、こういうことですか。

それで、体育館の授業には今年の夏は乗り切れると、こういう見通しなんでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 教育課長より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） 答弁させていただきます。

小学校には冷風扇もありますし、この移動式エアコンのほうで、両方併用して対応させていただきたいと思
います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 小学校に冷風扇があるというお話でしたけれども、冷風扇って、レンタルして暑い期間
だけ借りるという話じゃなかったんですか。もう既に小学校の体育館には冷風扇が常備してあるんですか。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） すみません。

冷風扇、大型の扇風機を私のほうでは想定しておりまして、移動式エアコンはちょっと見学に参ってきたん
ですが、箱型のちょっと大型の。そちらを総務課のほうで購入しますので、そちらと、あと大型の扇風機、そ
ちらを併用したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 教育委員会としては、大型の扇風機といたって、私も町民体育館で利用しているところ
体験しましたけれども、ほとんど効果ないですよ、暑いときにね。熱い空気をかき回しているだけで、ほと
んど効果がない。

今後は移動式のエアコンで対応するという事なんですけれども、教育委員会としてはこの移動式エアコン、
プラス大型の扇風機、これで今年の夏の暑さ対策は大丈夫だと、こういう理解なんですか。伺いたいと思いま
す。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） お答えいたします。

移動式エアコンですけれども、確かに、体育館全室を冷やすというところまではいきませんので、部分的、
それから二十何メートルぐらい風が届くような形にはなりますが、体育館の部屋全体を冷やすというところま
ではいきませんので、対角線に配置するとか、ちょっと置き方を検討しまして、熱い風とかちょっと流れるよ
うな形で配置したいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） しつこいようなんですけれども、その移動式エアコンを活用することで、小学校の体育の授
業あるいは集会、さらには放課後児童クラブの体育館利用、そういうものにこの移動式エアコンで対応できる
んだと、こういうふうに理解していいんですか。

それとも、暑さ指数が幾つ以上になったら、これはもうこれでは対応できないので、体育館利用は中止す
るということもあり得ると、こういう前提でのお話になるのか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） 小学校における体育それから集会等につきましては、これまでも暑さ指数によって、

あまりにも暑いときには使用しないようにしております。これは当然のことであると思います。児童クラブについても同じだと思います。

今回の、今説明しております移動式エアコンにつきましては、昨年、浅川小学校で導入したあの機種とは違っていて、これもう、課長のほうで実際に体験をしてくまして、昨年導入したものよりは涼しいと、効果的だということでもあります。

これは、どんなときでも体育館を使う、どんな暑いときでも体育館を使うというのは、それは、やっぱりそれは危険な考え方だと思います。そういうときには、使わないというのは当然だと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、10款3項……。

〔「すみません。10款2項、まだあります」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） これはもう、前も質問させていただいて。98ページと、これは中学校も同様なことがあるんで100ページも関わるんですが、小学校のほうでいえば、10款2項1目の13節に使用料及び賃借料というのがあって、小・中の校務支援システム賃借料があるんですが、そもそも、これはもう何回もお聞きしているんで、皆さんご承知だと思うんですが、統合型校務支援システム導入、いわゆる帳票類の統一化、それからシステム管理、それから児童・生徒の情報をデータベース化するというようなことで、いろんな意味で働き方改革にもつながるだろうし、職員の先生方にとっても有意義なシステムであるとは思っています。

ただし、令和6年度が585万3,000円、それで令和7年度が当初が204万7,000円、これは9月補正で172万8,000円ですか、が組み入れられましたので、合わせて377万5,000円になるかと思います。それで、今年度が433万1,000円ということで、どうして、こう予算比較で増減を繰り返すのか、この辺の要因をちょっとお伺いしたいというふうに思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 教育課長より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） それでは、お答えさせていただきます。

この浅川小学校と浅川中学校の校務支援システムですが、5年間のリース契約としております。6年度につきましては、前の5年間の契約料金で585万3,000円でした。

それから、7年度におきましては約半分の料金となりましたのは、7年度の6月末で5年間の契約が切れるということで、4月、5月、6月の3か月分の金額と、再リース価格となったために料金は下がったものでございます。

それから、9月補正で計上させていただきましたのは、7年度の12月から再リース契約ということで新たに契約をさせていただきましたので、8年度につきましては、浅小、浅中合わせまして433万1,000円の料金となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） これ、通告してあるので、前回の議事録なんかも読んでいただいていると思うんですが、今まで校務支援システムに3,500万円ぐらい投資しています。

これはもう、ご存じだと思うんですが、前回の9月のときに私3,000万円も使っているんですよと、校務支援システムについてですね。どんなに多くても1,000万円ぐらいが普通じゃないですかという話をさせてもらったと思うんですが、その際、補正組むときに、12月から新たなものをリース契約するからそうだったというふうにお答えになったんですよ。

それで、今のお話だと再リースという言葉出てきたんですが、再リースは終わって、当初は4、5、6月の分を再リース計上しておいて、一回買い取ったと、そのときの話は買い取ったんだと。それで、新たに今度はウインドウズ云々の話があるので、新たな契約をしましたという話をお聞きしました。それで、新たな契約を月額43万1,500円で、月々でいうと。これ月額でいうと43万1,500円というのが小・中合わせての話です。

ですから、私、年額では517万8,000円になるんじゃないかと思っていたんですが、84万7,000円ほど減額されているので、これはどういうことなんだろうなど。月々でいうと7万1,000円ぐらい減額されているので、これはどういうことなのかなということでお尋ねしたんですが、今の答弁でよかったですか。

再リース契約しているんですか、今も。12月に新たなリース契約していますよね。これは間違いじゃないんでしょうか、お伺いします。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） それでは、お答えさせていただきます。

令和7年12月から5年間で、令和12年11月30日までの5年間の新たな契約ということで、この支援システムを契約させていただいております。

7年度の契約は、4、5、6月の3か月分、それから一旦再リース価格ということで当初予算にも計上させていただいていたんですけども、買取りのほう若干安くなるということで、4、5、6月が終わった段階で買取りということにさせていただきました。それから12月から新たに契約ということになりましたので、8年度につきましては、当初予算に計上のおりの金額となったところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） これは逆に言うと、私、通告もしていますんで、簡単な質問だというふうに思ったんですが。

私の認識では、7年度の4、5、6月は再リースですよ。それで、7月からは再リースしようかと思ったんですけども、買い取ったほうがいいから、これも理由ちょっと分からないんですが、買い取ったほうが安価になるので買い取ったと。それで、12月から新たな校務支援システムのリース契約をしましたと。月々に43万1,500円、両校、小・中合わせて43万1,500円かかるんだということで説明を受けました。これを掛ける12にすると、517万8,000円になる。それが430万円になっているので、理由は何ですかということなんで。

合っているんですか。これ、また9月なり何月に補正ということならないんでしょうかという心配をしています。それについて、大丈夫でしょうか。それだけお聞きします。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） お答えいたします。

7年4月、5月、6月分につきましては、前の5年のリースの金額でして、7月から再リース価格ということでございます。

それと、12月からの金額が下がった分につきましては、業者さんのほうから、今回は金額が前回よりも下がりますということのお話でしたので、8年度途中で補正での計上はないということになります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） すみません。

私、頭ちょっと悪いんで、ちょっと理解できなかったです。

それで、時系列的に並べると、先ほどもう一回繰り返しになるんですが、4、5、6月が再リースで、それで当初予算が204万7,000円組みました、令和7年度。

そうしたら、9月になって補正が出てきました。補正で、幾らですか、172万8,000円の補正を組みました。それは、7、8、9月の、買い取ったんでリース料じゃないんですけども。それから、12月に発生するリース料に対応するために、172万8,000円の補正を組みました。

そうすると、今お話しのような形の中で、いろんな説明がありました。

もともと高いんで、高いところなんですけど、ただ、令和6年度585万3,000円のリース料かかっています、両校合わせてね。580万円かかっています。

少し安くなったというの分かるんです。安くなっているんですよ。

517万8,000円が、私の計算したリース料なので、517万8,000円がいいんだと思うんですが、それが400万円台になっているので、84万7,000円も安くなったんですかということなんです。

じゃ、実績に小学校の校務支援システムというのは賃借料、リース料が幾らで、中学校が幾らで、だから掛ける12で幾らになったんだよという説明を、再度お願いします。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） 4月、5月、6月分は再リースではなく、前の5年の契約の分の差異の分ですね。ですので、再リース価格としては7月から再リースということで、昨年の当初予算には計上させていただきました。4月、5月、6月は前の契約の金額の分です。

それから、8年度分につきましては、小学校分の校務支援システム賃借料が15万円掛ける消費税掛ける12で198万円となっております。

それから、中学校につきましては……。すみません、少々お待ちください。17万8,000円掛ける消費税掛ける12か月で235万円となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君、最後。

○5番（木田治喜君） このところで、そんなに時間かかると思わなかったんですけども、4、5、6月はリース、最後のリース。ですから、60回ですね、5年ですから。60回目の58、59、60回ということになりますね。

それで、4、5、6月だから、7月から新たに再リースするんだということで令和7年度は204万7,000円という低額になっていたということで理解しています。

そのときの理由で、今度補正組んだときの理由としては、新たに12月からリース契約するんで、再リースよりも、それでリース契約したほうが安くなるしいいものができるので、そういうふうなことで新たに12月からリース契約するから、補正組ませてくださいということで補正予算を出したはずなんですよ。

補正予算のときの説明と、今、小学校15万円それから中学校が17万8,000円ですか。ということは、32万8,000円、33万円ぐらい。

私が説明受けたとき、月額43万円1,500円と受けたんですよ、そのとき。今ここに議事録持っていますけれども、そういうふうな回答をしているんです。

ですから、それが変わったんなら変わったんでいいんですよ。新規で予算組む上で、何か変更があったんだなということならいいんですけども、それが変更がなくて、私の計算間違いですかねという形になっちゃうと、これ困るので、その辺のところだけはっきりしていただきたいというふうに思っています、たまたま私、前回のやつ、9月補正のときの議事録ちょっと見たらば、そんな形になっていましたので、再確認させていただいたんですけども。これ逆に言うと、実際には、いろいろトータル的なところではあるんですが、今の計算で間違いなしということであれば、それはそれで了承しますので、間違いないんだということで、補正は一切組まないんだと、これから。この分についてはね。リース料で補正組むというのは、あんまり私も聞いたことないので。

リース料金というのは一覧表がば一つと出てきますから、その分の令和8年度分を4月から3月までを抜き出せばいいことなんで、多分一覧表来ていると思いますから、リース契約においてはですね。それを足せばいいことなので。そこで補正を組んだり、何かシステムの新たなシステムを入れるんだというんだったら別ですけども、それ以外には変更はないと思いますので、じゃ、今後、令和8年度は当初予算の、この433万1,000円に変更なしでいくということで、月額も変更なしということでよろしいんでしょうか。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） お答えいたします。

恐らくその当時、12月からかかってくるものとして1年間分の料金で、12月の当初にかかったものがあつたのではないかと思います。

また、8年度のリース料金につきましては変更はございませんので、この計上させていただいた金額で月額料金でかかってくるものとなります。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに。

3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） すみません、通告はしていなかったんですけども、何か質問がなかったので質問をさせていただきたいのですけれども、98ページになるかと思うんですけども、すみません。

聞き逃しをちょっとしていたんですけども、浅川小学校に防球ネットスチールフェンスを作るというようなことで予算が計上されたと思うんですけども、すみません。項目節でどこの科目に当たるのか教えていた

だきたいのと、幾らかかるのか、いつ完成するのか、何メートルぐらいの規模なのかということで、以上の点をお伺いしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 教育課長より答弁させていただきます。

防球ネットは以前、7番議員さんとか9番議員さんから来ておりまして、そのときは、ぜひ前向きに検討させていただきますという答弁でありました。やはり、もし本当にボールが飛び出て何かあった場合困るということで、一応やらせていただきたいと思います。

そうすることによって、本当に小さなお子さんの命を守ることができますので、少額であります但しやらせていただきます。

○議長（水野秀一君） ここで、2時50分まで休憩いたします。

それから、答弁させます。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時50分

○議長（水野秀一君） 再開いたします。

教育課長、我妻美幸君。答弁をお願いします。

○教育課長（我妻美幸君） それでは、お答えいたします。

当初予算の計上の150万ですが、こちら、98ページの10款2項工事請負費150万、こちらが校庭のフェンス設置工事として計上してございます。それから、フェンスの高さにつきましては横見から1.5メートル、長さにつきましては62メートル、校門から右側と左側、合計しまして62メートルということになっております。こちらにつきましては、防球ネットではなく、子どもたちの安全対策としてスチールフェンスの施工をする予定となっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） すみません、ありがとうございました。

最後に、いつ頃完成するのかということで、その点お伺いできれば、よろしく願いいたします。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） 完成につきましては、新年度になりましたら、業者さんから再度見積もり頂きまして、工事を進めたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○3番（菅野朝興君） はい、ありがとうございました。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、10款3項浅川中学校費について、99ページから100ページ、ありませんか。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 小学校と同じく中学校体育館の暑さ対策に関する予算、これが見当たりませんでした。どういふふうに対応するのか伺いたと思います。

一時は、国の補助事業を使ってエアコンの設置、これも選択肢に入っているというふうな議論の私は理解なんですけれども、小学校は、小学校の体育館は役場庁舎を移転すればあそこは取り壊すという前提の施設計画ですので、エアコンを設置しないというのはうなずけるんですけれども、中学校に関してはそうではないので、国の補助事業を使ってのエアコン設置、これも当然選択肢の一つだろうというふうには思うんですけれども、どのようにお考えなのか伺いたと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 教育課長より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） お答えいたします。

中学校のエアコンにつきましては、将来的には体育館のほうにエアコンを工事として設置したいと考えておりますが、令和8年度につきましては、移動式エアコンをレンタルする方向で考えてございます。そちらのレンタルのほうにつきましては、少々お待ちください。8年度は、初日にもご説明させていただきましたとおり、レンタルで計上させていただいております。国の補助も受けての工事につきましては、何年といたしますか、将来的に、近いうちには工事を予定してございます。ただ、体育館のLED化ですとか、それから、中学校の併用の予定と合わせまして、体育館全体について検討を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 移動式エアコンをレンタルする費用というのは、中学校費のどこに計上されているのか、ちょっと私は見当たらなかったもので、伺いたと思います。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） お答えいたします。

94ページの13節使用料及び賃借料187万7,000円の中の一番下の段、冷風機賃借料160万円、こちらのほうに計上してございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 確かにご説明の中で移動式の冷風機を、小学校それから中学校へ適宜、備えるためのものだというふうな話があったかと思えます。なるほど、小学校、中学校、両方で使う可能性があるので総務費のほうで出したということで、この費用で対応すると。この冷風機なんですけれども、結局、小学校のほうは防災対応で買う移動式エアコン、これで対応するという話なので、この冷風機に関しては専ら中学校で使うと

いうふうな理解でよろしいですか。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） お答えいたします。

こちらに計上させていただいた分は、中学校のほうでの使用というふうに考えてございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に、10款4項浅川町学校給食センター費について、101ページから102ページ。

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 通告ないんですが、今回、工事請負費のエアコン代1,787万5,000円、これの詳細をお聞きします。

102ページです。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 教育課長に答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） それでは、お答えいたします。

給食センターのエアコンなんですけれども、給食センターは平成14年度に建設されまして、築23年が経過しております。今回、3年に一度の定期点検がございますが、2年前の点検では問題は発生しておりませんでした。昨年、急遽エアコンの効きが悪くなり、学校給食法の定めにある施設及び設備の衛生管理基準の温度は25度以下、湿度は80%以下を保つように努めることができなかったこと、このためにエアコンの更新をするためでございます。こちらの改修工事の内容につきましては、ちょっと見積書でお答えさせていただきます。ビルマルチエアコン入替え工事、それから、エアコン増設工事、それから、エアコン増設分の電源工事、それから、諸経費ということで工事費の合計で約1,700万の計上をさせていただいているところです。

以上です。

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 台数は、例えばこういったやつだったら何台とか、あと、もっと小さい部屋用のエアコンが何台とかってあるじゃないですか。それをお聞きします。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） お答えいたします。

こちらは、1階部分のエアコン更新工事になりまして、調理室、それから洗浄室、それから下処理室、事務室となります。台数につきましては、7台のエアコン設置というふうになります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） このエアコン工事は、以前にも公民館関係で、あのときは2,000万かかっております。

今回も7台で結局1,700万、二七、十四、200万以上、これはどういう見積りで、どういう会社からこういうこ

とを取って、例えば何件の見積り取ってこういうふうな、この浅川町はやっているんだか、それを正式にお聞きします。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） それでは、お答えいたします。

今回、給食センターで見積りを取りましたのは、一番最初に給食センターを工事した山田設備工業、こちらのほうで見積りを取りました。給食センターは、給食調理中にはちょっと工事ができないものですから、夏休み期間中に、夏休みを利用して、こちらの工事をするということになりますので、使える部品もあるかと思うんですが、今回、新築したときに設置していただいた設備会社の工事というふうになります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 役場だから仕方ないといえばそうかもしれないんですが、いつも町長が言っている、皆さん少しずつでも金のかからない方向にみんな行っている中で、うちの総務課長なんかよく言っていますが、一応、インターネットでいろんなの調べて買ったんだと、こういう安いやつがあるからといつも言っているときに、たった1社だけの相見積りで、相手に任せちゃったというか、これで本当にいいのか、とにかく7台で約1,700万というのは本当に妥当か、これはどうやったら証明できるかということもちょっと難しいんですが、やっぱり今、経費がいっぱいかかっているとき、町長、1万でも2万でも安くしようという、町長がいつも言っているじゃないですか。

それを、なぜこういうふうな方法で簡単に今の、これは2回目ですが、私、公民館と今度、給食センター、あまりにもちょっと高過ぎるんじゃないかと思うんですが、こういったものが見直しに町長、なると思うんですが、そういったことを少し執行部のほうで少し勉強してもらって、本当にそこに任せていいものなのか、じゃ、ほかはどうなんだと、知らないのに注文していいものなのか、副町長も県から来ているから分かると思いますが、たった1社でお互いどうしたこれでやってくれよと、何かちょっと理にかなわないかなと思うんですが、その辺、町長いかがですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 高いか安いかは、皆さん、判断していただきたいと思いますが、当然、これは見積りはしっかりやってもらわないといけないと思っています。我々は、本当にいつも口酸っぱく1万円でも2万円でも、どこかで安いところあればということではいろいろ、ここ10年近くやってきております。そういう中で、今回は恐らくこの1,785万7,000円で教育委員会はいいだらうと判断したので、教育委員会を信じるしかないと思っています。

なお、令和8年度は、さらにこの町の公共施設はお金がかかりますから、お金がかからないように、これから一つ一つ丁寧にもう一度やらせていただきたいと思っています。そして、また税金は、これは町民に還元しなくちゃいけないと思っていますので、そういう税金の使い方も、今後、さらにやっていきたいと思っています。

なお、この1,700何万は、もう一度、課長、教育長あるいは課長に説明をお願いいたします。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） この1,700万の内訳ですけれども、この内訳の中で最も高価なのは室外機の配管リブレースという、これで310万かかっておりますね。あとは、一応給食室、広いものですから、家庭用のエアコンと比較されますと全然それは違うものを使用するようになりますので、そこでも価格が変わってきます。あとは、配管ローム費も84万円ということで、あれだけの広さありますので、ちょっと高価になりますね。あとは、天井を解体します。そして、復旧工事を行います。そうしますと、これだけでも50万円ということになりました。あとは、仮設の足場の設置もあります。これも30万ということで、あとは先ほど申しましたように、家庭用のエアコンとは違まして、パッケージエアコン天井つるし型という、これが79万8,000円という金額になりますね。いろいろ細かく見積り出されておりますが、確かに1,700万というのは、こういう家庭用とか、あとは役場に取り付けるようなエアコンとは違ってくると思います。

確かに、高価なイメージはあると思いますが、いろいろ岡部議員さんからご意見いただきましたので、今後の参考にしてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（水野秀一君） いいですか。

○6番（岡部宗寿君） あと1回。

○議長（水野秀一君） ありますよ。

6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 今、言われたとおり全く家庭の話ではなくて、私も会館持っております。つい最近も7台ぐらい交換しました。でも、ざっくばらんな話、1台40万でできます。全部、埋め込み式です。あと、これはちゃんと壁に入っているやつ、だから、ほかの見積りしたんですかという話です。これは1社だけの話で、せめて、じゃ、その人、前もやったから今回やると、それは役場の勝手であって、町民は安いほうがいいんです。当然、皆さんもそう思って、うちの総務課長、いつもそう言っているじゃないですか。それで、いろんなインターネット調べて恐らくやっています。これは、全国的に調べたら、何とかハウスなんか安いんだと、常に言っているわけじゃないですか。何でこうなるときに、そういうところ探さないんですか、うちの息子はそうやって探しています、インターネットで。そしたらある地元の業者が、ここで言えば須賀川とか、郡山の業者来たときに、今度はどこからあの見積り取ったんですかと言ったら、どことこの会社ですと言ったら、じゃ、うちらは太刀打ちできないので撤退しますと、そのぐらいの気前の会社、全国規模でやっている会社はそのぐらいの値段でやっています。

だからそういうことを、何でもっと、これだけの頭がいて考えなかったのか、実はあの2,000万の公民館のときも、私、こんな高いエアコンどうするのかなと、議会の中では、解体工事しなくちゃならないという話をしているときに、そういう話だったものですから、だったらもっと安いものがあれば安いほうがいい、うちの総務課長いつもそういうの得意だったわけなんだけれども、何でこれは口出ししないのかなと、その辺がちょっと分からなかったものですから。もし万が一こういったのが、案があるときは、1社とか2社じゃなく、そういうところを一応当たってみるのが本当だと思うんですが、そうすれば町長、浅川町の今度、高校生、1年間に1万円じゃなく、きっと2万円ぐらいやれるわけじゃないですか、そうでしょう。そうすれば、うわ、いっぱい町長すごいとなるわけなんですよ。そういうところだと思うんですよ。だって、あの機械屋は、じゃ、オカザキのやつは外国製だと言うけれども、うちだと三菱とかそういった国内のメーカーのやつ使っていま

すよ。全然、変わらないです。

夏は涼しくなりますし、冬はあったかいです。だから、何ら影響もないんで、その辺は、やっぱり執行部のほうで少し話し合ってもらって、なるべくお金のかからない方向にってもらいたいと思いますので、町長、もう一回しゃべってくれない、総務課長が今、しゃべりたい顔してるから。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今回、業務用ということで、恐らく給食センター、かなり広いし、そういう面でお金もかかったと思っております。

なお、今、岡部議員さんが言ったとおり、やはり少しでもお金をためて、子ども、子育て世代とか高齢者、障がい者に、町民の一人でも多く、やっぱり税金を使いたいと思っております。これは同じこと言いますが、やはり私は、この浅川町のためにお金は回して使って、町民が喜んでいただければいいと思っておりますので、今回は、本当はかなり給食センターも今、古くなっておりまして、今後、お金もかかると思いますが、今後はいろんな業者で見積りを取っていきますので、今度、私も今度、教育関係にも少しは声をかけたいと思っておりますので、今後ともご指導のほどよろしく願いいたします。

○議長（水野秀一君） ほかに。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） ちょっと関連して伺いたいんですけども、確かに調理業務をするわけですので大変な熱が発生します。それに対応するためのエアコンだということで、普通のエアコンではないだろうなというふうには思うんですけども、ただ、話、聞いていると、この予算でも、見積りか何かでやるんですかという感じなんですけれども、これはあくまでも入札で決めるんですよね。

〔「概算」の声あり〕

○8番（上野信直君） 概算、予算に計上するために、これまで設置してもらった会社に、今だったらどのぐらいでできるでしょうかという参考値を教えてもらったということだけであって、実際に業者を決めるのは指名競争入札を行って決めると、こういう理解でよろしいですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 教育課長より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） お答えいたします。

一応、給食センターのほうでは、当初、こちらの設備会社をお願いしたところというようなお話でしたので、こちらになるのかとは思いますが、再度、その時期になりましたら、もう一度、見積りを取らせていただいて、やるような方向でいきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 見積りでやるんですか。普通、指名競争入札で、こういうのはやるんじゃないんですか。随意契約でやらなくちゃならない特殊な事情ってなにかあるんですか。ちょっと理解できないんですけども、給食センターの要望だといったって、そんな要望、筋違いの要望で、同じ効果のあるものを設置できるんで

あれば、いろんな企業に参加してもらって指名競争入札をやって、なるべく安くやるというのが町の基本姿勢だと思うんですよね。そういう方法でやれない事情って何かあるんですか。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） なるべく安くできるように、その方向で考えます。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 基本的には指名競争入札だと思うんですけども、指名競争入札になじまない特別な事情って何かあるんですかね。あつたら教えていただきたいんですが。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） 特別なじまないものというのではないと思いますので、なるべく安くできる方向でやりたいと考えております。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 同僚議員が詳細については説明を受けましたんで、私も通告は出していたんですが、その辺のところははしょって、それ以前の問題で、ちょっと難しいこと言うわけではないんですが、先ほど業務用のエアコンだということで、これはよろしいんですか。業務用エアコンですね。よろしいんですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） お答えさせていただきます。

こちらにつきましては、業務用のエアコンとなります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） パッケージはこの中にも入るということで、先ほど答弁いただきました。そうすると、業務用エアコンであれば、フロン排出抑制法に絡むということでよろしいのでしょうか。よろしいんですか。それは、いいんですか。ということは、これは以前の問題です。1,700万も重いんですけども、それ以前の問題として、当町も公共施設等総合管理計画を策定しています。その第4章のところに、公共施設の管理に関する基本的考え方という部分があります。そのところに、予防保全の推進、日常の点検、定期点検を実施するというふうに書いてあります。

先ほど聞いたら、3年に1度の定期点検をやったらばそういうふうになったと、これは不具合が生じたんだということで取り替えるなり、修理するんだという話を聞きました。じゃ、この先ほどのフロン排出抑制法に基づけば、基づけばですよ、簡易点検が3か月ごと、それから、定期点検が3年に1回、それから記録は保存しておくというふうになっているようですが、その体制でいっているんでしょうかということと、冒頭に申し上げた公共施設等管理計画というのは、いわゆる1,700万とかなんか突出した金額が出ないように日々の管理をして、1台、2台ずつ平準化させましょと、取り替えていく、一遍じゃなくて、平準化させて取り替えていきたいと思いますというのが基本なんですよ。そのための計画策定なんですよ。何か逆行しているような気がし

てならないんですよ。

というのは、エアコン、先ほど同僚議員も言いましたように、去年ですと公民館ですか、去年ですかあれは、去年も2,000万ぐらいかかったということで、今度また1,700万、給食センターでかかるんだと。壊れてから取り替えるなり修理するという方法なのか、日々の点検の中で見つけて、ああ、これはもうもたないから、じゃ、これだけ今年のうちに取り替えようという体制なのか、それともそういうことは度外視して壊れたら取り替える、壊れたら直すという体制なのか、その辺のところをちょっとお伺いしたいなということで、お伺いします。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） それでは、お答えいたします。

センターでは3か月に1回の簡易点検、こちらはフロンガス排出抑制法により義務づけされております。管理者である所長が実施しておりますので、その内容としましては、異常音、外観の損傷、油漏れ、霜の付着などを、こちらを目視で安全かつ容易に点検できる範囲の簡易点検を行っております。

また、専門業者による3年に1回の定期点検、実施ということで、今、こちらの簡易点検と定期点検を合わせまして管理という面では該当するのかなとは思われます。3年に1回の定期点検で、今年度は、2年目の点検では問題は発生しておりませんでした。昨年、エアコンの効きが悪くなったことから、衛生管理基準、学校給食法の定めによる施設及び設備の衛生管理基準の温度の25度以下、湿度は80%以下に保つように努めること、こちらが満足できなくなりましたので、それから、あとは調理員への体調の面も心配されるために、更新という形で給食センターのエアコンを更新するように計上させていただいたところです。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） おおよそは分かっている、業務用であればフロン排出の抑制法に基づいて定期点検も行っていると、それから、記録も保存されているということの理解でよろしいんだと思います。

先ほど、風呂釜の話、みのわ団地ですか、でありました。古い順から取り替えていくんだということで、一遍にやるんじゃなくて、段階を踏んである程度の機数をやっていくというような形だと思うんです。定期点検で、3年前の定期点検で何でもなかったのが、去年やったのがおかしかったから取り替える。これは一遍に壊れたんですか、じゃ、一遍に壊れたというか、一遍に効かなくなったんでしょうか、温度というのは。いわゆる1台、2台ずつやるんだったら2台ずつ取り替えるとか、3台ずつ取り替えるとかっていろんな方法があるかと思うんですが、いわゆる費用の平準化、これが浅川町の財政的に厳しい中では、これは常套手段ですよ、平準化させるというのは。

それで、今、いろんな意味で予算化するときに苦労しているのはそこじゃないんでしょうか。ここのところが全部壊れたから、じゃ、全部やり直すというわけでもない、じゃ、これは役場が管轄しているエアコンを全部取り替えたなら幾らになるんだということですよ。だから、部分的なところをやっていくんだと、それが予防保全であり、そういう定期点検であり、そういったことが日常点検の積み重ねがそういうふうな結果になっていくんだというふうに私は思っているんですよ。そこが一番大事なところで、費用の平準化というのが一番大事なことだと思うんです。

そうすると、1,800万ぐらいが平準化された金額なんですかということなんですよ。私はそう思わない

んですよね。えらい高いんだと思います。じゃ、このエアコンを取り替えるに当たって、その機種何台ですか、7台ですか、7台、全部、25度なりなんなり、80、湿度なりの基準をクリアできなかったという考え方でよろしいのでしょうか、お伺いします。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） お答えいたします。

まず、一番大事な調理室、そちらのほうのエアコンの効きが悪くなっていて、そのほかに関連して、そのほかの部屋につきましても、効きが悪くなっているということで今回、全部取り替えるというようなことになっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 実際に競争入札されるんでしょうから、指名競争入札のほうされるんでしょうから、そのやり方、それから、結果を見てまた判断したいと思うんですが、これは概算なんで、1,787万5,000円というのは概算でしょうから、これからいろんな修正なりなんなり入るのかどうか、実際の運用としては違うんだろうと思いますけれども、ただし、先ほども言いましたけれども、公共施設等総合管理計画という立派なものを策定しているわけですよ。その策定したものにのっとって日々のことをやっていくし、それが結果、予算とか何かに反映されてくるんだと思います。この総合管理計画だって、相当の費用をかけてやっているわけですよ、委託して。ですから、その内容を皆さん方、執行の方々が熟知していないと思えませんが、この1,787万5,000円ですか、の金額がぜひ平準化されて、いわゆる3年ぐらいにかけて、この7台を直していくんだという形で、一遍に壊れるわけないんですよ、7台、一遍に。これはあり得るのかもしれませんが、可能はゼロではないと思いますよ、でも限りなくそういうことはないだろうと思いますよね。

だから、怪しい順から取り替えていって、日々の特に調理室なんかは、そういった暑さ対策、寒さ対策には、十分気をつけなきゃならないですし、湿度の関係もあると思います。これは、子どもたちが口にするものがありますから、その辺は大切だと思います。ですから、その辺の理解はするんですけども、ぜひ平準化というところで、ぜひ考えていただきたいなということで、その辺の考え方を最後に伺って終わります。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） 今後、そのようなことで考えていきたいと思います。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、10款5項あさかわこども園費について、103ページから108ページ。

3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） 107ページの10款5項3目12節給食業務委託料ということで、こども園の給食になってまいりますが、メフォスがやっているということで、4点ほどお伺いをいたします。

1,151万とのことでしたが、初日に説明ありましたが、前年より100万増額したのはなぜかということで、もう一度ちょっとお聞きしたかったので、1点目。

2点目は、高過ぎないかということで、町内では小・中学校はできているわけなので、町内で賄えないかと

いうことで、2点目です。

3点目としては、値下げするなら撤退するというようなことをメフォスさんから言われたということでありましたが、ちょっとどういうことなのかということで、お伺いいたします。

4点目ですが、メフォスになってから、毎年の費用、毎年幾らかかっているのかということで、4点ほどお伺いをいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） それでは、お答えいたします。

まず、1点目ですが、1,151万円、こちら前年度から180万円の増額となっておりますが、こちらは主に栄養管理士と調理員は若干の値上げなんですけれども、こちらの人件費の見直しによるものでございます。昨年度の管理栄養士の月額が23万5,000円で、今年度は28万5,000円となっております、5万円の値上がりとなっております。ただ、ほかの業者の見積額を見ますと、管理栄養士の月額は29万円と提出されてございます。現在の今回出されたメフォスさんの委託料は、ほかの事業者との見積りと比較をしても、若干ではありますが低い水準で給食提供が行われる状況であると認識しております。

それから、2番目の町内で賄えないかということなんです、給食センターの調理員の現在の給料、それから、期末勤勉手当、共済組合負担金等、1人雇用した場合にかかる費用は7年度は人事院勧告による給料月額増などによりまして、大体1名400万円ぐらいかかっております。調理員、2名必要となりますので、単純に800万、それから、休暇とかになった場合に、代替調理員が必要となりますので、今現在の実績で40万円をプラス、そちらに管理栄養士の人件費をプラスするとすると、四、五百万がプラスとなり、町の雇用とすると今回のメフォスさんの金額以上かかってくることとなります。また、町で雇用した場合に、アレルギー食を作っている栄養士さんの急な代替確保ができないことや、調理員の急な代替確保が、こちらの給食センターも同じなんですけれども、この代替確保につきましては、誰でも入れるわけではありませんで、毎月、腸内細菌検査を実施している方しか入れませんで、そのような心配がなく安定した給食提供体制が維持できるものと判断いたしました。

それから、3つ目、値下げするなら撤退するとはということですが、今回、180万円の増額ということで、私とこども園長、それから、担当者で業者さん2名、課長さんと担当者をお呼びしまして、増額となったことについての理由をお聞かせいただきましたが、近年、給食業務に従事する人材の確保が難しくなっていること、それから、管理栄養士の雇用の維持、離職防止ということで、賃金改善を行う必要があるとの説明でございました。その説明を聞いた上で、そこは何か少しでも町のほうとしては減額をお願いをしたいというふう交渉させていただきましたが、業者としては、これ以下での委託は撤退せざるを得ないというお話でございました。

それから、4点目ですが、メフォスになってからの毎年の費用ですが、ちょっと平成30年からの資料しかございませんでしたので、30年からの金額を申し上げます。

平成30年、こちらは800万円、こちらは栄養士1名、調理員2名、令和元年が807万4,000円、こちらも栄養

士1名、調理員2名、令和2年度、818万4,000円、こちらも栄養士1、調理員2、令和3年、818万4,000円、令和2、3、4年度までは、818万4,000円の同額で、栄養士1名、調理員2名でした。令和5年度が、854万7,000円、それから、令和6年度、こちら900万2,400円、この年から、栄養士1名、調理員2名プラス代替調理員として1名増加しまして、調理員3名で交代で調理をすることになりました。令和7年度、907万2,000円、それから、令和8年度、今回が1,151万円というふうになっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） 人員確保のために給料を5万円ほど値上げしているという部分が大きいのかなというところでございまして、あと、調理員が途中、3名になったりとかいう部分もあるということなんですけれども、明確なこの5万円ほど、月5万円、値上った理由というのは何かお示しはあったんでしょうか。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） お答えいたします。

先ほども申しましたように、近年、給食業に従事する人材の確保が難しくなっておりまして、今の管理栄養士の給料の水準といたしましては30万円、こちらが管理栄養士の水準でございますというお話がありました。

以上です。

○議長（水野秀一君） 3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） メフォス側でそういう調理員とかを全部確保も含めて何かやってもらっているのかとは思いますが、町内でも、その調理員できる方がいて、町内の方でやっぱり雇用をつくっていくという部分もあるかと思うんですけれども、そのような町内の方に対して目を向けるということはないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） 私もこれにつきましては、いろいろと考えてみたんですけれども、例えば1点目として、給食センターで子どもへの保育部の給食を作れないかと、一緒に作れないかということですね。これは、保育所、つまりこども園が施設として一体化していないと、そこで、給食センターで保育部の給食は作れないという、そういうことになっております。

それから、もう一点、考えましたのは、今、菅野議員さんおっしゃいましたように、会計年度任用職員として今まで給食センターで代替として入っていた方とか、給食センターを辞められた方、そういった方にやっていただけないかということも考えました。しかし、これをこども園でやるとすれば、さらに栄養士も確保しなければならないということで、3人体制でやらなければならない。3人でやりますと、課長のほうでもいろいろと、いろいろといいますか、3人にかかる費用、これを試算しましたら、このメフォスの今回の見積り、1,151万とほぼ同じかそれよりも高くなるということなんです。

ですから、メフォスさんのこの予算というのは決して高いとは言えないのではないかな。もう一社、相見積り、取りました。これは1,500万という金額を出してきました。メフォスさんよりもはるかに高い金額を出してきました。ということで、メフォスさんの予算的には、これは妥当ではないのかな、いろいろ考えてみたんですが、そこに落ち着いたということですね。

あとは、これは民間委託になりますのでメリットもあるんです。調理員の方が休暇を取ったときに、会社のほうから調理員をやりくりしていただけるということですね。これは、会計年度任用職員でもし休まれたときに、代替の方、必ず入れるかという、そんなことはないですよ。これは、代替の方もその月に何回あるか分からない、そのために家でまぶっているわけにもいきませんので、なかなかその辺の代替という点でも難しいということですね。

私も学校に勤務していたときに、係といますか、自校給食であったんですけども、休んだ方があったときに、これは電話をかけまくってなかなか見つからなかったということもありまして、その辺は民間委託の大きなメリットであると思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） 年々費用が増額しておりますので、やがては浅川町で、先ほど言っていた人数をそろえてやった額に届いて、さらにそれを上回ってくるようであれば、やはり町内の方中心に調理員さん集めていく必要があると思いますが、そうなった場合について再度お伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） そうなった場合、それも一つの考えであるとは思いますが。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 私、一遍に180万円も増額になるというのは全く納得できないので、いろいろお尋ねしたいと思うんですけども、まず、1点目として、保育所の調理業務をメフォスに委託したのは西暦何年で、当時の調理職数と委託料は幾らだったのか伺います。

それから、調理業務の委託をやめて会計年度任用職員の調理員を雇用してやれないかという質問を、私も通告をしておりました。今のお答えを聞いていると、総予算的にはメフォスさんととんとんぐらいになるかなとかえって1人が休んだときに、調理員が休んだときに対応が困難になるという問題があるということでありました。でも、費用がとんとんだということは、私は決してマイナスではないというふうに思うんですね。というのは、そこで働いている調理員さんの給料が上がるのは間違いないんですから、今、メフォスで払っている調理員さんへの給料というのは時間給で、恐らく最低賃金レベルのものしか払っていないはずなんですよ。

以前の議会でも議論になりましたね。そういう職場が、会計年度任用職員として曲がりなりにも生活できるぐらいの収入が入る職場になるということは、これは新しい職場が1つできるようなもので、これは、私は別にいいことだというふうに思うんですよ。同じお金を出して会社幹部の給料に行っちゃうか、それとも働いている従業員さんの町民のところへ直接入るようになるかといったらば、私は後者のほうがいいんじゃないかなというふうには思うんですよ。だから、会計年度任用職員の調理員を雇用してぜひやってもらいたい。

栄養士さんの話が出ましたけれども、メフォスさんの管理栄養士さんて、あさかわこども園の調理だけを専門にやっているわけじゃないですよ。1日8時間労働の中の全てを、あさかわこども園のメニューづくりをやっている、かけているはずはないんですよ。幾つものそういう調理場の仕事を兼務しているんですよ。です

から、栄養士さんの給料を上げるためには必要なんだなんていう話は私、全く納得できない。そうやって何かいろいろごまかし、ごまかして、言いくるめようとしているような気がしてならないんです。

私は、会計年度任用職員を元に戻して浅川保育所時代のあれに戻して、そして、やるほうがよっぽどいいんじゃないかなと。あの当時でも急用があって1人、お休みになるということはあったと思うんですよ。でも、そういうときでもきちんと対応してきたはずなんです。それなりの備えをして、1人、休んだ場合はどういう献立にする、そういうのをいろいろと準備して対応してきたはずなんです。やれないことはないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 教育委員会より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） 1点目は課長より答弁いたします。

それから、会計年度任用職員と、それから、民間と同じ程度の報酬であればそれは会計年度任用職員のほうを採用すべきだろうという、それはごもっともなご意見だと思います。今回、私も先ほど冒頭で申しましたように、それも検討しましたけれども、ちょっと人員が確保できなかったということで、すぐに実施するということにはいかないのかな、ちょっと厳しいのかなというふうに思っております。それから、メフォスの管理栄養士さんですけども、この方、一緒に給食作っていますよね、もちろん献立も作りますけれども、一緒に調理室に入って作っているという、そういう状況であります。1点目は課長より答弁します。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） それでは、お答えいたします。

保育所の調理業務をメフォスにしたのは、西暦2013年4月1日から委託されたということです。申し訳ございません、平成25年、2013年の当時の調理職数ですとか、委託料は、ちょっと資料が見当たりませんので、平成30年度、先ほど委託料をお話しさせていただきましたが、平成30年度の委託料ですと800万円とのこと。それから、調理食数につきましては、平成30年度、保育で51名、先生12名の68名、8年度につきましては、園児43名と職員20名で63名となります。それから、会計年度さんなんですけれども、今は町で雇用した場合のほうがメフォスさんの委託額よりも超えていますので、同じぐらいになるのであれば、今度検討をする必要はあるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 人材の確保の点に関しては、今年度の人事異動でも給食センターの調理業務を希望していた方、2人ぐらいいたかと思うんですけども、調理業務になれなくて学校事務とか、学校の事務員さんなのかな、何か、そういうのになったと思うんですね。そういうのを何か、人はいるんですから、調理業務をやりたいというふうに思っている方がいるわけですから、何とか活用して、私はやりようがあるんじゃないかと、全くそういう人がいないわけじゃないんですよ。ですから、いろいろ工夫してやっていただきたいというふうに思うんですね。それと、献立の問題も栄養士さんのあれですから、これは学校給食を作っている、関わっている栄養士さんに子ども園も手伝ってもらおうということ、これはできないんですかね。

確かに、アレルギーの除去食とかいろいろ出てくると大変なような状況はあるらしいんですけども、この間、聞いたらば、浅川の給食センターの運営上はアレルギーの除去食は今に対応する、必要とする子どもはいないということで、ここ何年も作っていないという話でありました。こども園の保育部の子どもさんはどういう状況かは分からないんですけども、あってもそんなに何件も出てくるような話ではないとは思っているので、それも対応はできるんじゃないかなというふうに思います。

いろいろ総じて、これは、私は、もう上げるのに応じなければ手を引きますなんていうような会社は、もう見限って自前でやるという方向で私はいくべきだというふうに思うんですよね。こういう理屈でどんどん毎年上げられていったらば天井知らずに上がっていくというふうに思います。町長、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） とにかく、今のこの給食費は、まず人件費なんです。これは役場もそうです、日本全国、今、時給1,500円、この前、議案出したとおりに1,500円に、もう恐らくなるでしょう。やはり、そういうのを計算すると恐らくもう人件費が一番なんです。私、給食費の材料費というのは、確かに高騰しておりますが、人件費ほどではないと思っております。今後、今、皆さんからのご意見をいただきました。今後の、これは恐らく、大きな大きな課題だと思います。やはり、これは少しでもお金のかからない方向で、今後、教育委員会をはじめ検討していただきたいと思います。そういう中でも、私も声を出しますが、今まではやはり皆さんご存じのとおり、教育委員会と我々執行部は一步下がっておりますので、これは、前からそういうことだと思っているんです。でも、やはりお金の問題、人の問題、いろいろと絡んできます。やはり、これは役場が一つとして考えれば、今後もこれは大きな大きな課題だと思っております。ぜひ、皆さんが喜ぶように、あるいは町民の方々が喜ぶように、町民の雇用を1人でも多くできるように、今後、大きな課題でありますので検討をさせていただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） 補足させていただきたい。

上野議員さんから、栄養士、これは栄養士とも私、話をしたんですよ。これは、こども園の分までやらせてもらえないかという、そういう話もしたんですけども、ちょっとこども園の給食というのは、上野議員さん、アレルギーについて、さっきおっしゃいました。もちろんそれも大事なことですけれども、こども園の保育部の子どもたち小さいですよ、ゼロ歳児、1歳児、2歳児、この提供する給食というのは、大きな、何ですか、から揚げなんていうのは出せないし、これは食べやすいように小さくしたり、物すごい手間暇がかかっているんですよ、保育部、ゼロ歳児、1歳児、2歳児に出す給食というのは。ですから、ちょっとそこまではセンターの栄養士の手が回らないという話はいただいたんですけども、アレルギーだけでないんです、保育部は、いろいろ手間暇かかるんです、大変なんです、これは。それで、それだけ申し上げたかったんですけども。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） ですよ。生後半年からの子どもを預かるんですから、いろいろと大変なのは分かります。

ただ、私、1つだけちょっと申し上げたいんですけども、その民間に、メフォスに委託していればいざとなったときに、職員が休んだときに代わりに誰か来てくれるんだと、当たり前のように話されていますけれども、もう一方では、メフォスでも人員の確保が大変なんだという話も先ほど出てきました。そのとおりなんですよ。あまりにも給料が安いものだから人が集まらない、そういう実態があるんですよ。現実には、対応しなくちゃならないために、今まで行ったこともない職場に、いきなりあんた今日はあそこに行きなさいというふうに言われるんだそうです。右も左も分からないところに行って、教えられながら調理をすると、あまり使い物にならないと、そういう方も来ることもあるそうなんです。メフォスに娘さんが行っているお母さんが話をしておりましたけれども、そういう状況なので、あまり人が休んでも対応してくれるんだということは、あまり過大評価しないほうが私はいいんじゃないかなというふうには思います。

改めて、基本的には働いている人らもまともな給料がもらえる、そういう職場にあさかわこども園の調理場をするという観点から、自前でやるということを検討していただきたいなというふうに思います。繰り返しになりますので答弁は結構ですけれども、以上を申し上げます。

○議長（水野秀一君） ほかにありますか。

5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 簡単でいいです。本当に2つ項目あるんですけども、1つは108ページの10款5項、これはあさかわこども園費の総額が書かれています。例えば、令和4年度が1億7,600万、それから、8年度が2億3,200万ということで、これから比較すると32%ぐらいアップしています。これを、中身、細々と見ればこういう事業をやった、こういう事業をやったからこうだというものもあるんだと思うんですが、この32%、令和4年度を比較で32%上がった要因、年々増加している要因をお伺いしたいと思います。これは簡単で結構です。私が何らかの資料を持っているわけでも何でもないので、ただ感覚的なことも結構なんで、なぜこういうふうに32%も上がっていったのかということだけお知らせ願えればいいです。直近で言えば、人件費なんかが上がってきていますから、そういった部分もあるんでしょう。でも、総体的に3割方、上がっている理由、こちらのほうをお知らせ願えればというふうに思っています。

それから、今、給食のメフォスの話、いわゆる昔で言うが大日本給食の話が出ました。その中で、1つだけ私も今の説明、同僚議員の質疑の中で大体は理解したつもりなんですけど、1つ気になっていたのが、調理員さんで80万かかるんだと、それから、代替で40万かかるんだという話されました。ええ、代替に金払うのという、じゃ、実際の調理員で登録されている方は有給の部分も我が町は浅川が持っているんですかということなんです。そういう契約になっていたんですかね。

ということなので、一度、これは今度、弁護士の顧問契約もできたということで、総務課長にも後でお話を伺いたいんですが、こういった委託の内容、契約書を1回、見てもらったらどうですか。これが給食業界では当たり前なことなのかもしれませんが、これは私も分かりません。ただし、私も8番議員さんと同じように、えらい安いんだよという話は常々聞いています。

ですから、この言葉は変ですけども、中抜きですか、言葉、悪いですよ、非常に悪いんですけども、その中抜きによって、じゃ、実際に働いている方にはそんなにお金は行っていないのかなという感覚は持っています。先ほど町長も答弁であったとおり、何がなんでもやっぱり子どものためという、これが一番ですので、

そういう環境の中で調理したものが園の子どもたちにとって本当にいいものなのかどうかというのは考えものですね、逆に言うと。いろんなストレスがたまっただ中で調理するのと、何のわだかまりもなくやっているのでは、えらい違うんだと思います、同じものを食べたとしても。

というふうに私は思っているんで、この辺の内容をお聞きすると、あと総務課長にそういったことで、顧問弁護士なんか相談できませんかということで、ぜひ調理員さんの800万のかかる費用は分かるんですよ。分かるんだけど、代替要員の方に40万計上しているというのが、この辺がちょっと私は分かりません。これは、全くの人材派遣ですよ、そうすると。人材派遣法に引っかかるんじゃないんですか、大丈夫ですか、これは。

いや、私は本当にそう思うんですよ。でも、普通は委託ですから、丸ごと委託なので、丸ごと、賄い料、原材料は当町が負担していますよ。それはそれでいいんですけども、その人材については、きちっと委託している中で、じゃ、1,100万なら1,100万に何人入れようが、何人少なからうが、それを委託料でやってくださいよと、少なくなれば会社から代替をよこす、これは当たり前のことですよ。だから、全ては800万の中でやるのかなと思ったら、代替要員として40万かかるということなので、本当にその見積り大丈夫かなという感覚を持っていますけれども、その辺もお伺いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 教育課長より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） それでは、お答えいたします。

代替の分なんですけれども、代替の40万というのは、町の会計年度の調理員を1人雇った場合に400万程度かかりまして、その調理員が休みのときに代替として来ていただいたときの代替さんの賃金が年間40万ということになります。それから、メフォスさんのほうですと、今現在は調理員の方が3名体制で料理に入っていて、その中で、日々やりくりをしていただいて、パートさん3名が調理員として入っております。

それから、今のメフォスさんの調理でございますが、こども園の先生からお話をお伺いしまして、メフォスさんは離乳食から普通食まで年齢に応じた食材の大きさや柔らかさなど、子どもたちの現状に応じた調理方法で提供してくれておりますということです。それから、給食は全て手作りでとてもおいしい、午後のおやつも手作りが多く伺っております。それから、子どもは豊富な食材と手作りメニューにより手作りのおいしさを味わえています。また、保護者の方からも手作りで薄味の給食はとても参考になるといった感想が寄せられております。また、行事食にも感謝されていますということです。

それから、こども園の園長先生ですとか、中の事務員さんとか、給食センターとメフォスさんの給食は選べるんですけども、そちら、皆さんメフォスさんの給食のほうを選んで食べているということです。やはり、おいしいということなのでしょうけれども、メフォスさんのほうの給食を選んでおります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私からも答弁させていただきます。

5番議員さんから、そのようなご提案ございました。私も頭の中で考えておりましたので、そのようにした

いと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） すみません、大事なところ、1個、抜けています。じゃ、それを聞いてから。

○教育課長（我妻美幸君） 失礼しました。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） それでは、お答えいたします。

こども園関係の年々増額されているということについてですが、確かにこども園は、こども園費、幼稚部費、保育部費と年々増加となっております。主な要因としましては、まず、人件費の部分が年々増加しているものでございます。具体的には、人事院勧告等を踏まえて若手職員の給料改定、それから、会計年度任用職員さんの処遇改善に加え、制度改正による勤勉手当の支給が開始されたことなどが影響しているものでございます。それから、また、給料月額に応じた率によって期末勤勉手当の額や共済費の額もかかってきますので、こども園など職員の人数が多いところにつきましては、結構な金額の増となってくるものと思われま

す。それから、4年度に急激にアップしているということなんですが、最近の傾向としては、こども園の幼稚部、保育部とも若い先生が多くおられて、年に2名ないし3名が産休、それから育休の休暇を取得するために、新たに代替教諭や代替保育士を雇用するなど、そういった面で人件費が増加する要因となっております。それから、細かいところにつきましては、各種委託料や需要費、手数料などが、物価高騰や人件費、そちらの業者さんの人件費の増により年々値上げとなってきておられて、そういうところで年々増加となっている要因であると考えられます。

以上です。

○議長（水野秀一君） ほかに。

5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 今、人件費の高騰ってちょっと気になったんです、こども園費の総額、産休とか育休の支払いというのは町がしているんですか。町でしているんですか、町でしているんですか。共済組合がやっているんじゃないかと、町がしているんですか、産休の人の支払いというのは。産休、育休もそうですよね。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） 産休の給料に関しましては、町のほうで支給させていただいておられて、育休については共済組合だったかと思われま

す。以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 分かりました。

育休の分は共済組合、それから産休の分は町が負担ということなんで、私も後でちょっと調べますけれども、あれ、そうだったかなと思っているんですが、ただ、4年度から比べると6,000万上がっているんですね。これは、単純に人件費の高騰だけでは説明つかないでしょう。多分、そのほかにもいろいろあって、まだ、途

上であったので、こういうものも入れなきゃならない、こういうものも入れなきゃならないから増えていったんですよというんだったら話、分かるんですが、それを人件費でくると丸め込まれちゃうと、6,000万上がっているわけですから、6,000万が皆さんの働いている方に行くのであれば、これはいいですよ、それは。いいんだと思うんですが、でしたらということでお聞きしちゃうんですけども、4年、5年、6年、7年、8年で、いわゆる正職員の方も任用職員も含めて、どのぐらい人員が増えていて、どのぐらいになったのかというのをお聞きしなくちゃならなくなっちゃうので、ということをまずはお聞きします。

それで、メフォスについては、先ほど総務課長から前向きな答弁をいただきました。ありがとうございます。私も、監査の内容というのは、今、ここで話すわけにいかないので、お話しませんが、メフォスの見積りをきちっと検証して見てくださいというのが質問の要項でした。質問は、もともとは見積りの中身をきちっと見てくださいというのがあって、それが妥当であれば、給食業界、いろんな情報を見ても非常に上がっているということは理解できるんですよ。非常に理解はできるんです。ただし、先ほど同僚議員も言いましたけれども、この金額がいかないんだったら撤退しますよなんていう物の言い方ではちょっとこれから怖いなという感覚は持っています。だったらば、1,500万でも2,000万でも飲まなきゃなんなくなりますから、じゃ、飲まないがためのいわゆる下、こちらに準備はしとかなきゃならないんだろうなというふうなことは思います。ですから、その辺はぜひとも見積りの中身を再度検討していただいて、これが妥当なのかどうかというのを見ていただければなというふうに思っています。

それで、先ほど800万で代替の40万というのは、町の代替要員として40万ぐらいかかるんだという話なので、これは私がちょっと言い間違えたんだと思います。ということは、800万で、例えば2名の調理員さんが休もうが何しようがその分は払っていくという理解でいいんですか。その部分についても、もう一つお伺いします。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） それでは、お答えいたします。

4年度につきましては、幼稚部費でまず、職員手当が上がっております。それから、こども園につきましては、こども園はさほどではないんですが、それから、保育部費、こちらの給料が500万円ほど増加しております。職員手当につきましても200万、こちらが増加となっております。あと、細かいところも少しは上がっておりますが、あと、それから、代替さんのところの質問を、すみません、もう一度お願いします。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） じゃ、併せてなんですけど、私、あさかわこども園関係の質問の通告には、あさかわこども園関係の予算額が年々増額されていることに対しての見解、いわゆる分析、見解をお願いしますということでお話ししているんですね。ですから、トータルの中で考えているのを上げてきた傾向を何個か挙げてもらえばいいですよ。具体的ところで、私、質問しているわけでないので、そこまでの具体的な質問は年々ごとにいろんなことを、事業があるのは分かっていますから、それは、年々のことについては我々も議会も承認してきたわけですよ。それに対して否定するものでも何でもないわけです。

ただ、傾向としてはあさかわこども園の費用がこれだけ上がっているんだけど、それに対しての傾向としてはどういう見解をお持ちですかという質問で通告させてもらっているんですよ。通告していただくということで通告しているわけですよ、私たちも。ですから、それなりの回答をいただければそれでいいし、私、具

体的な内容についてはこちらに資料を持っていませんので、それに反論も何もできないんですよ。傾向だけ聞けばそれで終わりなんです。ということで、質問したつもりなんですけれども、いろいろ今、るいただきましたので、それはそれで結構なんです。

先ほどの調理員さんの800万云々の、これメフォスの話ですよ、800万の話で代替分は40万ということで、私、勘違いしていましたと、それは町が任用職員さんを雇うときにかかる費用で40万だということなので、じゃ、逆を返せばメフォスの派遣された調理員さんが休むときでも関係なく800万は支払うんですかという質問です。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） メフォスさんの調理につきましては、こちらの見積書を見ますと、月16日で換算で、就業時間が5時間で2名、それから、10日の方につきましては、こちらの代替さんになってくる方だと思われるんですが、月10日で5時間で人数1名というふうになっておりますので、町のように、有給の分を払ってとかというそのようなことではないかと思われま。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 具体的な内容で今、聞いていると時間かかりますので、それ以上はしないんですが、今、ちょっと気になることは、メフォスの見積りの中に代替のところも入っているということですか。

〔「そういうことです」の声あり〕

○5番（木田治喜君） そういうことですよ。ええ、それはないでしょう、多分。先ほどの回答と併せて、それで、トータル的に考えれば給食センターでは作れないんだよと、これは法令上無理ですよ。保育部のやつはあさかわこども園の中の施設の中で作りなさいというふうになっていますから、これは分かります。分かるんで、もろもろあるんでしょうけれども、ぜひ総務課長、さきの答弁のとおり、1回、外部にも見てもらってくださいよ、委託内容とか、見積りとかの中身を、弁護士さんに。多分、どういう回答をするか、ぜひともその辺のお諮り願って、検討していただければということで質問を終わらせていただきます。これ以上、ちょっとあれなので、質問、終わります。

〔「最後に」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） この見積りですけれども、これは、5時間で10日働いた場合、1人、60万、16日働いた場合、5時間で2人で201万、これは勤務した場合の見積りということになると思います、勤務した場合。ですから、代替、もし勤務していなければ、これは当然支払いにはならないと思います。

以上です。

〔「じゃ、最後、最後、いいですか、今の話聞いて」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） すみません、じゃ、例えば確定申告と同じように年間でやるのか、月でやるのか分かりませんが、休んだ分だけその働いていない基準から外れた場合は減額するということによろしいんですか。そういうことですよ。分かりました、結構です。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） ごめんなさい。最後、町長、もうちょっと。業務委託料の中で、解決策として一つ考えるのは、やはり自前で管理栄養士を雇ってはいかがかと。やはり若い子で管理栄養士を目指して大学なり専門学校行っている子どもさんは多いです。今年に限っては、企業の、何というんですか、就職活動の中で企業説明会、石川郡でもやりましたよね、八幡屋さんでね。そういうものにも町側からも積極的に出て今年は行きましたけれども、もう大学とかそういう専門学校の何というんですか、資格を持つことができるところにもやはり逆に、もう町から行って、ぜひうちの町で働いてみないかという活動をしてはいかがかと。それで昔のように保育園で給食のおばちゃんが、やあ、俺げのばあちゃんがとか、私の母ちゃんがとかという人が調理するのも一つではないかなと思うんですけども、何とか改善策として、このままいけば同僚議員が言っていますとおり、どんどんメフォスさんは値段を上げていくと思います。

ですから、その予防策としましても、自前で管理栄養士を雇ってはいかがかと思うんですが、町長、どうでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 先ほどから、給食センターとか、自前でできるかというのは、本当に今後の検討課題と先ほどから申しております。それで、先ほど今、今年第1回、企業の説明会、八幡屋でやりました。これは、私も営業をやったんですよ、各学校。そうしたら、250名以上の生徒たちが集まりました。これは、もう第1回目ですから、今度第2回目、第3回目で、若い人たちの企業説明をして、まず、地元に残ってもらい、そしてまた栄養士、看護師、保健師とか、そういうのをどんどん町のほうに採用すれば、本当に町も、もっともっと給食センターはじめ役場あるいは各企業が、もっともっと繁栄すると思っておりますので、本当に給食センターは、これから今、皆さんと共につくっていかなくちゃいけないと思っているんです。これは、給食センターで作るとか、我が役場で作るんじゃないかと、やっぱり皆さんで作れば、いい企業を作れば何でも前に進むと思っておりますので、いい方向で、今後、進めさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○7番（須藤浩二君） はい。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、10款6項社会教育費について、109ページから113ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、10款7項保健体育費について、114ページから116ページ。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 通告しましたので、通告どおりお尋ねします。

ポッチャの用具一式を買うということでしたけれども、2月17日の長寿会のニュースポーツ大会で大盛り上がりだったのは囲碁ボールというゲームで、セットが1つしかなかったために、時間がかかって参加者からはもう一セット絶対欲しいという強い要望が出されておりました。ぜひ補正で対応をすべきではないかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） これは、担当課より説明させていただきますが、上野議員もよく高齢者のスポーツ大会に参加しているのは私もお存じであります。やはり、高齢者が体を動かす、スポーツをする、これはやっぱり健康寿命につながりますので、いい方向で考えたいと思います。まず、保健福祉課長より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） それでは、私のほうから補足答弁いたします。

この2月11日のニュースポーツ大会ということで、恐らくこれは長寿会の連合会の事業だと思っておりますので、私のほうから答弁させていただきます。

この囲碁ボール、こちらは令和7年度、今年度、1セット、長寿会のほうで購入したものです。この購入に当たっては、一昨年、去年、おとしになるんですか、12月に長寿会からぜひ買いたいんだというところで要望がございまして、調べましたところ、県のほうの補助金が該当になって、老人クラブ連合会が行う健康づくり等事業補助金というものがありますので、そちらのほうに組み込みまして、県3分の2、町3分の1で購入していただいたという部分がございます。来年度についても、このようなご希望があるというところですので、なお長寿会、連合会のほうに確認しまして、令和8年度の予算のほうの補助金に上乗せして同じように、県、町の補助金の対応で、補助金を長寿会のほうに交付したいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） その場合は、令和8年度中に購入が可能だということですか。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） 県のほうにも確認しましたところ、昨年度、1セット買ってありますが、8年度についても、希望をしていただければ補助金のほうで対象になりますというところで、先日解答いただきましたので、そのように8年度で長寿会のほうに、また、令和7年度と同様に補助金を交付して買っていただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） そうすると、一番早く6月の補正で対応してもらえれば夏の大会には間に合うということですね。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。とにかく参加者が、家にいたんではこんなに大笑いすることはないと、みんなそう言って大喜びしていたんですよ。ポッチャのほうはちょっと地味なんですけれども、この囲碁ボールは審判の判定員に対しても、みんな、いろいろめいめい、ああじゃない、こうではないとにぎやかにやるものですから、大変盛り上がっていて若返りにはすごくいいと思いますので、ぜひ早急にもう一セット、備えるようにご尽力をお願いしたいと思います。

以上です。

答弁は結構です。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、11款1項農林水産業施設災害復旧費について、117ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、11款2項公共土木施設災害復旧費について、118ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、12款1項公債費について。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、13款1項普通財産所得費について、120ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、14款1項予備費について、121ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、ここで給与明細書、債務負担行為、地方債に関する調書について、122ページから129ページ。

5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） これは通告していないのであまり具体的なことはお聞きしないんですが、各課の人件費計上については、入退社を加味して計上するというふう以前に定例会等で総務課長よりお聞きしました。新たな採用は5名ですよということは町長より説明を受けましたけれども、新採用5名は理解しましたということなんですが、これは入退社ということは、退職者はいないということの認識でよろしいんでしょうかということがまず、一点と、それから、また、計上するに当たって前年対比で何か変化点ございましたでしょうかと。ここにはいろんなことがあるんですが、私、ここではお話ししませんので、全体的なところで何か計上の仕方どこを変えたとか、ここをこうしたとかいうのがあればお知らせ願いたいということ。

それから、超過勤務手当は、前回の補正にて7年度当初予算に鑑みて計上されました、補正が、12月に。こういうことも踏まえて、お伺いしたいというふうに思っています。

それでもう一つが、正職員の給与を含めて4,394万5,000円、アップしています。これは全て県人事委員会の改正に基づく、勧告に基づくものでしょうかということと、また、町長含めた全庁内の人件費で歳入対比で24.58%になりますということで、多分、平均点などところでは16.8%ぐらいが、多分、各地方自治体の、大都市圏は別なんですけれども、そういった意味では16.8%ぐらいがほぼあれかなと思っているんですが、浅川町は、当町は24.58%、25%近くありますので、その辺の見解をいただきたいというふうに思っています。

以上、4点ほどお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、それぞれ答弁させていただきます。

1点目につきましては、今後、変化があるかと思っております。

2点目ですが、順序、逆になるかもしれませんが、まず、超勤につきましては、このような数字で計上をし

ておりますけれども、来年度、仮なんですけど、プログラム組みまして、超過勤務手当の抑制を検討しております。こちらにつきましては、年度当初から進めるように今、課内で準備を進めております。

それと、3点目は県に準じております。

それで、4点目なんですけれども、人件費の変化点、正規職員はご覧の人数で変化はあると先ほど私、申したとおりなんですけれども、大きく分ければ正規職員と会計年度任用職員がおります。人数が、トータルで150なんですけれども、我々職員は正規プラス任用職員で。この任用職員の取扱いについても、パートとフルとございます。これは、勤務内容にもよってなんで、このように振り分けはしておりますけれども、来年度、1年かけてこの任用職員の取扱いについてもよく検討をして、人件費の抑制を視野に入れたと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ありがとうございます。

それで、先ほど、ぱっと見たときに同僚議員のほうにもお話ししたんですが、例えば人件費で、任用職員で、1人で共済費の町負担分も含めると550万ぐらいかかるんですね。非常に高くなっているんだということだと思います。550万といたら、我々、若いとき、若いときですからもう30年も40年も前になりますけれども、その当時、年収360万いけばいいよねという話したんですが、今は任用職員さんでも550万ぐらいかかる時代になってきたんだということだと思います。

それで、何か変化点はありましたかということで先ほどお聞きしたんですが、超過勤務手当を令和7年度については補正でやってくれども、極力、超過勤務については抑制する方向だよということですが、一つそこで懸案事項もあって、超過勤務して、命令した部分については必ずつけてやってくださいよと、これはこれで当たり前のことだと思いますね。

これも言いづらいんですが、サービス残業なんていうことは決してないような形でぜひお願いしたいなど、やったものに対してはお金を払う、これは当たり前のことなので、その辺のところをぜひお願いしたいということと、先ほど予算比率の24.58%に対する見解を伺うのができていませんので、そちらの見解をちょっとお知らせ願えればと思います。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） お答えいたします。

まずは、そのサービス残業の件なんですけれども、前に議会でもご説明していますが、月に1回、安全衛生委員会、開いております、メンバーが約七、八人おります。私が座長となり進めているわけなんですけれども、この中でも、超勤の多い職員等も見てその原因とかも調べていますし、あとサービス残業は、これは当然監査の際にも議員さんからご指摘いただいておりますので、ここは強く指示しているところです。

それと、2点目の件なんですけれども、先ほど私、最後に申したとおりなんですけれども、人件費の抑制といいますか、何といいますか、ちょっと言い方がいいにくいなんですけれども、人件費の抑制は正規職員、これは人勧の絡みもあるものですから、会計年度任用職員もそうなんでしょうけれども、今後、来年度は改めて申しますけれども、この任用職員の取扱い、こちらをよく精査して令和9年度には何らかの形で反映したいと考えて

おります。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） すみません、1点教えてください。

122ページの給与明細についてなんですけど、特別職のところ、その他の特別職ということで、1人増になっております。どのような職なのか、お教えてください。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私から答弁させていただきます。

こちら、実は給与明細書なんですけれども、たまたま1人増になっているんですけれども、これは490人といえますのは、議会、旅費のところでも説明したと思うんですけれども、町から委嘱2名、受けている方って結構な方々いらっしゃいます。町から受けている方ですから、例えば民生委員の方、農業委員の方、消防団員の方、それを、それぞれの団体を、選挙管理委員とか、団体を毎年計上していくんですけれども、たまたま今回1人だけが増えただけの話で中で泳いでおります。その関係上で1人、人件費、金額のところアッパになっているんですけれども、これは総体的な話なんです。私のほうでも、こちらちょっと調べてみたんです。1人でがくんと上がっているんで、1人増えたのかなと思ったんですけれども、これは総体的な話で、トータルの話でご理解いただければと思います。

以上です。

○7番（須藤浩二君） 了解です。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 続いて、歳入について質疑を行います。

1款町税について、10ページから11ページ、ありませんか。

5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） これは款ごとですよ。

○議長（水野秀一君） うん、1款。

○5番（木田治喜君） 歳入のほうの個人町民税は昨年度から比較すると、2,600万円増、固定資産税については、6、7年と下降気味でしたが、8年度については一転上昇していると。この詳細を伺うとともに、個人、法人、固定を合わせると、7年比較では8.3%ほどアップしている見解をお伺いします。

それから、2点目に、従来、新型コロナ以前ですと、令和元年比較で伺っていました。近年では、生産活動も落ち着いたということで、現状によると法人町民税が7年対比で28.7%と大幅な増加になっています。法人

町民税については、事業所または寮などがある法人などが課税するものと承知していますし、均等割と法人税割等がありますが、法人税割が増加しているんだろうというふうに推測しています。そういう意味で、現状、町は民間企業の動向をどのように見ているか。あわせて、法人数の変化、これがあつたとすればですよ、あつたとすればその変化点を教えていただきたいなというふうに思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 税務課長、坂本克幸君。

○会計管理者兼税務課長（坂本克幸君） それでは、私のほうよりご説明申し上げます。

まず、1点目の町税、個人町民税、法人町民税、固定資産税の3つの税目ですが、こちら3つとも、3税目とも12月の補正で増額のほうをしております。その12月の補正の実績を見まして8年度も計上のほうをしております。

まず、個人町民税が増えた要因としましては、初日からお話ありますとおり、農業収入の増に伴う農業所得が増加するものと見込みまして、昨年より増額しております。法人町民税につきましては、7年度、12月補正した理由が、大きな企業さんのほうで法人割が大幅に増加したということと、それに伴って、本来ですと減価償却資産、減価償却で年々減っていくものですが、新たな設備投資があつたためほぼ横ばいで思ったより下がらなかった、そのため、補正したという経過がありました。それを見込みまして、8年度も法人税割は1,000万程度を見込みまして増加となっております。また、固定資産税につきましては、12月補正した理由が、家屋の部分につきまして減少した建物より新築の建物が多かった、また、その新築の建物が比較的評価額の高いものが多かったということで、減ったものより増えたもののほうが多かったので思ったより下がらなかった、そのため固定資産税もアップしたということで、それを見込みまして、8年度は予算の計上をしております。

2点目の法人町民税につきましては、こちら先ほどもちょっとお話しましたが、ある大きな企業さんが法人税割、7年度は多かったということで、8年度につきましては、そこまであまり多く見込み過ぎるのも歳入欠損等起こしてしまうと困りますので、若干、抑えて見込んでおりますが、また、各法人さん、少しずつですが法人割のほうも伸びてきておりますので、それを見込んで8年度は計上しております。法人数の変化につきましては、法人数は、令和2年からのデータですが、ほぼ110台で、110前半、令和8年度は114件で見込んでおります。均等割につきましては、令和2年度頃からずっと1,000万程度で推移しております。

法人割につきましては、令和2年が1,000万程度、令和3年が1,200万、令和4年は1,100万ということで来ておりましたが、令和5年度が710万と、ここで下がりました。6年度になりまして570万と、恐らくこれは物価の高騰等の影響をもろに受けたものかと思います。今年度が570万まで下がりましたので、それを受けて7年度の当初予算では法人割のほうは570万、同じ程度で計上しておりましたが、結果としまして、大企業さんの法人割が多くなったもので、法人割については、結果として1,300万程度、当初から800万程度、増えたということで、それを基にして8年度は1,000万程度として法人割を見込んでおります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ありがとうございます。

それでいくと、令和7年度に補正組んだ実績に近いものがそのまま令和8年度も移行していますよという形になるんだろうと思います。そこで気をつけなきゃならないのは、10%弱ぐらい、トータルで町税が上がっていますので、そこで言うと、その主力たるものが農業所得のところだと思うんですね。農業所得が、じゃ、令和7年度がこれだけよかったので、令和8年度もそのままいくかという、そうじゃないんだろうというところがちょっとありますので、ちょっと若干高めに見積り過ぎているのかなという感じはしないでもないんですが、これはあくまで予定ですので了解したということで。

それから、非常に嬉しいところが各事業所さんの設備投資ですね。こちらのほうがうまくいっているということで、それに代わっての償却資産税がそんなに変わらず、普通は原価率で落としていくんですけども、それがそのまま横ばいになっているということは新規の設備導入が多くなったということになりますので、その辺も非常によかったなということで、この辺についても、じゃ、令和8年度、どうなんだということと、いろんな世界情勢云々を見ても、逆にこの辺は減ってくるんだろうなというような感じを持たざるを得ないので、7年度比較の当初予算で8.36%上がっていることに対する警戒感というか、常に注目していく必要があるんだろうということで、法人数の変化についても、ほとんどないという中での答弁は了解しましたということで、終わります。

◎会議時間の延長

○議長（水野秀一君） 本日の会議時間は、審議の都合によってあらかじめ延長します。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間を延長します。

○議長（水野秀一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、2款地方譲与税について、11ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、3款利子割交付金について、同じく11ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、4款配当割交付金について、同じく11ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、5款株式等譲渡所得割交付金について、12ページ。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（水野秀一君） 次に、6款法人事業税交付金について、同じく12ページ。
〔「なし」の声あり〕
- 議長（水野秀一君） 次に、7款地方消費税交付金について、12ページ。
〔「なし」の声あり〕
- 議長（水野秀一君） 次に、8款ゴルフ場利用税交付金について、12ページ。
〔「なし」の声あり〕
- 議長（水野秀一君） 次に、9款環境性能割交付金について、12ページ。
〔「なし」の声あり〕
- 議長（水野秀一君） 次に、10款自動車取得税交付金について、12ページ、13ページ。
〔「なし」の声あり〕
- 議長（水野秀一君） 次に、11款地方特例交付金について、13ページ。
〔「なし」の声あり〕
- 議長（水野秀一君） 次に、12款地方交付税について、13ページ。
〔「なし」の声あり〕
- 議長（水野秀一君） 次に、13款交通安全対策特別交付金について、同じく13ページ。
〔「なし」の声あり〕
- 議長（水野秀一君） 次に、14款分担金及び負担金について、13ページ、14ページ。
8番、上野信直君。
- 8番（上野信直君） 14ページの民生費負担金、あさかわこども園の負担金、現年度分というのが487万5,000円計上されております。これは、こども園保育部の保育料の3分の1分だというふうに思うんですけども、町長は保育料の無償化、これは国の動向を見て行うということでありました。私は、新年度は保育料の無償化がなされるんだろうなというふうに確信をしておりますけれども、具体的に何がどうなればいつから無償化を実施するのか、伺いたいと思います。
- 議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。
- 町長（江田文男君） 私、令和8年度、これは実施したいと考えておりますが、なお、説明を担当課より説明させていただきます。
- 議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。
- 教育長（真田秀男君） ただいま町長より答弁のあったとおりですが、これは国のほうでも令和8年度4月1日よりの給食費、これを1人当たり月5,200円、11か月、無償化にするという予算案を組んでありますので、恐らくこれは通ると思われますので、それを見越しまして浅川町におきましても、令和8年4月1日よりこれを実施したいというふうに考えております。
- 議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。
- 8番（上野信直君） 年度内成立を目指すということで、当初予算を国のほうでもということであります。年度内に成立すれば、これは間違いなくやると。万が一、年度、次年度に、新年度にずれ込んでも、これはここまで計上されているんだから実施されるのは間違いはないということで、浅川町では4月1日から実施をすると、

こういう理解でよろしいですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 全くそのとおりであります。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、15款使用料及び手数料について、14ページから16ページ。

5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 少額なんで、あまりそんなにこういうところで質問するあれではないんですが、通告してありますので。15の1の6の3、15ページの町営プール使用料というのがあるんですが、これは7年度、7万2,000円計上されていて、8年度、3万になっています。何か、これは稼働日数等で変化があったんでしょうかね。理由だけお聞きします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） それでは、お答えいたします。

7年度につきましては、幼児、小学生、中学生は無料とさせていただきました。一般の方の徴収でございましたので、あとが340人、延べ、掛ける100円で3万4,000円となったところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ああ、すみません、じゃ、幼児、小学生、中学生までは無料だと。これはいつから、ずっとですか、これは。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） 令和7年度からです。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ということは、令和7年度の当初予算では7万と組んだけれども、令和7年度から無料としたために、令和8年度は3万にしましたよということの理解でよろしいんですか。

はい、分かりました。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 16ページ、最上段であります臨時運行許可証交付手数料11万2,000円に関してなんですが、私、職業柄、こういう臨時運行許可証、いわゆる仮ナンバーの交付に関して、もうちょっと利便性を追求するとか、利便性を上げていただきたいと思うんですね。というのは、土日でも役場には窓口業務、様々な受付等で職員さんは在庁をしているわけですね。その中で、ぜひとも土日、営業とか、その庁舎が空いている時間帯の、せめてこの仮ナンバーの交付が、事業ができれば、ちょっと利便性が上がるなと思っ

て提案なんですけれども、できればやれる方向で検討していただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） できればやりたいと思いますが、まずは担当課に聞いてみたいと思います。

○議長（水野秀一君） 住民課長、高野喜寛君。

○住民課長（高野喜寛君） それでは、お答えいたします。

仮ナンバーの申請関係の利便性向上ということなんです、実際に土日の貸出し運用となりますと、日直者ということで、それぞれの職員が担当するという形になりますので、なかなか現実的には厳しいところがあるのかなというふうには思っております。その分、土日に仮ナンバーとして利用したいという場合には必要最小限の日数とはなりますけれども、金曜日に貸出しをして月曜日に返還するといった対応はしておりますので、それが仮に連休でちょっと長くなった場合であっても、そういったときに同じく金曜日、それから、月曜日まで休みであったらば火曜日に返していただくというような、そういった形での対応は取っておりますので、そういったご相談をいただければ、必要に応じて、必要最小限という条件はついてまいりますけれども、そういった対応はできますので、その都度ご相談いただければと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○7番（須藤浩二君） はい。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、16款国庫支出金について、16ページから19ページ。

5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） これも通告してありますので、地域未来交付金、17ページの16、2、1、3にあるんですが、これは新科目と承知してはいますが、地域未来交付金の詳細をぜひお知らせ願いたいというふうに思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） では、私のほうからご説明させていただきます。

地域未来交付金につきましては、国の地方創生関係の交付金となっております。これまで、国の地方創生に関する交付金は地方創生推進交付金などから始まりまして、デジタル技術を活用して地域課題を解決することを目的としたデジタル田園都市国家構想交付金、いわゆるデジ田交付金へ再編されました。さらに、デジタル活用に加え地域産業の活性化や生活環境の向上など、幅広い地域課題に対応するため新しい地域経済、生活環境創生交付金として制度が見直しされております。さらに、令和8年度からは、こうした地方創生関連の交付金を整理する中で、地域経済や生活環境の向上をより重視する制度へ見直しが進められ、地域の稼ぐ力の強化や、持続可能な地域づくりを目的とした地域未来交付金へと制度の再編が進められているところです。これまでの交付金に共通する特徴といたしましては、事業ごとに成果指標でありますK P Iを設定し、その達成状況

を検証しながら、P D C Aサイクルにより事業の改善を図る仕組みが導入されている点となっております。

令和8年度に本町で活用する事業につきましては、地域未来交付金のデジタル実装型を活用しまして、こども園において活用する予定をしております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○5番（木田治喜君） はい。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、17款県支出金について、19ページから23ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、18款財産収入について、23ページ、24ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、19款寄附金について、24ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、20款繰入金について、24ページ、25ページ。

5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 森林環境譲与税の基金繰入金623万3,000円あるんですが、これでちょっとお尋ねしたいんですが、基金の残高、これが幾らあるのか。それから、523万3,000円、7年度対比で増額されています。森林環境譲与税の取り崩した繰入金に、取り崩した金額の使途金額、使途事業はどんなものに充てるのか、それを2点ほどお伺いしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 農政課長、関根恵美子君。

○農政課長（関根恵美子君） それでは、私のほうから答弁させていただきます。

基金の残高につきましては、令和8年3月1日現在、979万5,050円となっております。令和7年度比、523万3,000円の増額の詳細につきましては、令和7年度におきましては、城山の環境整備として100万円、基金より繰り入れて実施しましたが、令和8年度につきましては、城山の環境整備のほか森林経営管理制度意向調査準備業務委託、それから、ふくしま森林クラウドシステム利用料としてこの3つに充てたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○5番（木田治喜君） はい。

○議長（水野秀一君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、21款繰越金について、同じく25ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、22款諸収入について、25ページから27ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、23款町債について、27ページ、28ページ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（水野秀一君） 原案に賛成者の発言を許します。

2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） 令和8年度一般会計予算に賛成討論をします。

新年度の予算は、不安定な世界経済情勢の中、本町の財政環境は自主財源に乏しく地方交付税の依存度が高い厳しい財政状況にあり、より一層の功利的な財政運営が必要であります。このような中、直面する多くの公共施設の更新などの行政課題や増加する財政需要に柔軟かつ的確に対応するため、国・県補助金、有利な起債や財政調整基金を活用し、必要財源確保に努めたものと理解いたします。しかし、経常収支比率の高止まりや財政調整基金の減少など、財政の硬直化傾向が懸念されることから、徹底した経常経費の見直しと節減により、財政の健全化を図りながら慎重なる予算執行と事業遂行を願うものであります。

歳出では、浅川町第6次振興計画の初年度に当たり、掲げる政策目標、基本施策に基づく各種事業は重要課題である人口減少対策をはじめ魅力向上と発信の取組、子育て支援、教育、高齢者福祉、インフラ整備など、新たな事業は脱炭素社会の実現に向けた公共施設防犯灯一斉LED化のリース事業など、町民の福祉向上や町のさらなる活力とにぎわいづくりにつながる施策が数多く計画され、限られた財源をバランスよく配分されている予算編成であり高く評価します。

これらの執行に当たり、町民の要望、期待に十分に答えることで全ての町民がまちへの愛着と誇りを持ち、共に未来ある町づくりが実現されることを切望し、賛成の討論といたします。

議員各位の賛同をお願いします。

○議長（水野秀一君） ほかに討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 賛成討論を行います。

全国どの自治体も厳しい財政状況の中、若者や子どもが減っての人口減少と公共施設の老朽化に対応し、ふるさとを残していくという重い課題を抱えています。基本的には、国のかじ取りの誤りだと思いますが、日本中の市町村がもがいていて福祉や教育予算を削るところも珍しくありません。そういう中であって、本予算は、新たに保育料の無償化に取り組み、ゼロ歳から18歳まで一貫した子育て支援を行おうとしています。また、高齢者の交通安全を願ってアクセルとブレーキの踏み間違い事故が起きないように、新たな補助事業も実施される

など、厳しい財政状況の中にあっても、町民の暮らしや福祉、教育を前に進めようという姿勢がうかがえる予算であり、評価するものであります。

こうした姿勢の前提として、老朽化した役場庁舎は新築ではなく小学校建物を再利用をして、経費の節減を図るという考えがあるわけですが、私は基本的に妥当な判断だと思えます。人口減少対策としては、子育て支援とともに、移住・定住を増やすための魅力発信、受入れ体制の整備にも力が入れています。一朝一夕にはいかない課題ですが、粘り強く取り組んでいただきたいと思います。

最後に、民間委託しているこども園保育部の給食調理業務の委託料の大幅値上げについては、直営も視野に対応することを求め、賛成討論といたします。

○議長（水野秀一君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第1、議案第14号 令和8年度浅川町一般会計予算を起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（水野秀一君） 起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（水野秀一君） 以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 5時03分